様式 1―表紙

令和 2 年度　認証評価

新渡戸文化短期大学
自己点検・評価報告書

令和 2 年 7 月

様式 2―目次

目次

自己点検・評価報告書 3
1. 自己点検・評価の基礎資料 4
2. 自己点検・評価の組織と活動 17

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 22

［テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神］ 22
［テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果］ 26
［テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証］ 30

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 36

［テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程］ 36
［テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援］ 52

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 78

［テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源］ 78
［テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源］ 89
［テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］ 96
［テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源］ 98

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 107

［テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］ 107
［テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］ 114
［テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス］ 117

【資料】
［様式 9］提出資料一覧
［様式 10］備付資料一覧
［様式 11～17］基礎データ

様式 3－自己点検･評価報告書

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、新渡戸文化短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 2 年 7 月 27 日

理事長
平岩　国泰
学長
木村　直史
ALO
廣井　禎之

様式４－自己点検評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

昭和 2 (1927)年	東京市本郷区元町（現東京都文京区本郷二丁目）に女子文化高等学院を創立 学院長に森本セイ、理事長に森本厚吉が就任
昭和 3 (1928)年	専門学校令により、女子経済専門学校に昇格 初代校長に新渡戸稲造、理事長・副校長に森本厚吉が就任
昭和 6 (1931)年	東京府豊多摩郡中野町（現東京都中野区本町を含む一帯）の本学現在地にあった成美高等女学校を引き継ぎ、女子経済専門学校附属高等女学校と改称し、新渡戸校長が高等女学校校長を兼任
昭和 8 (1933)年	新渡戸稲造校長逝去により、森本厚吉理事長が校長を兼任
昭和 9 (1934)年	女子経済専門学校を東京市本郷区元町から東京府豊多摩郡中野町に移転
昭和 19 (1944)年	東京女子経済専門学校と改称し、経済科・育児科・保健科を設置
昭和 21 (1946)年	英文科を設置　東京女子経済専門学校附属幼稚園を開設
昭和 22 (1947)年	学制改革により、女子経済専門学校附属高等女学校を東京女子経済専門学校附属中学校及び同高等学校に改組
昭和 23 (1948)年	東京女子経済専門学校附属小学校を開設
昭和 25 (1950)年	森本厚吉理事長・校長逝去により、橋本寛敏が第 2 代理事長に、森本静子が校長・園長に就任 学校教育法短期大学制度創設により、東京女子経済専門学校を東京文化短期大学とし家政科を設置　短期大学学長に森本静子が就任 東京文化高等学校・東京文化中学校・東京文化小学校・東京文化幼稚園と改称 児童研究所を設置
昭和 26 (1951)年	私立学校法公布により財団法人東京女子経済専門学校から 学校法人東京文化学園に組織変更
昭和 27 (1952)年	東京文化短期大学医学技術研究室を開設
昭和 39 (1964)年	森本武也が学長・校長・園長に就任 森本静子が学園長に就任
昭和 41 (1966)年	森本静子学園長逝去
昭和 43 (1968)年	大浜英子が学長・校長代理に就任

昭和 46 (1971)年	大浜英子が第 3 代理事長に就任
昭和 49 (1974)年	大久保安威が第 4 代理事長に就任
昭和 51 (1976)年	創立 50 周年記念事業の一環として杉並区和田に約 3,300 ㎡ の土地を購入
昭和 54 (1979)年	杉並区和田一丁目の土地に幼稚園・小学校の校舎が竣工し、移転
昭和 56 (1981)年	中野区本町の本校敷地内に体育館を建設
昭和 59 (1984)年	森本武也が学長を退任し名誉学園長に就任
昭和 62 (1987)年	桃園校舎を新築し、東京文化医学技術専門学校を移転 専門学校東京文化学園ビジネスアカデミーを開設
平成 7 (1995)年	村松一郎が短期大学学長に就任 専門学校東京文化学園ビジネスアカデミーを休校（後に廃止）し、 桃園校舎を臨検校舎に名称変更
平成 11 (1999)年	森本晴生が第 5 代理事長に就任
平成 12 (2000)年	東京文化短期大学設立 50 周年
平成 14 (2002)年	東京文化短期大学家政科を生活学科に名称変更し、食物栄養 専攻及び生活文化専攻を設置 東京文化医学技術専門学校を共学に変更
平成 15 (2003)年	東京文化短期大学を共学に変更 生活学科に生活福祉専攻を設置
平成 16 (2004)年	東京文化短期大学生活学科に児童生活専攻、専攻科・児童生活 専攻を新設
平成 17 (2005)年	東京文化短期大学に新渡戸・森本研究所、こども教育研究所 を開設 生活学科の生活文化専攻を廃止
平成 18 (2006)年	東京文化短期大学に臨床検査学科を開設
平成 19 (2007)年	東京文化学園 80 周年　記念式典挙行 森本晴生理事長が退任し学園長に就任 豊川圭一が第 6 代理事長に就任
平成 20 (2008)年	法人名を学校法人新渡戸文化学園に変更 東京文化医学技術専門学校を閉校 臨床検査学研究所を開設
平成 22 (2010)年	東京文化短期大学生活学科生活福祉専攻を廃止 東京文化幼稚園を新渡戸文化幼稚園に名称変更 東京文化小学校を新渡戸文化小学校に名称変更 東京文化中学校を新渡戸文化中学校に名称変更 東京文化高等学校を新渡戸文化高等学校に名称変更 東京文化短期大学を新渡戸文化短期大学に名称変更 新渡戸文化小学校を杉並区和田から中野区本町に移転
平成 23 (2011)年	新渡戸文化幼稚園の園舎を中野区本町に新築し、杉並区和田 から移転

	杉並区和田の土地を女子美術大学に売却 新渡戸文化アフタースクールを開校
平成 24 (2012)年	3 か年計画（2012 から 2014 年度）に着手 新渡戸文化幼稚園、2 歳児保育開始
平成 25 (2013)年	新渡戸文化子ども園に表記を変更
平成 26 (2014)年	新渡戸文化中学校を共学に変更
平成 27 (2015)年	3 か年計画（2015 から 2017 年度）に着手
平成 28 (2016)年	神田外語グループと教育連繋協定を締結
平成 29 (2017)年	新渡戸文化高等学校を共学に変更し、新コース制開始 新渡戸文化学園 90 周年 体育館の空調化完了
平成 30 (2018)年	現 3 か年計画（2018 から 2020 年度）に着手 新渡戸文化小学校及び新渡戸文化中学校を小中学校化 新渡戸文化短期大学生活学科に専攻科・調理専攻を設置
平成 31 年・ 令和元 (2019)年	平岩国泰が第 7 代理事長に就任 環境省より「第 7 回グッドライフアワード」環境大臣賞を受賞 文部科学省が新学習指導要領における「主体的・対話的・深い学び」に係る実践研究協力校として新渡戸文化小中学校を認定 学外有識者による「NITOBE　FUTURE　ADVISERS」を設置 新渡戸文化学園創立 100 周年（2027 年）記念募金を開始

＜短期大学の沿革＞

昭和 25 (1950)年	学校教育法短期大学制度創設により、東京文化短期大学（家政科）を開学　森本静子が初代学長に就任
昭和 26 (1951)年	栄養士養成施設に指定される
昭和 27 (1952)年	東京文化短期大学医学技術研究室（1 年制）を開設
昭和 30 (1955)年	東京文化医学技術学校（2 年制）を開設 東京文化短期大学医学技術研究室は発展的に解消
昭和 32 (1957)年	食堂給食施設管理専攻科を設置
昭和 39 (1964)年	森本武也が第 2 代学長に就任
昭和 43 (1968)年	大浜英子が第 3 代学長に就任
昭和 46 (1971)年	森本武也が第 4 代学長に就任
昭和 47 (1972)年	婦人教養講座を開始
昭和 51 (1976)年	東京文化医学技術学校を東京文化医学技術専門学校臨床検査学科（3 年制）に昇格
昭和 58 (1983)年	家政科のコースを食物栄養コースと教養教職コースに再編成
昭和 59 (1984)年	佃正昊が第 5 代学長に就任
昭和 62 (1987)年	桃園校舎（現臨検校舎）を新築し、東京文化医学技術専門学校を桃園校舎に移転

平成 7 (1995)年	村松一郎が第 6 代学長に就任
平成 9 (1997)年	家政科のコースを食物栄養コースと人間環境コースに再編成
平成 12 (2000)年	東京文化短期大学設立 50 周年
平成 13 (2001)年	森本晴生が第 7 代学長に就任
平成 14 (2002)年	家政科を生活学科に名称変更し、コース制を廃止して食物栄養専攻（入学定員 120 名）と生活文化専攻（入学定員 30 名）を設置 東京文化医学技術専門学校を共学に変更
平成 15 (2003)年	短期大学を共学に変更し、生活学科に生活福祉専攻を設置 入学定員変更：食物栄養専攻（120 名→90 名）、生活文化専攻（30 名→20 名） 生活福祉専攻（入学定員 40 名）を設置
平成 16 (2004)年	指定保育士養成施設として児童生活専攻及び専攻科・児童生活専攻（入学定員 30 名）を設置 入学定員変更：食物栄養専攻（90 名→80 名）
平成 17 (2005)年	生活文化専攻を廃止 子ども教育研究所を開所 新渡戸・森本研究所を開所
平成 18 (2006)年	財団法人短期大学基準協会による第三者評価（1 回目）を受け、適格認定を取得 東京文化短期大学臨床検査学科（入学定員 64 名）を開設
平成 20 (2008)年	中原英臣が第 8 代学長に就任 臨床検査学研究所を開所 入学定員変更：生活福祉専攻（40 名→30 名）、児童生活専攻及び専攻科・児童生活専攻（30 名→40 名）
平成 22 (2010)年	東京文化短期大学設立 60 周年 新渡戸文化短期大学に名称変更 生活福祉専攻を廃止 入学定員変更：生活学科児童生活専攻及び専攻科・児童生活専攻（40 名→50 名）
平成 25 (2013)年	一般財団法人短期大学基準協会による第三者評価（2 回目）を受け、適格認定を取得
平成 26 (2014)年	短期大学組織改編 中野区との間に「がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する協定」を締結 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との間に「東京オリンピック・パラリンピック競技大会連携協定」を締結
平成 27 (2015)年	関谷 透が第 9 代学長に就任

	中野区の「小学生学習支援事業」に参画
平成 28 (2016)年	入学定員変更：臨床検査学科（64 名→80 名） 「中野区と新渡戸文化短期大学との相互協力に関する基本協定」を締結 中野区の「生ごみ減量に向けた食品ロス削減の取組み」に参画
平成 29 (2017)年	中野まちめぐり博覧会に参画
平成 30 (2018)年	専攻科・調理専攻を設置 生活学科児童生活専攻の令和 2（2020）年度以降の学生募集停止を決定
平成 31 年・ 令和元（2019)年	入学特待生制度、遠隔地入学者支援制度及び学内ジョブ制度を導入

（2）学校法人の概要

■ 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数　（令和 2 年 5 月 1 日現在）

（単位：名）

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
新渡戸文化短期大学 生活学科食物栄養専攻	東京都中野区本町六丁目 38 番 1 号	80	160	115
専攻科（調理専攻）	同上	20	20	0
新渡戸文化短期大学 生活学科児童生活専攻	同上	(募集停止)	100	6
専攻科(児童生活専攻)	同上	50	50	25
新渡戸文化短期大学 臨床検査学科	東京都中野区中野三丁目 43 番 16 号	80	240	247
新渡戸文化高等学校	東京都中野区本町六丁目 38 番 1 号	100	300	131
新渡戸文化中学校	同上	60	180	50
新渡戸文化小学校	同上	60	360	351
新渡戸文化 アフタースクール	同上	新渡戸文化小学校の付帯機関		
新渡戸文化子ども園 （幼稚園）	同上	約 40	110	168

（3）学校法人・短期大学の組織図

■　学校法人新渡戸文化学園　組織図　　令和 2（2020）年 5 月 1 日現在

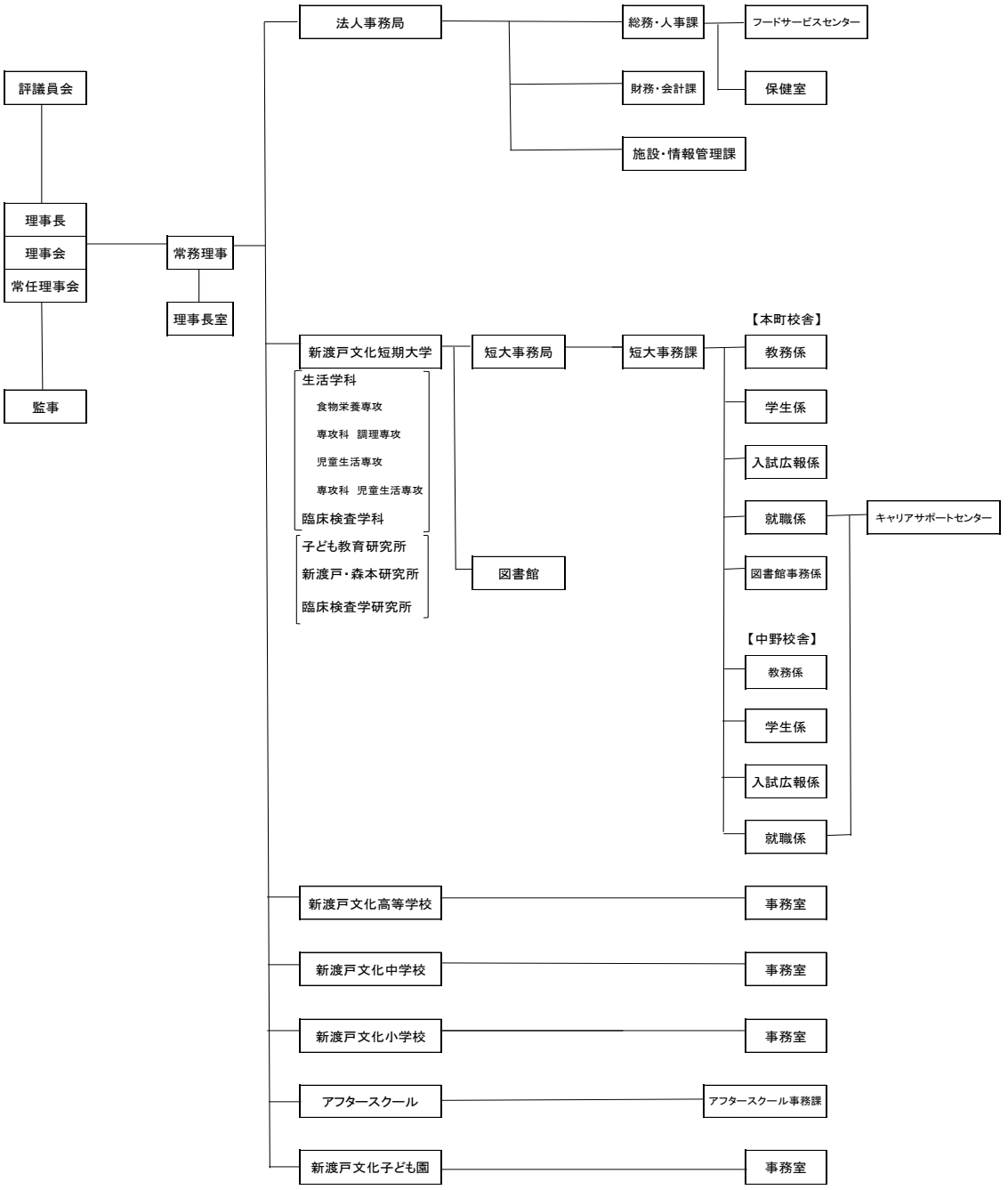

（4）立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■　立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

（単位：人）

地　域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
中野区	317,136	330,750	333,901	336,639	340,019

杉並区	552,160	567,249	573,417	577,903	582,864
世田谷区	886,118	909,607	917,670	925,226	933,708
新宿区	325,197	336,746	340,575	344,103	347,661
渋谷区	214,235	226,301	228,402	230,707	233,060
豊島区	284,663	292,479	295,860	298,562	300,512
練馬区	715,225	724,132	728,825	733,150	737,906
板橋区	543,487	565,602	571,154	575,432	581,066

■　学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

地　域		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
北海道東北	青森			5	2.4	3	1.3	4	2.1		
	岩手	4	1.8	3	1.4	6	2.6	2	1.0		
	福島	1	0.5	6	2.8	4	1.8	5	2.6		
	その他	4	1.8	1	0.5	4	1.8	5	2.6		
北関東	茨城	2	0.9	4	1.9	6	2.6	3	1.6	2	1.4
	栃木	3	1.4	1	0.5	8	3.5	3	1.6	3	2.1
	群馬	5	2.3			2	0.9	1	0.5		
南関東	埼玉	38	17.2	43	20.4	36	15.9	41	21.4	26	17.9
	千葉	19	8.6	16	7.6	15	6.6	8	4.2	11	7.6
	神奈川	19	8.6	16	7.6	22	9.7	22	11.5	23	15.9
東京		109	49.3	100	47.4	94	41.4	78	40.6	76	52.4
北陸甲信越	新潟	4	1.8	1	0.5	1	0.4	5	2.6		
	山梨	1	0.5	7	3.3	8	3.5	2	1.0	2	1.4
	その他	4	1.8	0		6	2.6	6	3.1		
東海		2	0.9	6	2.8	7	3.1	3	1.6	1	0.7
近畿		1	0.5	1	0.5						
中国		1	0.5			2	0.9			1	0.7
四国		2	1.0					1	0.5		
九州		2	1.0	1	0.5	2	0.9	3	1.5		
台湾						1	0.4				
合　計		221	100	211	100	227	100	192	100	145	100

■　地域社会のニーズ

中野区は東京 23 区の西部にあり、地形的には武蔵野台地の一角に位置し、新宿区、渋谷区、杉並区、豊島区及び練馬区に囲まれた日本で 2 番目に人口密度の高い（平成 31（2019）年 4 月 1 日推計：21,274 人/km²）地域である。近年、中野坂上地区の再開発により、超高層ビルも立つようになり、コンピュータ・ソフトウェア関連の会社も進出してきている。平成 24（2012）年には、中野駅北側の警察学校跡地近辺が再開発され「中野四季の森公園」を囲むように大企業本社あるいは大規模大学が進出し、昼間人口が急増している。また、これから数年をかけて、さらに中野駅周辺の再開発事業が一段と進むと予想され、ますます人口の増加が見込まれている。

このように活気溢れる中野区には学生等の単身生活者や中年層の共働き世帯が比較的多く、安心して暮らせるまちづくりを目指して、福祉分野、教育分野及び医療分野における質と量の充実が求められている。

■　地域社会の産業の状況

中野区は、戦前から住宅地として発展したため、区内にある企業数は限られている。産業分類別にみると、生活利便性の高い住宅都市としての性格を反映して、商業（卸売・小売業）、宿泊業、飲食サービス業、不動産業、物品賃貸業が半数以上を占めている。区内に存在する事業所数は2,805、就業者数は26,350人であり、一事業所あたりの従業者数は9.4人となっているが、企業のほとんどは、従業者数が30人未満の中小企業で、特に従業者数4人以下の小規模事業所が63.2%を占めている。このように、区内の商業は従業員の少ない小規模事業者が多く、区民生活に密着した存在となっている。一方、区内の製造業事業所数は470であり、その79.3％が従業員数9人以下の小規模事業者である。これらは、印刷、食料品、繊維など軽工業が約半数を占め、住宅地域に混在している。かつて区内産業の中で比重の高かった農業は、昭和30年代以降の急激な宅地化の進行により激減した。しかも生産される農作物は、区内の消費を満たすには至らず、また、農地転用が進み、農業の区内産業に占める割合は年々低下している。

■　短期大学所在の市区町村の全体図

都内区市町村地図　（東京都公式ホームページより）

23区,26市,5町,8村(平成30年3月1日現在)

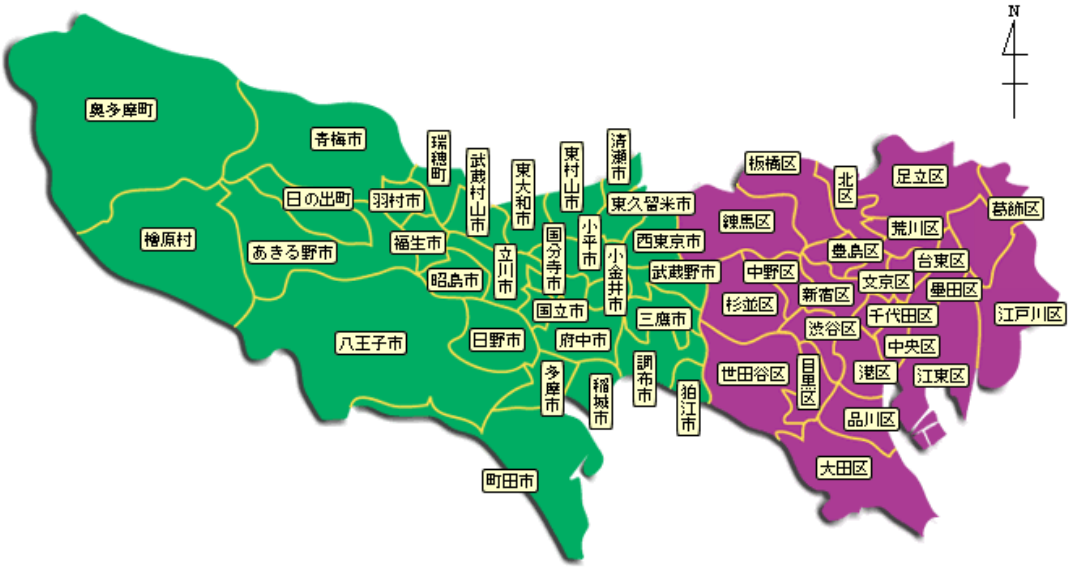

東京都 23 区位置図（中野区公式ホームページより）

中野区内町位置図（みんなの行政地図ホームページより）

本学の所在地

①東京都中野区本町六丁目 38 番 1 号（本町校舎）

（通称：東高円寺キャンパス、最寄り駅：東京メトロ丸ノ内線「東高円寺駅」）

②東京都中野区中野三丁目 43 番 16 号（中野校舎）

（通称：中野臨検キャンパス、最寄り駅：JR 中央・総武線「中野駅」）

主要な駅からの路線図

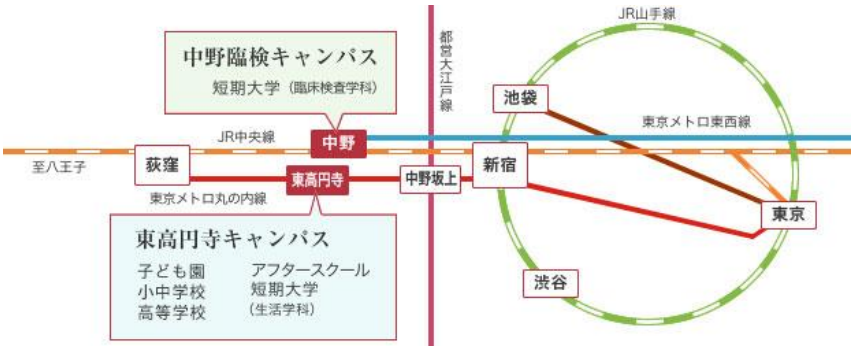

（5）課題等に対する向上・充実の状況

①前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
【基準Ⅱ　教育課程と学生支援】 **［テーマ　Ⅱ-A　教育課程］** 1）卒業に必修の科目及び資格取得のために必修の科目を分けて示すなど、学生にとって教育の目的が分かりやすい表示の方法が望まれる。 2）生活学科のコース分けが、どの科目で行われるのかについて、シラバス・学生便覧に表記されていない。コースに関する説明を整備することが望まれる。 3）一部の授業科目において、1 単位当たり 15 時間の授業が確保されていない。短期大学設置基準に従い、定期試験を含まない 15 時間の授業確保が必要である。
(b) 対策
1）生活学科および臨床検査学科ともに、平成 29（2017）年度からシラバスに授業科目が必修であるか選択であるかを明記した。 2）食物栄養専攻では、平成 26（2014）年度に「栄養士キャリアアップ講座」（2 年次通年 2 単位）を設け、その中に、4 つのコース別の講義や演習についてシラバス等に記載した。詳細については学生に資料を配布し、それらに関する説明とともに授業を実施した。平成 27（2015）年度には、4 つのコースの内容もシラバスに記載し、平成 28（2016）年度も同様に実施した。平成 29（2017）年度にはカリキュラムの改訂を行い、「栄養士キャリアアップ講座」を「栄養士フィールドトレーニング」（2 年次前期 1 単位）、「栄養士キャリアアップ講座」（2 年次後期 1 単位）に別け、前者では 4 つのフィールド別の教育内容もシラバス等に記載した。科目の特徴をより明確にし、教育の充実を進めてきた。 3）平成 26（2014）年度から定期試験期間を明記し、1 単位当たり 15 時間の授業と試験日を明確に分離した。
(c) 成果 1）授業科目が必修か選択か明確になり、学生にとって教育の目的がはっきりした。 2）「栄養士フィールドトレーニング」では栄養士として、それぞれの分野で活躍中の管理栄養士・栄養士等から各職域で求められる専門性について学び、「栄養士キャリアアップ講座」では 1 年次・2 年次の教科を総合的に学び直し、栄養士実力認定試験での A 評価を目指し、栄養士としての就職につなげている。 3）1 単位当たり 15 時間の授業時間が確保され、学力向上につながっている。

②上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
1）奨学金等、学生への経済的支援のための体制・制度の充実 2）SD（Staff Development）活動の活性化

3）教育・学習環境のさらなる整備
(b) 対策
1）平成 28（2016）年度に、当時理事長であった豊川圭一氏の篤志の下に、臨床検査学科の在学生向けに豊川メディカルスカラーシップを創設した。さらに平成 30（2018）年度からインターネット出願を、令和元（2019）年度からは入学特待生制度、遠隔地入学者支援制度、学費の月払い制度及び学内ジョブ制度を導入し、学生を経済面から支援する体制・制度を充実した。 2）平成 30（2018）年度に「新渡戸文化短期大学 SD 実施委員会規程」を制定し、SD 活動の制度化を図った。 3）生 活 学 科：1 番、3 番、4 番、5 番及び 6 番教室の美装、第 2 カフェテリア、調理室及び実験室の改装、PC（Personal Computer）ラウンジ及び図書館ラウンジの新設、体育館の空調完備、教員研究室の改装を行った。 臨床検査学科：実験室の実験機器及び ICT（Information and Communication Technology）機器の刷新、23 番、24 番、25 番及び 26 番教室の改修・改装、図書室の改装と自習室の充実を図った。 短期大学全般：カフェテリア、女子トイレ、ロッカー室、駐輪場等の美装・美化を行った。
(c) 成果
1）豊川メディカルスカラーシップは、臨床検査学科の 2 年生及び 3 年生からそれぞれ優秀な学生 1 名、合計 2 名を選考し、一人 30 万円を給付する奨学金であり、令和元（2019）年度までの 4 年間に合計 8 名、総額 240 万円の支給実績がある。学生たちはこの給付型奨学金を励みに勉学に勤しみ、国家試験合格及び一流病院就職へとつながっている。また、インターネット出願、入学特待生制度、遠隔地入学者支援制度、学費の月払い制度及び学内ジョブ制度を利用した学生は、入学時の家計負担の軽減と資金繰りの平準化の恩恵を受けることができる。また、JASSO（Japan Student Services Organization：独立行政法人日本学生支援機構）奨学金制度、高等教育無償化制度の利用に加え学内ジョブ制度によるアルバイト収入を得ることで経済的サポートの選択肢が広がり、経済的に恵まれない家庭の子女に勉学継続の機会を提供することができている。 2）SD に関しては、隔週の月曜日に法人及び短期大学事務局の役職者による合同「業務連絡会」を定例化し、各部署間の重要情報の共有化と業務の可視化に努めている。また、若手・中堅職員の能力開発に関する意識の高揚を図り、日本短期大学協会主催の研修会をはじめとした外部研修への参加を促進し、学内においては短期大学役職者が講師となり、時宜を得た研修内容を企画し定期的に SD を実施している。 3）本学の校舎（本町校舎の 2 号館、8 号館及び体育館並びに中野校舎の北棟及び南棟）はそれぞれ築後 30 年を超えてはいるが、耐震対応を終え建物躯体そのものは堅牢である。さらに、前回の認証評価以来、主力教室、実験・実習室、調理室、教員研究室、ラウンジ、カフェテリア、女子トイレ及びロッカー、その他アメニティ施設・設備を

相次いで改装・美装し、歴史の重みを感じる建物外観と快適な内部施設・設備があいまって学生たちに快適なキャンパス環境を提供することを可能としている。

③前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
「なし」
(b) 改善後の状況等
「なし」

④評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査における改善意見等及びその履行状況について

(a) 改善意見等
「なし」
(b) 履行状況
「なし」

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和 2 年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事　項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	https://www.nitobebunka.jp/about/public-information/
2	卒業認定・学位授与の方針	同上
3	教育課程編成・実施の方針	同上
4	入学者受入れの方針	同上
5	教育研究上の基本組織に関すること	同上
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	同上
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他、進学及び就職等の状況に関すること	同上

8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	同上
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	同上
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	同上
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	同上
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	同上

② 学校法人の財務情報の公開について

事　項	公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給基準	学園ホームページ https://www.nitobebunka.ac.jp/about/finance/zaimu/

（7）公的資金の適正管理の状況　（令和元（2019）年度）

■　公的資金の適正管理の方針及び実施状況（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

「新渡戸文化短期大学における公的研究費等補助金取扱い規程」及び「新渡戸文化短期大学の研究活動に係る不正防止規程」に基づき、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を短期大学事務局長と定め、公的資金の適正管理を厳正に行っている。令和元（2019）年度の公的研究費補助金取扱い実績（研究継続分及び新規）は無かった。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■　自己点検・評価委員会　（担当者・構成員）　　令和元（2019）年度

	氏　名	役　職
委員長	関谷　透	学長 生活学科学科長
ALO	廣井　禎之	臨床検査学科教授 教務委員会委員長

委員	伊藤　昭三	臨床検査学科学科長 教務・入試広報部長
委員	関口　晋	生活学科食物栄養専攻主任 学生募集委員会委員長
委員	廣川　加代子	生活学科児童生活専攻主任 キャリア支援委員会委員長
委員	川村　祥子	学生活学科児童生活専攻教授 学生・進路指導部長兼学生生活委員会委員長
委員	松井　清彦	臨床検査学科准教授
委員	高濱　眞紀子	臨床検査学科准教授
委員	中島　美雪	生活学科食物栄養専攻准教授
委員	濱中　啓二郎	生活学科児童生活専攻専任講師
委員	鈴鹿　勇二	法人事務局長 短期大学事務局長
委員 ALO補佐	田中　健一	短期大学事務局次長
委員	百瀬　左千雄	法人事務局財務・会計課事務主任

■　自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

①自己点検・評価委員会（構成員：13 名）

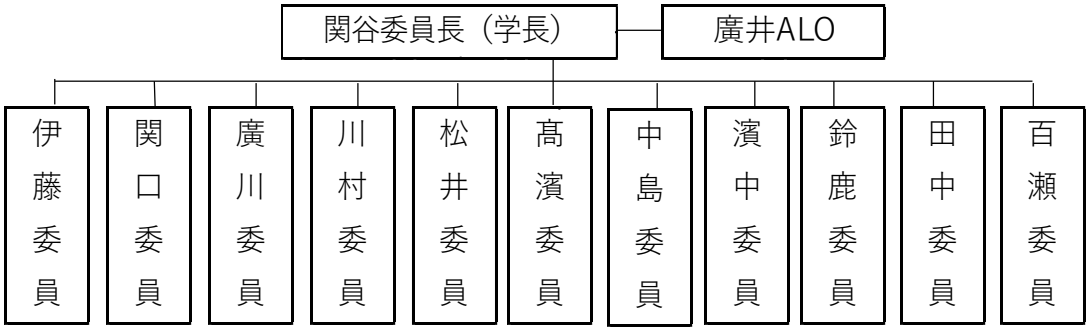

②自己点検・評価実施小委員会（実施小委員会、構成員：8名）

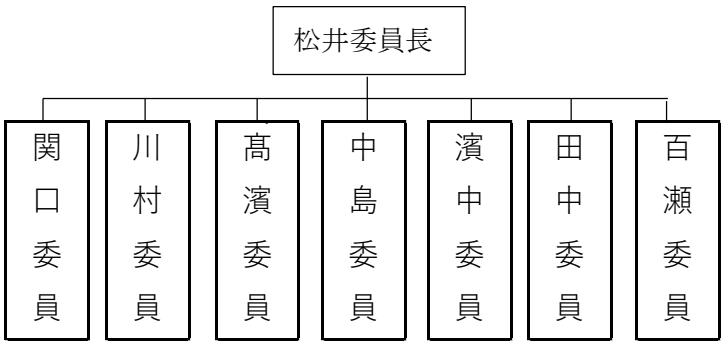

③管理運営及び財政点検・評価小委員会（管理運営小委員会、構成員：4名）

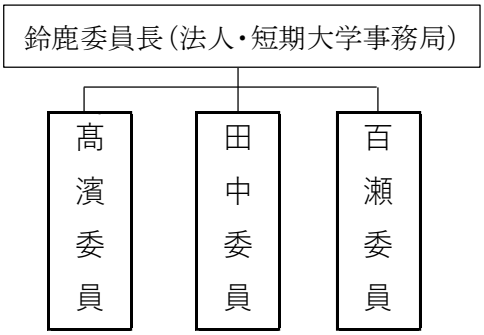

④実施機関

評価基準		評価項目		実施機関
基準Ⅰ	建学の精神	A	建学の精神	実施小委員会
		B	教育の効果	教務委員会
		C	内部質保証	
基準Ⅱ	教育課程と学生支援	A	教育課程	教務委員会 キャリア支援委員会
		B	学生支援	教務委員会 図書館委員会 ICT 委員会 学生生活委員会 キャリア支援委員会 短期大学事務局

基準 Ⅲ	教育資源と財的資源	A	人的資源	実施小委員会 管理運営小委員会
		B	物的資源	管理運営小委員会
		C	技術的資源をはじめとするその他の教育資源	管理運営小委員会 ICT 委員会
		D	財的資源	管理運営小委員会
基準 Ⅳ	リーダーシップと ガバナンス	A	理事長のリーダーシップ	管理運営小委員会
		B	学長のリーダーシップ	実施小委員会
		C	ガバナンス	管理運営小委員会

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

「新渡戸文化短期大学認証評価実施規程」、「新渡戸文化短期大学自己点検・評価委員会規程」及び「新渡戸文化短期大学自己点検・評価実施細則」に基づき、学長の強力なリーダーシップの下に、ALO（Accreditation Liaison Officer）、実施小委員会委員長及び管理運営小委員会委員長が緊密に連携し、体系的に自己点検・評価を遂行できる体制を整備している。

自己点検・評価委員会構成員は、点検・評価に偏向がないよう、教学領域と管理領域の各階層からバランスよく選任されている。今回の認証評価を受けるにあたっても、早い時期から準備に取りかかり、令和元（2019）年4月26日には第1回自己点検・評価委員会を開催して関係者全員で認証評価の重要性に対する認識を共有した。

続いて、自己点検・評価実施小委員会（実施小委員会）、管理運営及び財政点検・評価小委員会（管理運営小委員会）において細かい役割分担を決定した。

さらに、その決定に基づいて、下部実施機関である教務委員会、学生生活委員会及びキャリア支援委員会等において、資料収集・整備、各種アンケートの作成・分析及び本文の執筆・編集に関する実務的割振りを行った。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和元年度を中心に）

年　月　日	活　動　内　容
平成30(2018)年8月31日	認証評価の新基準に関し、FD（Faculty Development）の場においてALOから教員に説明
平成31(2019)年4月26日	自己点検・評価委員会を開催し、令和2（2020）年度に認証評価を受けることを前提とした重要事項の確認 ・短期大学基準協会編のマニュアル及び規程等について ・認証評価の新基準の要点について ・学内規程及び実施細則の改正について ・役割分担とスケジュールについて

令和元(2019)年6月7日	管理運営小委員会を開催し、自己点検・評価報告書作成にあたっての作業分担及びスケジュールの確認
令和元(2019)年6月14日	実施小委員会を開催し、作成マニュアルに沿った資料の準備及びスケジュールの確認
令和元(2019)年7月3日	短期大学基準協会に、令和2（2020）年度認証評価申込み
令和元(2019)年9月27日	自己点検・評価委員会を開催し、令和2（2020）年度に認証評価を受けることを前提とした重要事項の確認 ・ALO研修を受けての報告 ・各担当部署（委員会）からの進捗状況報告 ・今後の役割分担とスケジュールの確認
令和元(2019)年11月21日	ALO、自己点評価小委員会委員長、ALO補佐による、各委員会から提出された報告書の集約及び内容の確認、加筆・修正すべき箇所の抽出
令和元(2019)年11月29日	自己点検・評価委員会を開催し、初稿完成を報告 各委員会担当部分における提出資料、備付資料、エビデンスの整備、整合依頼、教員の研究業書の更新予告 学習成果及びアンケート結果等の可視化 後期から導入のルーブリック評価について中間報告
令和元(2019)年12月5日	管理運営小委員会を開催し、令和元（2019）年度自己点検・評価報告書の進捗は 6 割程度と報告 令和 2（2020）年度の認証評価に向け、第 3 クールで導入された新たな観点の再確認 認証評価スケジュールの再確認 評価校マニュアル（令和 2 年度・最新版）の確認 様式 9 提出資料一覧及び様式 10 備付資料一覧の確認
令和2(2020)年5月8日	自己点検評価委員会を開催し、自己点検評価報告書作成進捗状況と今後のスケジュール等を確認 管理運営小委員会を開催し、提出資料及び備付資料の整備状況と今後のスケジュールを確認
令和2(2020)年5月19日	学長、学長補佐、事務局長、ALO 及び ALO 補佐による自己点検・評価報告書初稿の確認と今後の校正及び資料整備のスケジュールを確認
令和2(2020)年6月9日	管理運営小委員会を開催し、提出資料及び備付資料の整備状況の最終確認と付番の準備
令和2(2020)年6月16日	学長、学長補佐、事務局長、ALO 及び ALO 補佐による自己点検・評価報告書最終稿の確認と校了に向けてのスケジュールを確認 自己点検・評価時期のスケジュール候補日の協議

様式５－基準Ⅰ

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】

［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］

＜根拠資料＞

提出資料
1. 建学の精神の掲示物
2. 初代校長新渡戸稲造と新渡戸文化学園
3. 学校案内パンフレット【令和２（2020）年度】
4. 本学公式ウェブサイト（建学の精神）
   https://www.nitobebunka.jp/about/policy/
5. 学生便覧【令和元（2019）年度】生活学科、臨床検査学科
6. 新入生オリエンテーションしおり【令和元（2019）年度】
   生活学科、臨床検査学科
7. 文化生活 VERITAS VOS LIBERABIT 第 50 号

備付資料
1. 卒業生が語る東京文化学園の 70 年
2. 東京文化学園 50 年史
3. 新渡戸検定
4. 中野区と新渡戸文化短期大学との相互協定に関する基本協定書
5. 令和元（2019）年度中野区と新渡戸文化短期大学との連携事業
6. 親子料理教室チラシ
7. ごみのん通信
8. J:COM 東京収録 DVD
9. 中野区小学生学習支援事業資料
10. がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する事業資料

備付資料　なし
－規程集

［区分　基準Ⅰ-A-1　建学の精神を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
（2）　建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
（3）　建学の精神を学内外に表明している。
（4）　建学の精神を学内において共有している。
（5）　建学の精神を定期的に確認している。

＜区分　基準Ⅰ-A-1 の現状＞

本学の前身である「女子文化高等学院」は、森本厚吉によって昭和２（1927）年、東京市本郷区元町（現文京区本郷二丁目）に創立され、翌、昭和３（1928）年、専門学校令により「女子経済専門学校」に昇格し、森本厚吉の札幌農学校時代の恩師である新渡戸稲造を校長として迎えた。本学の建学の精神である「VERITAS VOS LIBERABIT」（真理は汝

らに自由を与う）は、両氏が留学した米国ジョンズ･ホプキンス大学の建学の精神として掲げられていたものにならった。

昭和 19（1944）年に「東京女子経済専門学校」と改称し、昭和 25（1950）年には学校教育法短期大学制度創設により「東京文化短期大学」として新しい出発をした。そして、平成 22（2010）年には初代校長の名を冠する「新渡戸文化短期大学」とし、建学の精神をそのまま引継ぎ教育への取り組みを行っている。教育の目的を学則第 1 条に「本学は、一般教養を重んじつつ、専門技能を修得させ、活（はたら）く頭、勤（いそ）しむ双手、寛（ひろ）き心の３H 精神を体して社会の進歩に貢献できる職業人を養成することを目的とする。」としている。私立短期大学である本学は自主性とともに、教育基本法第 6 条に「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって」とあるように、また、私立学校法第 1 条に「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」とあるように、公共性を求められていることや、さらには栄養士、幼稚園教諭、保育士及び臨床検査技師として食や健康を通じて社会に貢献することが大切であるということを機会あるごとに確認している。

この建学の精神「VERITAS VOS LIBERABIT」は短期大学の校章に明示しているほか、体育館の入口の外壁面の校章（提出-1）、臨検校舎の正面玄関、教室、本学のウェブサイト（提出-4）、初代校長新渡戸稲造と新渡戸文化学園リーフレット（提出-2）及び学校案内パンフレット（提出-3）に表明し現在まで継承している。さらに、学生便覧（提出-5）にも記載して全学生に配布し周知している。その他、学園本部敷地内に森本厚吉及び新渡戸稲造の銅像を設置し、建学の精神を想起する機会を増やしている。

学生に対しては、入学時から建学の精神、教育理念を周知するカリキュラムを組んでいる。生活学科においては、入学後のオリエンテーション（提出-6）や必修科目の「基礎ゼミ」で最初に説明し、臨床検査学科においては、入学後のオリエンテーションや学年ごとの宿泊研修の場でも説明している。また、学生向けにはポートフォリオシステムである新渡戸フォリオを利用し、「創立記念講和」を配布し、「新渡戸検定」と称して建学の精神に関する設問に回答するという形式で振り返る機会を与え理解を深めることを行っている。この「新渡戸検定」は、初代校長である新渡戸稲造の功績を讃え、命日である10月16日（創立記念日）に実施している（備付-3）。

教職員が日ごろから、３H を意識した教育活動や業務を行っているかどうかを確認する機会として、教員には年度初めの合同学科会、職員には SD を通じて確認を行っている。

［区分　基準Ⅰ-A-2　高等教育機関として地域・社会に貢献している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

（2）　地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

（3）　教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分　基準Ⅰ-A-2 の現状＞

本学は、中野区との間で「中野区と新渡戸文化短期大学との相互協力に関する基本協定」（備付-4）を平成 28（2016）年 3 月 31 日に締結した。それまでの協力関係を更に発展させ、相互の人的、知的及び物的資源の交流と活用を図り、地域社会の発展や人材の育成という共通目的の実現のために、相乗的に効果を高める取組みを実施している。

令和元（2019）年度　中野区と新渡戸文化短期大学との連携事業（備付-5）

№	事業名	新規 継続	連携事業の概要	区担当部課
1	なかのまちめぐり博覧会への参画	継続	なかのまちめぐり博覧会における、個別イベント（公開講座や講演会など）の実施	区民部 産業観光課
2	公開特別講演	継続	新渡戸文化短期大学　公開特別講演（中野区後援）の開催 区は「ないせす」への記事掲載、ポスター掲示、チラシ配布など広報活動を支援	区民部 文化・国際交流課
3	若年層への妊娠・出産を通じてのライフプラン講座及び啓発物配布	継続	学生自身が心身の変化や卵子等の変化、感染症やがん予防等、健康な生活に必要な知識を身に付け、ライフプランを思い描く一助になる講座を区が実施する ・講座の実施にあたっての会場の借用 ・啓発用リーフレットの配布や設置	子ども教育部 子育て支援課
4	認知症サポーター養成講座	新規	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して手助けをする「認知症サポーター」を養成する講座（区主催）を大学の授業等において実施する	地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課
5	障害者差別解消啓発事業	新規	障害者差別解消啓発事業講演会における広報・周知協力。 ヘルプカード周知事業への広報・周知協力	健康福祉部 障害福祉課
6	中野区小学生学習支援	継続	就学援助世帯の小学 6 年生に学習支援を実施 ・会場としての教室の使用貸借（無償） ・各会場のリーダー、指導スタッフ（有償ボランティア）として従事し、子どもへの学習支援を行う	健康福祉部 生活援護課
7	がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する事業	継続	がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する事業の協働実施 9 月　がん征圧月間 10 月　ピンクリボン運動月間	健康福祉部 健康企画課

8	自殺対策・うつ病対策ミュージカル	新規	自殺対策事業の一環として自殺対策・うつ病対策ミュージカルを区内で上演し、学生が授業の一環として鑑賞する	健康福祉部 保健予防課
9	生ごみ減量に向けた食品ロス削減の取り組み	継続	食材を無駄にしないで食べきるための調理例などを用い、区民に向けた食品ロス削減の意識啓発を目的として行う各種取組への協力 ・親子料理教室の実施 ・情報誌への食品ロス削減レシピの掲載	環境部 ごみゼロ推進課
10	各種選挙における啓発事業及び大学生等若年者意見交換会への参加	継続	選挙時及び通常時の選挙啓発事業の企画、実施 大学生等若年者意見交換会への参加 政治講座等の選挙啓発事業への講師派遣	選挙管理委員会 事務局

公開講座は毎年 9 月に著名人を招聘し、中野区後援の下に公開特別講演として実施している。令和元（2019）年度は、令和 2（2020）年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、大会組織委員会理事で日本陸上競技連盟会長の横川浩氏を招聘し、「山の頂はますます高く、山の裾野はますます広く」～東京 2020 オリンピック・パラリンピックまであと 9 か月～ と題し、国際的・文化的視点から講演をいただき、本学学生・教職員並びに地域の方々が聴講した。また、毎年 10 月に開催する新渡戸祭（学園祭）においては、「なかのまちめぐり博覧会」のイベントの一環として、本学が設置する学科・専攻の分野をテーマとしたミニセミナーを実施し、中野区民ほか広く一般の方々の参加を募っている。

生活学科食物栄養専攻では、生ごみ減量に向けた食品ロス削減に取り組んでいる。中野区ごみゼロ推進課と連携し、食材を無駄にしないで食べ切るための調理例を用い、中野区民に向けた食品ロス削減の意識啓発を目的として、親子料理教室（備付−6）の実施や情報誌「ごみのん通信」（備付−7）への食品ロス削減レシピを掲載している。この食品ロス削減の取り組みは、令和 2（2020）年 2 月後半、J:COM 東京（ケーブルテレビ）の地域番組において紹介・放映された。中野区長が地元を散歩して訪れる「長っと散歩」の番組の中で、本学学生が考案した食品ロスレシピ 2 品の調理に中野区長が挑戦した（備付−8）。

生活学科児童生活専攻・専攻科児童生活専攻では、中野区小学生学習支援事業（備付−9）において学習支援を行っている。就学援助世帯の小学校 6 年生を対象に、月 3 回年間 30 日、本学教室等を活用し、教員、学生及び地域区民のボランティアで学習支援を行っている。

臨床検査学科では、がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する事業（備付−10）において、中野区と協働して、がん征圧月間である 9 月に区役所内で掲示資料の提供を行い、10 月には、中野区長をはじめ、区民、教職員及び学生が、街頭キャンペーンとして啓発用のティッシュペーパーを配布した。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

本学の建学の精神である「VERITAS VOS LIBERABIT」に対する学生の理解度の向上には、更なる努力が必要であると思われる。新渡戸検定を実施することにより、建学の精神の理解度を検証しながら学生への周知を徹底していくことが重要という指摘があったが、学生向けに実施した令和元（2019）年度の新渡戸検定の回答率は30%台にとどまり、正答率は、生活学科が76.6%、臨床検査学科が79.6%と回答者の理解度は確認できたものの、回答率向上への工夫が必要であると考える。

著名な国際人であり教育者でもあった新渡戸稲造博士が初代校長を務め、その建学精神と教育理念が引き継がれている本学で学ぶことは、人生において意義のあることであり誇りでもあるという認識を持ち、自分たちが学んだことを世に伝える役割があるということを学生たちに理解させていく必要がある。

現在、課題として取り組んでいるのは建学の精神を学生が理解したうえで、いかに学生生活を有意義に送ることができるようにするかということである。オリエンテーションや新渡戸検定を通して理解した建学の精神を日々の生活や学習行動に結びつけるために、学生をはじめ教職員自らが確認し行動できようにしなければならない。

学生に対して、建学の精神について、さらに内容を深く理解させる必要があると指摘があった。入学式、オリエンテーションなどの行事や授業で建学の精神「VERITAS VOS LIBERABIT」及び教育理念「活く頭（Head）、勤しむ双手（Hands）、寛き心（Heart）」の３H 精神について話をし、内容を深く理解させることに努めている。今後の課題としては、上記のとおり学生並びに教職員が建学の精神や教育理念を職場や日常生活で自ら実践していくことができるよう教育することである。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

新渡戸稲造博士は「黙思」のことを雑誌に書いたことがある。「黙思」とは「黙って思う」と書く。「毎日五分間にても黙思の習慣を有せざる人生は枯死すべし」という題である。現在、本学ではこれを「沈黙」と呼んでいるが、初代校長の教えを守って、授業や会議の開始時に、一分間の「沈黙」を行っている。

毎年、「文化生活　VERITAS VOS LIBERABIT」という学内教職員向けの雑誌を編集し発行している。これには、学園長、学長を始めとする教員が、本学の建学の精神、教育理念、沿革、現在の状況、将来の展望などを紹介しており、広く教職員に読まれている。最新号は、令和２（2020）年３月５日発行の第 50 号、特集「平成」から「令和」へ　～未来をつくる　NITOBE STYLE～　である（提出-7）。教職員が、建学の精神、教育理念や本学の歴史を深く理解する一助となっている。

［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］

＜根拠資料＞

提出資料　4. 本学ウェブサイト（学科、専攻ごとの名称および教育研究上の目的）
https://www.nitobebunka.jp/wpdemo/wp-

content/themes/nitobebunka/document/disclo/mokuteki.pdf

5. **学生便覧【令和元（2019）年度】**

8. **学則【令和元（2019）年度】**

備付資料　なし

備付資料　なし

-規程集

［区分　基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

（2）　学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

（3）　学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）

＜区分　基準Ⅰ-B-1 の現状＞

本学の教育目的・目標を、建学の精神である「VERITAS VOS LIBERABIT」（真理は汝らに自由を与う）に基づき、学則第１条（提出-8）において、「本学は、一般教養を重んじつつ、専門技能を修得させ、活く頭（Head）、勤しむ双手（Hands）、寛き心（Heart）の３H 精神を体して社会の進歩に貢献できる職業人を養成することを目的とする。」と確立している。また、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の三つの方針においても、教育目的・目標を明確に示している。

学科・専攻課程の教育目的・目標は、学則第１条第２項で次のように明記している。

生活学科	食物栄養専攻	食や栄養と健康の理念をふまえた幅広く応用力のある知識と、洗練された調理の技術を修得し、現場で活躍しながら社会貢献できる心豊かな栄養士を養成する。
	児童生活専攻	子どもの教育・保育及び家庭や地域社会に関する本質と原理を学ぶとともに、専門的な知識と技術、工夫する力を身につけ、社会に対する深い洞察と優しさをもつ幼稚園教諭を養成し、保育士としての基礎を養う。
臨床検査学科		教養が深く人間性豊かで、医学の基礎から先端医療に関する専門知識と技能をもつ臨床検査技師を養成する。
専攻科	調理専攻	高度な調理技術を習得し、料理を通して社会で活躍できる人材を養成する。
	児童生活専攻	子どもと社会に関する専門的な知識を深め、総合的な判断力・実践力をもつと同時に保護者に対する保育指導や子育て支援ができる心豊かな保育士を養成する。

以上のように、全ての学科・専攻において、専門的な知識及び技術を身に付けることはもとより、社会の一員であることを自覚し、教養、コミュニケーション能力及び豊かな人間性を身に付けることを目的としている。

学則は、公式ホームページを通して学外に表明している。学内においては、学生便覧を通じて、建学の精神、教育理念、三つの方針及び学則全文を掲載している。

学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかについては、就職先人事担当者、実習先及び就職先との連絡会議を通して忌憚ない意見を聴取している。令和元（2019）年度は、就職先アンケートを実施し、学科・専攻ごとに集約し、キャリア支援委員会、学科会、教授会等へフィードバックし、改善に向けた協議を行っている。

［区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

（2）　学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

（3）　学習成果を学内外に表明している。

（4）　学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ-B-2 の現状＞

本学の教育は、一般教養を重んじつつ、生活に関する学問、技能を修得させ、教育理念である３H 精神を体して社会の進歩に貢献できる人材を養成することを目的としている。学則第１条第２項には、学科・専攻課程の教育目的・目標が明記されており、建学の精神に基づき、学科・専攻課程及び専攻科の教育目的・目標及び学習成果を定めている。

生活学科食物栄養専攻における栄養士免許の取得、児童生活専攻における幼稚園教諭（二種）免許・保育士資格（専攻科１年を含む３年間で取得）の取得は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定められた所定の単位を修得し、教授会の議を経て認定されたものに与えられる。

臨床検査学科においては、学位授与が認定されると臨床検査技師国家試験の受験資格が与えられ、その後、同国家試験に合格することにより臨床検査技師免許を取得できる。学習成果を量的・質的データとして評価する仕組みは、基礎教育科目から専門科目へと習熟度を考慮したカリキュラムを網羅しており教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定めている（提出-4）。

学習成果の学内外への公表は、ウェブサイト及び学校案内パンフレットに記載することにより行っている。

学習成果は学校教育法、短期大学設置基準、さらに栄養士、幼稚園教諭（二種）、保育士及び臨床検査技師、各々の資格に基づいた養成施設関係法令に沿って定期的にカリキュラム内容の点検・見直しを行っている。

［区分　基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

(2)　三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

(3)　三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

(4)　三つの方針を学内外に表明している。

＜区分　基準Ⅰ-B-3 の現状＞

本学では建学の精神に基づき、学則第１条にあるように、社会の進歩に貢献できる職業人を養成することを目的としている。そのため建学の精神に基づいた入学者受入れの方針（アドミッション・ ポリシー)、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー)、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を一体的に定め、栄養士、幼稚園教諭（二種)、保育士及び臨床検査技師として必要な専門的知識や技術、職業人としての意欲や使命感、社会人としての責任感や行動力などを一連の流れとして学生が習得できるよう教育に努めている。

この三つの方針を策定するにあたっては、大学運営の重要な案件として捉え、教務委員会や学科会、運営会、教授会で確認の意味を含めて組織的議論を重ねている。さらに三つの方針の基本的部分での大きな変更はないとしても、学生や教職員にとってより分かりやすく、時代や現実に沿ったものとするために組織的な議論は常に必要と考えている。この三つの方針については、入学前のオープンキャンパスから卒業に至るまでの各段階において、教職員はこれを確認しながら教育活動を行っている。オープンキャンパスの入学相談でも、本学の学生便覧（提出-5）や入試ガイドに基づく、アドミッション・ポリシーからの一連の流れとして本学の教育目的などを説明している。入学後のオリエンテーションではカリキュラム･ポリシーに基づいた授業科目や授業方法についての説明と、ディプロマ・ポリシーに沿った卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を説明している。また教員は、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを常に確認しながら教育活動にあたっている。

これら三つの方針は本学ウェブサイトを通して学外にも表明するとともに、学内では学生便覧にも掲載し表明しており、本学の教職員や学生は常にこの三つの方針を念頭に置いて教育活動・勉学活動を行っている。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

本学の建学の精神と教育理念を基礎として、質を保証した教育目的・目標を定めるためには、時代の要請や教育対象の特性に合わせた学習成果の設定が必要となる。各学科・専攻課程の教育目的・目標は次年度の事業計画作成時に教務委員会、運営会、教授会等で検討している。時代の要請による変更が必要であれば適宜変更する柔軟な姿勢が求められている。

教育の効果については、各免許、資格の取得状況や就職先での評価など外部関係者からの意見を定期的に聴取しているが、本学の教育は、社会の進歩に貢献できる職業人を養成

することを目的とすることからも、これらの情報収集を更に強化し、学内で共有して質の向上につなげていく必要がある。本学は、学生と教職員の距離が近いといわれるが、今後は卒業生とのつながりも一層強化し、得られた情報を互いに正しく共有していくことが大切と考える。また、教育の効果を向上させるためには専門的な知識と技能に関する学習のみならず、社会人としての基礎的な教養を身に付けるための教育も不可欠である。

臨床検査学科では、教育効果の向上を目的とした少人数でのチュータ制を設け補講を行っている。授業時間、学生の生活リズムを考慮したより効果的な運用が大切である。

FD 活動を更に充実させ授業運営方法及び授業内容の改善を図り、教育の質向上につなげていく。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

社会の進歩に貢献できる職業人の養成に必要な専門的な教育に加え、生活学科では、平成 29（2017）年度から「ビジネスマナー」や「コミュニケーション」の授業を取り入れ、学生・社会人としての基礎人間力を向上させることにも力を入れている。また、臨床検査学科では、令和 2（2020）年度から、チーム医療の一員として欠かすことのできないコミュニケーション能力の向上や視野を広げることを目的とした「コミュニケーション演習」を開始する予定である。いずれも、本学の教育方針に示されているように、活く頭（Head）、勤しむ双手（Hands）、寛き心（Heart）の 3 H 精神を体して専門的な知識や技能の習得に関する教育だけでなく、人間としての基礎を身に付ける教育を目指したものである。

生活学科食物栄養専攻において、栄養士免許の取得に必要な校外実習時間は 1 単位（45 時間）であるが、本学は 2 単位（90 時間）としている。実務の実際について理解を深める校外実習を 2 単位にすることで、職業人としても人間としても成長する教育効果が期待できる。児童生活専攻においては、「教職実践演習」、「教育実習指導」、「小児体育」などの演習科目は、実習とは別に、社会に出るまでにより多くの実践経験を積むことができるよう編成されている。また、本学園の子ども園に出向き、運動会運営や運動あそびの補佐、子どもとのふれあいあそびの実践、模擬観察実習などの実践経験を積むことにより、高い学習成果が上がるように実践演習が組まれている。

本学臨床検査学科における教育の特徴の一つに、3 年次における 5 か月間の病院臨地実習がある。4 月から 8 月まで、毎日、都内あるいは近郊の一流病院で実地訓練と指導を受ける。ここで、高度な病院環境、最先端の医療検査機器、信頼できる先輩臨床検査技師、病に苦しむ人達に出会う。学生たちは、この 5 か月間で職業人としても人間としても大きく成長する。

［テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証］

＜根拠資料＞

提出資料　8. **学則【令和元（2019）年度】**
9. **自己点検・評価委員会規程**
10. **自己点検・評価実施細則**

11. 認証評価実施規程

備付資料　11. 自己点検・評価報告書【平成 29 年度】
12. 自己点検・評価報告書【平成 30 年度】
13. 自己点検・評価報告書【令和元年度】
14. 高等学校等の関係者からの意見聴取資料
15. 実習病院連絡会資料
16. 毎日新聞記者からのヒアリング資料
17. GPA 分布表
18. 授業アンケート
19. 学習時間アンケート
20. 公開授業アンケート
21. FD 資料
22. 授業改善シート
23. ルーブリック評価
24. 栄養士実力認定試験結果
25. 教職履修カルテ
26. 臨床検査技師の国家試験模試結果
27. 教授会議事録【令和元年度】

備付資料　112. GPA 制度及び CAP 制に関する内規
−規程集

［区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
（2）　日常的に自己点検・評価を行っている。
（3）　定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
（4）　自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
（5）　自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
（6）　自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分　基準Ⅰ-C-1 の現状＞

平成 8（1996）年、理事長の諮問機関として自己点検・評価委員会が発足した。学則第 2 条（提出−8）において「本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」とし、「自己点検・評価委員会規程」（提出−9）及び「認証評価実施規程」（提出−11）を整備している。

自己点検・評価委員会は、学長を委員長とした役職の教職員で組織され、必要に応じて会議を開催し、包括的な自己点検・評価の企画・推進を行っている。具体的な実施に関しては、「自己点検・評価実施細則」（提出−10）に定める下記の実施機関表のとおり、各委員会及び短期大学事務局に委嘱され、全教職員が関与して「自己点検・評価報告書」（備付−

11、12、13）を作成し、ウェブサイトに掲載するなど広く一般に公開している。

実施機関表

評価基準		評価項目		実施機関
基準Ⅰ	建学の精神	A	建学の精神	実施小委員会
		B	教育の効果	教務委員会
		C	内部質保証	
基準Ⅱ	教育課程と学生支援	A	教育課程	教務委員会 キャリア支援委員会
		B	学生支援	教務委員会 図書館委員会 ICT 委員会 学生生活委員会 キャリア支援委員会 短期大学事務局
基準Ⅲ	教育資源と財的資源	A	人的資源	実施小委員会 管理運営小委員会
		B	物的資源	管理運営小委員会
		C	技術的資源をはじめとするその他の教育資源	管理運営小委員会 ICT 委員会
		D	財的資源	管理運営小委員会
基準Ⅳ	リーダーシップとガバナンス	A	理事長のリーダーシップ	管理運営小委員会
		B	学長のリーダーシップ	実施小委員会
		C	ガバナンス	管理運営小委員会

高等学校等関係者の意見聴取については、高校訪問時の進路担当者、公開模擬テスト実施機関、実習病院関係者、授業担当の新聞記者等から多くを収集している（備付-14、15、16）。意見聴取した結果を検討し、教育課程の変更並びに教育設備改善に役立てている。

［区分　基準Ⅰ-C-2　教育の質を保証している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

（2）　査定の手法を定期的に点検している。

（3）　教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

（4）　学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分　基準Ⅰ-C-2 の現状＞

学校教育法に基づき、卒業要件である必要単位を定め、学則及び学生便覧に明記し周知している。授業科目はシラバスにおいて、到達目標、授業方法、授業計画及び成績評価等を提示している。授業計画には、各回の学習成果（キーワード）が記されており、学生自身が学習成果を計測できるよう工夫している。シラバスの作成は、毎年、教務委員会で記載事項の確認を行い、作成方法については全教員を対象に説明会を開催し、教育の向上・充実に努めている。また学生に対する教育の質の保証として、生活学科では、入学時から卒業までの 2 年間にわたり、半期ごとに各個人に目標達成システム（Student Life Plan：SLP）による学習成果の確認、授業到達目標の確認を行い、学生自身が自己評価による PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルとしても活用している。SLP の内容についても専攻ごとに毎年見直しを行っている。

学期ごとの学習成果に関しては、学生の成績評価のほか、GPA（Grade Point Average）分布表（備付−17）、授業アンケート集計（備付−18）、学習時間アンケート集計（備付−19）、公開授業アンケート（備付−20）を作成し、FD テーマとするなど PDCA サイクルを活用している（備付−21）。授業アンケートは授業担当者にフィードバックされ、全教員から、授業アンケートを受けての授業考察と改善や課題点の提出（備付−22）を求め PDCA サイクルの活用を図っている。さらに教員の PDCA サイクルとして、FD 活動の一環である公開授業を通して教員間で参観し、教員相互における客観的な評価を行い授業の改善に役立てている。授業アンケートは、学生の授業に対する取組み、学習習慣、学生自身の自己評価も含まれているので、その結果を学生にも公開している。非常勤教員を交えた教育懇談会（生活学科）、臨地実習連絡会（臨床検査学科）を実施し、関連科目を受け持つ教員同士の意見交換の場も設けている。

令和元（2019）年度後期から、一部の科目においてルーブリック評価（備付−23）を導入し、令和 2 年（2020）年度からは、複数の科目でルーブリック評価を積極的に活用する予定である。ルーブリック評価の導入により、学生は学習成果の把握が明確となり、教員とともに PDCA サイクルを活用した質の高い授業の実施が期待できる。

本学における資格養成校としての査定は、栄養士、幼稚園教諭（二種）、保育士及び臨床検査技師の資格取得率並びに専門職としての就職率からも確認できると考えている。生活学科食物栄養専攻では栄養士実力認定試験（備付−24）、生活学科児童生活専攻では教職の履修カルテ（備付−25）、臨床検査学科では 3 種類の国家試験模試（備付−26）をアセスメントとして活用している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更は、学科会、教授会において周知している。また、学園規則・規程等は、学内グループウェアで管理、共有し、コンプライアンスを図っている。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞

令和元（2019）年度後期から、一部の科目においてルーブリック評価を導入し、令和 2（2020）年度からは積極的に活用する予定であるが、導入例をもとに FD 活動を定期的に開催する必要がある。また内部質保証のルーブリックに照らし、さらなる自己点検・評価に対する意識付けを向上させる必要がある。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

学長を委員長とした自己点検・評価委員会は、役職の教職員で組織され、随時、会議を開催し、包括的な自己点検・評価の企画・推進を行っている。

卒業要件である必要単位を定め、学則及び学生便覧に明記し周知している。到達目標、授業方法、授業計画及び成績評価等をシラバスに提示している。

令和元（2019）年度後期には、各学科・専攻から1科目ずつルーブリック評価を活用した評価を導入した。担当教員からの実践報告が共有され、令和2（2020）年度以降のルーブリック評価の活用促進の方向性を共有した。

学習成果の向上を図るため、令和2（2020）年4月の施行に向けた新渡戸文化短期大学における「GPA制度及びCAP制に関する内規」（備付−規程集112）制定のため、学内で協議を重ね令和2（2020）年2月の教授会（備付−27）で決定した。

生活学科食物栄養専攻では、1年次に開講される栄養士免許取得必修18科目のうち、2科目以上の単位を修得できない学生で、さらに独自に定めたGPA値が1.20未満の学生には、原則として2年次の給食管理実習Ⅰ・Ⅱの履修を延期させる内規があり、毎年3月に判定している。本制度は、入学後のオリエンテーション時、必修科目の「基礎ゼミ」のほか、担任からも学生に説明している。学習成果の向上を図り、資格取得に向けた意識付けとしている。

＜基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の精神を定期的に確認する機会として、新渡戸講話を配布のうえ、新渡戸検定を実施して理解を深めている。

教員と職員間の連携が強化され、授業科目ごとの欠席状況の早期共有を図り、学科・専攻課程内、担任の個別指導への情報共有ができている。

教員の教育方法は、学期ごとに学生による授業アンケート、学習時間アンケート及び公開授業アンケートにより、自己点検・評価を行っている。令和元（2019）年度からは、教員に授業アンケートを受けての授業考察と改善点の提出を求め、アンケート結果を教務委員会で検討し、教育研修会で発表している。教員全体で情報を共有し、教育向上のための資料としている。

毎月開催の学科会では、学科の課題、各委員会の課題等を共有し、PDCAサイクルの活用を図っている。

学力下位の学生に対しては、生活学科ではリメディアル教育、臨床検査学科ではチューター制を設け、きめ細かい指導を行っている。

学生の学習状況の把握については、教務委員会、学科・専攻課程専任教員、非常勤教員及び短期大学事務課が連携して、量的・質的データを基に行っている。

教員の教育方法と学生の学習成果については、シラバスの作成、第三者チェック、ルーブリック評価の導入など、常に改善に取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

初代校長新渡戸稲造と創設者森本厚吉が掲げた建学の精神である「VERITAS VOS LIBERABIT」（真理は汝らに自由を与う）と教育理念「活（はたら）く頭、勤（いそ）しむ双手、寛（ひろ）き心」の３H 精神を基本とした教育方針を学内外に表明し、自他の違いを明らかにし、これを定期的に確認していく。現在、我が国は、急速な少子高齢化の進行、地域コミュニティの衰退、グローバル化の進展等に直面しており、今後、持続的に発展する活力ある社会を目指すために、これからの時代の要請に応えられる人材を輩出できるよう積極的な改革に努めていく。

中野区との間で締結した「中野区と新渡戸文化短期大学との相互協力に関する基本協定」を更に進展させ、地域社会の発展に貢献できるよう取組みを充実していく。地域住民の社会人としての基礎的能力向上の支援、既に高等教育機関を卒業した社会人の新たな分野への挑戦に対する支援、結婚や育児で一時仕事を離れていた女性に対する就労支援、高齢者の学習ニーズへの対応など、多様な人々に、短期大学の特長を活かした生涯学習機能を提供することを検討していく。既に、育児で一時仕事を離れている女性の新しい挑戦への学習支援を目的とした、「育休カレッジ」の立ち上げを具体化している。専攻科・別科や科目等履修生制度、長期履修制度、履修証明プログラム、昼夜開講制などを活用して、多様な機能を充実させることが必要になってくると思われる。

学習成果（Student Learning Outcomes：SLO）を明確に定め、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を踏まえた教育を行い、学生が、何を学び何を身に付けることができたのか、個々人の学修成果を可視化していく。学習成果を査定する手法を明確にし、これを定期的に点検していく。教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用し、教養教育と専門教育のバランスの取れた教育課程の作成及び職業教育に必要な実務能力の教育を基本として、その上で特定分野の専門職業能力の養成を図っていく。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備し、毎年自己点検・評価を行い、2 年に一度、自己点検評価報告書等を作成し公表していく。自己点検・評価活動に全教職員が関与し、その結果を改革・改善に活用していく。

様式 6－基準Ⅱ

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］

＜根拠資料＞

提出資料　3. 学校案内パンフレット【令和 2（2020）年度】
4. 本学ウェブサイト（三つのポリシー）
https://www.nitobebunka.jp/about/policy/
5. 学生便覧【令和元（2019）年度】
12. シラバス【令和元（2019）年度】
13. 入試ガイドⅠ・Ⅱ【令和 2（2020）年度】
14. 学年暦【令和元（2019）年度】

備付資料　17. GPA 分布表
18. 授業アンケート
23. ルーブリック評価
25. 教職履修カルテ
26. 臨床検査技師の国家試験模試結果
28. シラバス作成要領
29. SLP
30. 新渡戸検定（実践編）
31. 就職先アンケート
32. 第三者チェック記録ファイル
33. 教職課程再課程認定申請書
34. 指定保育士養成施設の修業科目及び単位認定並びに履修方法の変更申請書
35. 臨床検査技師学校変更承認申請書
36. 第 14 回臨床検査学教育協議会学術大会演題発表
37. 入学時アンケート
38. 進級時アンケート
39. 卒業時アンケート

備付資料　68. 学位規程
－規程集　95. 生活学科食物栄養専攻における給食管理実習の履修等に関する規程
99. 生活学科試験規程
100. 臨床検査学科試験規程
112. GPA 制度及び CAP 制に関する内規

［区分　基準Ⅱ-A-1　短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。

(3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-1 の現状＞

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学習の成果に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。卒業の要件は学則第 24 条に定められ、学位規程（備付−規定集 68）に基づき短期大学士の学位を授与する要件を規定している。これに加えて必要な事項は、学位規則に定めている。なお、これらの学則等は学生便覧（提出−5）に掲載し、学内に周知している。また、成績評価の基準はシラバスに教科ごとに掲載し、学内に周知している。令和元（2019）年度には従来の成績評価に加えて、具体的な成績評価の基準及び配分を示し、一部の科目でルーブリック評価（備付−23）を始めた。令和 2（2020）年度のシラバス作成要領（備付−28）には、成績評価にルーブリック評価の推奨を明記した。

本学の学位授与は、栄養士免許、幼稚園教諭（二種）免許、保育士資格あるいは臨床検査技師免許の取得につながっており、資格取得の要件は学則第 16 条に定められ、学位規程に基づき免許・資格の取得について規定している。上述のように、これらの学則等は学生便覧に掲載し、学内に周知している。

卒業認定・学位授与の方針を学科・専攻課程ごとに示すと下記のとおりである。

生活学科においては、2 年以上在学し所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、短期大学士（生活学）の学位を授与する。食物栄養専攻において栄養士免許を得ようとする者は、基礎教育科目から栄養士免許取得必修科目を含め 12 単位以上、専門科目Ⅰから栄養士免許取得必修全科目 51 単位以上、専門科目Ⅱから栄養士免許取得必修全科目 6 単位及び栄養士免許取得選択必修科目 4 単位を含め 73 単位以上を修得する。児童生活専攻において幼稚園教諭（二種）免許を得ようとする者は、基礎教育科目から幼稚園教諭（二種）免許取得必修科目 4 単位及び幼稚園教諭（二種）免許取得選択必修科目 2 単位を含め 12 単位以上、専門科目から幼稚園教諭（二種）免許取得必修全科目 39 単位、その他、基礎教育科目及び専門科目から 11 単位以上を含め 62 単位以上を修得する。保育士資格を得ようとする者は、児童生活専攻（2 年）及び専攻科（1 年）の在籍が必要であり、児童生活専攻においては、基礎教育科目から保育士資格取得必修全科目 3 単位及び保育士資格取得選択必修科目 2 単位を含む 12 単位以上、専門科目及び専攻科授業科目から保育士資格取得必修全科目 52 単位、保育士資格取得選択必修から保育実習Ⅱと保育実習指導Ⅱ又は保育実習Ⅲと保育実習指導Ⅲの 3 単位を含め 24 単位以上、計 88 単位以上を修得する。

臨床検査学科においては、3 年以上在学し、基礎分野科目から卒業必修全科目 14 単位を含め 18 単位以上、専門基礎分野科目から卒業必修全科目 29 単位を含め 30 単位以上、専門分野科目から卒業必修全科目 66 単位以上、合計で 114 単位以上を修得した者に対

し、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、短期大学士（臨床検査学）の学位と臨床検査技師国家試験受験資格を授与する。臨床検査学科では、令和元（2019）年度においても科目の系統的配置及び配当年次の検討を行い、学習成果の向上を目指して変更・改善を実施した。

本学の卒業認定に関しては、それぞれが資格取得に直接つながっている。「成績評価を受ける者の資格は、両学科ともに期日までに履修登録を行ったうえで、当該科目の授業に3分の2以上出席していることが必要であり、試験を受けて（あるいは試験に準じる課題レポート等の提出などをして）、担当教員から合格したことが認定されなければ単位の修得には至らない。」と学生便覧に説明している。

生活学科食物栄養専攻では、1年次に開講される栄養士免許取得に関連する必修18科目のうち、2科目以上の単位を修得できない者で、さらに、GPA値（評価S及びAを3点、Bを2点、Cを1点として18科目の平均として算出）が1.20未満の学生には、原則として、2年次の給食管理実習の履修を延期させるという内規（備付-規程集 95）に基づき、毎年3月に履修延期の判定を行っている。令和元（2019）年度には「GPA制度及びCAPに関する内規」（令和2（2020）年4月施行）（備付-規程集 112）を制定し、生活学科及び臨床検査学科の両学科に共通したGPAの基準を設け、成績評価の基準、資格取得の要件及び奨学金判定等としての指標（備付-17）とすることを明記した。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、学則に規定し、本学の「三つの方針」として本学ウェブサイト（提出-4）の情報公開を通して、学内外に表明している。学生に対しては学生便覧に掲載することで周知を図っている。

以下に、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を示す。

＜ディプロマ・ポリシー＞

本学の教育理念を体し、各学科・専攻の所定の単位を修得し、各学科・専攻の認定要件を備えた学生に短期大学士の学位を授与する。

◆生活学科食物栄養専攻

(1) 栄養と食のスペシャリストとして、実践的な専門知識と高度な調理技術を身につけている。

(2) 人々の健康に広く貢献する者としての意欲と使命感を身につけている。

(3) 社会の一員であることを自覚し、教養、コミュニケーション能力及び豊かな人間性を身につけている。

◆生活学科児童生活専攻・専攻科児童生活専攻

(1) 乳幼児の教育・保育及び家庭や地域社会に関する本質と原理にかかわる専門的な知識と技術を身につけている。

(2) 子どもと社会を取り巻く諸問題を理解し、柔軟かつ寛き心で取り組む姿勢を身につけている。

(3) 社会の一員であることを自覚し、教養、コミュニケーション能力及び豊かな人間性を身につけている。

◆臨床検査学科

(1) 臨床検査技として第一歩を踏み出すために必要な知識と技術を修得している。

(2) 講義、演習、実習およびゼミ研究などを通して、一定水準の問題解決能力、表現

能力などを身につけている。

(3) 医療人としての高い倫理観を有している。

(4) 社会の一員であることを自覚し、教養、コミュニケーション能力及び豊かな人間性を身につけている。

卒業認定・学位授与の方針は、学科会、運営会及び教授会において検討し明らかにしている。本学の学位授与は、栄養士免許、幼稚園教諭（二種）免許、保育士資格あるいは臨床検査技師国家試験受験資格の取得につながり、学校教育法第 104 条 5 にあるとおり短期大学士学位が授与され、社会的・国際的に通用性が認められる。

卒業認定・学位授与の方針の点検は、各学科・専攻課程において定期的に行われ、変更の必要があればその内容を教務委員会、教授会で審議することとしている。今後も専攻会議、学科会で審議を重ね、教務委員会及び教授会等で定期的な見直しを行っていく。

［区分　基準Ⅱ-A-2　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

(2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。

② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分　基準Ⅱ-A-2 の現状＞

卒業認定・学位授与の方針に対応し、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、その方針に沿って教育課程を編成している。以下に、教育課程編成・実施の方針を示す。

＜カリキュラム・ポリシー＞

一般教養を重んじつつ、本学の教育理念を体し、各学科・専攻課程の教育目標に示された人材を育成するために、それぞれの定められた方針に基づいて教育課程を編成・実施し

ている。

◆生活学科食物栄養専攻

食や栄養と健康の理念をふまえた幅広く応用力のある知識と、洗練された調理の技術を修得し、現場で活躍しながら社会貢献できる心豊かな栄養士を養成することを目的として、教育課程を編成している。

（1）広範で多様な基礎的知識の獲得のために基礎教育科目を設置する。

（2）栄養士法施行規則に従い、栄養士資格取得のための必修・選択科目を設置する。

（3）栄養士としての就業力育成と専門知識の定着のために、「基礎ゼミ」、「栄養士フィールドトレーニング」及び「栄養士キャリアアップ講座」を設置する。

（4）「おいしい料理が作れる栄養士」の養成に向けた技能を修得するために、「プロに学ぶ専門料理実習」、「フルーツカッティング演習」及び「調理学実習Ⅳ」等の専門科目を設置する。

◆生活学科児童生活専攻・専攻科児童生活専攻

乳幼児の教育・保育及び家庭や地域社会に関する本質と原理を学ぶとともに、専門的な知識と技術、工夫する力を身につけ、社会に対する深い洞察と優しさ、思いやりのある幼稚園教諭・保育士を養成することを目的として、教育課程を編成している。

（1）子どもの生活を中心に広く学ぶ「生活学」、「生活学実習」を専攻必修科目として設置する。

（2）広範で多様な基礎的知識の獲得のために、基礎教育科目を設置する。

（3）児童福祉法施行規則に従い、保育士資格取得のための必修・選択科目を、教育職員免許法等に従い幼稚園教諭（二種）免許取得のための必修・選択科目を設置する。

（4）保育者としての専門性、資質の向上を図ると同時に、個々の学生が人間形成と社会のあり方を広い視野から学び、専門性を活かし将来の方向性を的確に選択できるように、保育の周辺領域までを視野に入れた多様な選択演習科目を設置する。

（5）専攻科児童生活専攻は、より特化した専門的な知識・技術を身につけるために6分野の専門コース（地域子育て支援、食育、音楽表現、造形表現、特別支援及び施設養護）を設置する。

（6）専攻科児童生活専攻は、保育実践力を身につけるために就業力育成を目的とした科目を設置する。

◆臨床検査学科

本学の教育目標に基づき、高い専門性と倫理観を兼ね備えた臨床検査技師を養成することを目的として、教育課程を編成している。

（1）臨床検査技師学校養成所指定規則に従い、臨床検査技師国家試験受験資格を得るために必要な知識と技術が修得できる科目を設置している。

（2）医療人を目指す学生である前に、学校生活を通して人としての品位を培う。

（3）医療人に必要な態度・慣習を身につけ、コミュニケーション能力を高める。

（4）実習、実験を通して豊かな思考力、自主性、創造性を身につけ、問題発見能力と課題解決能力を養う「臨床検査専門演習Ⅰ」、「臨床検査専門演習Ⅱ」を必修科目として設置する。

（5）5か月間の臨地実習を通して、チーム医療を担う一員としての協調性と自己の職務に対する責任感及び向上心を持った人材を育成する。

この教育課程は、短期大学設置基準第5条及び第6条にある教育課程の編成方針及び編成方法に基づき体系的に作成している。教養教育科目とともに専門教育科目で知識、技術が効果的に学べるよう授業科目を編成している。

本学は、栄養士免許、幼稚園教諭（二種）免許、保育士資格及び臨床検査技師免許取得の養成校として、必要な単位数を設けている。CAP制（履修単位制限制）に関しては各学科、各専攻、教務委員会等で議論を重ね、令和元（2019）年度には「GPA制度及びCAP制に関する内規」（令和2（2020）年4月施行）を制定した。令和2（2020）年度からはCAP制を導入し、学生便覧にも提示し学生への指導にあたる。各学科・専攻課程において、年間又は各学期に履修できる単位数の上限を考慮し、開講時期を定め、時間割を編成している。

成績評価について、授業科目ごとにその基準をあらかじめシラバス（提出-12）に明記し、その基準に基づいて評価している。授業内でワークシートや確認テスト、レポート作成等を行い、授業内での実技発表についても評価観点を明示するなどの方法を採り、教育の質保証に向けた適切な成績評価を行えるよう工夫している。このように短期大学設置基準に基づいた判定を行っている。

シラバスについては、シラバス作成依頼をする際、「シラバス作成要綱」（備付-28）を全科目担当教員に配布し、学習成果、授業内容、予習・復習の内容、成績評価の方法、授業の到達目標、授業外学修に必要な時間、授業方法、教科書や参考図書等を明確に示すようにしている。これらの内容は、毎年、教務委員会で見直しを行っている。平成30（2018）には、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連性、授業時間外学修に必要な時間等、令和元（2019）年度には時間数、令和2（2020）年度には、担当教員の実務経験の有無・内容、オフィスアワーの項目を追加することとした。項目のみだけではなく、内容の示し方、具体的な表記方法等の見直しも常に行っている。また、平成29（2017）年度からは、各教員から集めたシラバス原稿の項目が適正に明記されているか、教務委員会の第三者が検索を行っている（備付-32）。

通信による教育を行う学科・専攻課程は設けていない。

教員の配置については、短期大学設置基準第7章「教員の資格」に基づき、教員審査を行い、専門性、研究分野、業績（実務経験含む）等の適正を十分に考慮して、資格と担当科目を決め、適切に配置している。

教育課程の見直しは、各学科・専攻課程において、定期的に行い、必要に応じて、教務委員会、学科会、運営会及び教授会で審議することとしている。生活学科児童生活専攻・専攻科児童生活専攻では、令和元（2019）年度からの教職課程再課程認定（備付-33）、指定保育士要請施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の変更（備付-34）が全国的に実施されたことを受け、教授会、理事会の審議を経て、教育課程の大幅な見直しを行った。今後も各学科・専攻課程において定期的な見直しを行っていく。

［区分　基準Ⅱ-A-3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教養教育の内容と実施体制が確立している。

(2)　教養教育と専門教育との関連が明確である。

(3)　教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-3 の現状＞

本学は教育の目的を、「一般教養を重んじつつ、専門技能を修得させ、活（はたら）く頭、勤（いそ）しむ双手、寛（ひろ）き心の３Ｈ精神を体して社会の進歩に貢献できる職業人を養成することを目的とする。」としている。教養教育科目とともに専門教育科目で知識、技術が効果的に学べるよう授業科目を編成している。

教養教育科目は、幅広く深い教養を培い社会の進歩に貢献できる豊かな人間性を養成するための内容を備えている。まず、短期大学での学び、資格取得における学びを理解し、専門教科を学ぶ上での基礎的知識と技術、さらには企画力キャリアプランの基礎となるように、食物栄養専攻、児童生活専攻ともに、1 年次に「基礎ゼミ」を置いている。この科目では、本学の教育理念である「３Ｈ精神」への理解を深め、学ぶ姿勢と有資格者としての心構えを培う内容で授業を展開している。本学で学ぶ意義を考え、基礎的知識や技術のトレーニングを行い、また、卒業生や栄養士・幼稚園教諭・保育士の現場で働く方々の話を聞くことで、仕事への理解を深め、キャリアプランの基礎としている。「コミュニケーション」では実学としてのコミュニケーション論をもとに、自らのコンピテンスを知り、表現すべき自分を磨く意義を理解し、力量を向上させる内容としている。「コミュニケーション」、「社会学」、「心理学」は、栄養士・幼稚園教諭・保育士として、多様な人と関わるため、コミュニケーション能力を向上させ、社会の一員として豊かな人間性を身に付けることを目的として置いている。また「ビジネスマナー」は、社会人としての常識やマナー、ビジネスに関する基本的な知識を学習し、社会で通用するコミュニケーション能力を獲得し、必要な実務に即した知識や技術を理解することを目的に置いている。これは、栄養士免許必修科目とし、ビジネス社会で必要なマナーのほか、相手を敬い思いやりの心を持つことを目標としている。「基礎生理学」、「基礎化学」は栄養士免許必修科目としており、専門教科を学ぶ上での基礎的な科目となっている。入学してくる学生の高等学校における化学・生物の履修状況はさまざまであるため、栄養士専門教科を学び、理解を深めるためにも「基礎生理学」、「基礎化学」は必修としている。栄養士・保育士の基礎的資質である健康的な社会の指導者の養成を目的として、「スポーツ科学」、「スポーツ実技」の科目を設置しており、この 2 教科は、幼稚園教諭（二種）免許資格取得必修科目としている。「暮らしの経済」では社会と暮らしに焦点を当て、多様な現代社会の変化を理解し、将来のライフスタイルや働き方・暮らし方の確立を目標とし、「日本文化と国際理解」は、国際社会において主体的に行動するために必要な能力の基礎を身に付け、異文化を受容し、日本の伝統や文化に根差した自己の確立と自ら発信し行動できる力を養成することを目標としている。これらの教養科目は幅広く深い教養を培い、社会の進歩に貢献できる人材、豊かな人間性を養うことにつながっている。併せて、「文学」、「哲学」、「法学（日本国憲法）」においても、一般教養を重んじつつ、生活に関する学問を体するという本学の目的に通じており、社会の一員である自覚とともに豊かな人間性を養うことにもつながる教科である。「法

学（日本国憲法）」に関しては、幼稚園教諭（二種）免許有資格取得必修科目になっている。「基礎英語」、「英会話」、「海外語学研修」では、グローバルな視点を持ち、異文化理解を深め、英語でのコミュニケーション能力を高めることを目的としている。『太平洋の架け橋にならん』は本学初代校長であった新渡戸稲造博士の最も有名な言葉である。この言葉のとおり、新渡戸博士は 19 世紀から 20 世紀の激動の中で、教育においても政治の面においても国際的な活躍をされた。その架け橋となる手段としての英語に慣れ親しむ機会となるよう置いている。「基礎英語」では、4 技能（聞く、読む、話す、書く）を総合的に運用できる力を身に付け、「英会話」では、仕事、旅行、留学等で渡航する際に遭遇する場面を学習し、海外語学研修につながる内容となっている。「海外語学研修」は、異文化理解を深め、自己の表現、考え方や趣味・関心を明らかにする上で貴重な機会として設けている。学内での講義の後、研修先のオーストラリアでは、病院や幼児教育機関、多種多様な食材を扱うスーパーマーケットやマルシェを訪問し、参加した学生の視野を大いに広げることができている。また、幼稚園教諭（二種）免許や保育士資格の取得には外国語の修得が必修となっており、「基礎英語」と「英会話」から、1 科目を履修するように、選択必修科目として置いている。

これらの教養教育科目のうち、大学での基礎的学びとなる入り口の「基礎ゼミ」、栄養士の専門教育科目に必要な結びつきを持つ教科である「基礎化学」や「基礎生理学」、栄養士・幼稚園教諭・保育士の基礎的資質である健康的な体づくり、体力増進や他者とのコミュニケーションを図り人間関係を構築できる「スポーツ科学」と「スポーツ実技」、社会人としてのマナー、ホスピタリティを学ぶ「ビジネスマナー」は 1 年次に配置し、その他に関しては、1 年次、2 年次を通して履修できるよう、年次を限定していない。特に 1 年次に開講する教科について、次のような形で専門教育科目につなげられるようにしている。「基礎化学」と「基礎生理学」は、栄養士の専門教養科目のほとんどにつながり、特に「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」の分野科目に深くつながっている。「スポーツ科学」と「スポーツ実技」は、栄養士養成では「栄養教育論Ⅱ」、「栄養教育実習Ⅱ」、「ライフステージの栄養学」、「ライフステージの栄養学実習」、「栄養士フィールドトレーニング」などの科目に、幼稚園教諭（二種）・保育士養成では「身体表現Ⅰ」、「身体表現Ⅱ」、「小児体育」などの科目へつながっており、「ビジネスマナー」は、栄養士養成では「給食管理実習Ⅱ」に、幼稚園教諭（二種）・保育士養成では「保育実習Ⅰ」、「保育実習指導Ⅰ」へつながるなど、教養教育科目での学びが専門教育科目への学びに関連している。

臨床検査学科では、教養・基礎教育として基礎分野科目、専門教育として専門基礎分野科目及び専門分野科目のように、教養･基礎から専門まで教育が連続して効果的に行われる授業科目を編成している。基礎分野科目では、幅広い教養を培う科目とともに臨床検査の専門教育を理解するための基礎学力を養う科目を配置している。英語教育においては、「英語」、「医学英会話」及び「海外語学研修」を配置し、グローバル時代への対応、臨床検査領域で使用される専門用語及び論文作成における英語力の育成に努めている。専門基礎分野科目は、生命現象の理解、疾病に関する基礎知識、検査機器の理論、公衆衛生、疾病の疫学を学び、専門分野科目は、臨床検査技師に必要な臨床検査医学、臨床検検査技術学を学習する。3 年次には、5 か月間、都内あるいは近郊の病院で臨地実習を行い総合臨床検査学における知識、技術の整理とさらなる実践教育を行い、卒業試験、国家試験の合

格を可能とする教育課程を編成している。また、「臨床検査専門演習Ⅰ」及び「臨床検査専門演習Ⅱ」としてゼミナール研究を行っている。ゼミナールには 10 分野があり、研究も視野に入れた教育を行っている。教養教育は人格形成に欠かせない過程であり、臨地実習病院における学生の評価が高いことから教養教育の一部が評価されているものと考える。また教養教育分野における教育が専門分野を理解するための基礎として重要と考え、専門基礎分野、専門分野の理解における基礎知識を充実させるため、教務委員会、教授会等で検討し改善を行っている。

実習先訪問時や就職先からの就職先アンケート結果（備付-31）から忌憚ない意見を聴取し、教養教育の効果を測定・評価、改善している。外部から聴取した意見は、学科・専攻会議で共有し、改善に向けた協議を常に実施し、話合いをしている。さらに学科・専攻会議で話し合われた内容を教務委員会で取り上げ、教養教育の見直しを行うとともに、教育懇談会などで教員間の情報共有や意見交換を行い、教育内容の改善に取り組んでいる。

［区分　基準Ⅱ-A-4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

(2)　職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-4 の現状＞

専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図るため、本学では次のような職業教育に取り組んでいる。生活学科では、入学時のオリエンテーションから始まり、1年次前期に「基礎ゼミ」を置いて、本学の建学の精神を基に、卒業生や実務の専門家からの講演等により、学ぶ姿勢と良き職業人となるための基礎力を培っている。また、1年次前期の基礎教育科目に「ビジネスマナー」を設け、マナーの基本、ビジネス社会で必要な実務に即した知識や技術、コミュニケーション能力等を身に付けられるようにし、初年次教育としての意識と効果を高めている。また、「ビジネスマナー」のほか、「インターンシップ演習」を基礎教育科目に設置し、現場の実際を理解し進路を考える支援はもとより、就職時のミスマッチを無くすための取り組みとしている。「インターンシップ演習」については教務委員会、キャリア支援委員会、短期大学事務課就職係が連携し、事前指導から事後指導まで行うことで、実務の実際について理解を深め、職業人として自覚を養っている。食物栄養専攻では資格要件となる校外実習の必要な時間は1単位45時間であるが、本学は2単位90時間の教育課程を編成している。また、「栄養士フィールドトレーニング」の授業を設置し、栄養士としての専門性を深め、職業観の向上を図るため、4つのフィールド（子どもと食育、医療と福祉、フードサービス、健康と運動）別の講義や演習を実施している。実務に即した内容を学び、より一層専門技術を身につけることを目的とするとともに栄養士としての今後につなげることを目的として設置している。

児童生活専攻では「教職実践演習」、「教育実習指導」、「小児体育」などの演習科目において、実習とは別に、社会に出るまでにより多くの実践経験を積むため、本学園の子ども

園に出向き、運動会運営や運動あそびの支援、子どもとのふれあいあそびの実践、模擬観察実習などの実践経験を重ねながら、より高い学習成果が上がるように実践演習を行っている。

1年次後期からは専属のキャリアコンサルタントによる業界・職種研究ガイダンスや履歴書作成講座、面接対策講座などの就職活動支援プログラムが、キャリア支援委員会と担任が情報を共有し、連携をとりながら計画的に行っている。

さらに、生活学科では学生の学ぶ意欲を応援し、各資格の専門性を高めるために関連する資格取得の推奨をしており、キャリア支援講座としてキャリアサポートを独自の仕組みで行っている。令和元（2019）年度は、フルーツアカデミー認定フルーツ＆ベジタブルカービング・カッティング、アスリートフードマイスター3級、野菜ソムリエ、食育インストラクター（Primary）、サプリメントアドバイザー、おもちゃインストラクター、おもちゃコンサルタント、地域子育て支援士二種、幼児体育指導者2級等の資格取得を目指す学生を支援した。

その他にも職業教育として、学内で子どもパートナーや上級救命講習などの講習会を実施し、希望者が資格取得を目指せるような取り組みを実施している。いずれも短期大学全体の教育課程編成を考慮し、学生が職業又は実際生活に必要な能力を育成できるように支援体制を整えている。

臨床検査学科では、令和 2（2020）年度より基礎分野科目に「コミュニケーション演習」を新設し、患者接遇やチーム医療の一員として他職種の人たちとの意思疎通能力を高められるように教育課程の見直しを行った（備付-35）。臨床検査学科の職業教育は実践力を高めるために必須であり、実習を充実させることにより臨床検査技師として必要な技術力を養っている。また 5 か月間という長い期間にわたる一流病院での臨地実習は本学の特徴であり、医療、臨床検査の現場における貴重な経験は臨床検査技師としての人格、能力の向上に大きく寄与している。職業教育の効果は臨地実習先及び就職先へのアンケートを実施することにより評価し、さらなる向上のために教育の改善に取り組んでいる。

なお、ゼミナール研究により優れた新知見の得られた研究内容は、日本臨床検査学教育協議会学術大会等で積極的に発表し、研究データの公表を行っている（備付-36）。

職業教育の効果については、実習先訪問時や就職先からの就職先アンケート結果（備付-31）から忌憚ない意見を聴取し、測定・評価、改善に役立てている。学内専任教員のみならず、非常勤教員の意見も教育懇談会などで聴取し、教員間の情報共有や意見交換を行い、教育内容の改善に取り組んでいる。地域や社会の要請に対応した職業教育の充実、職業教育と教養教育の調和がとれた教育課程の見直しを教務委員会、キャリア支援委員会、学科会等で検討しながら、組織的に PDCA サイクルの活用を図っている。

［区分　基準Ⅱ-A-5　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

（2）　学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

(3)　入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
(4)　入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
(5)　高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
(6)　授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
(7)　アドミッション・オフィス等を整備している。
(8)　受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
(9)　入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-5 の現状＞

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の建学の精神を理解し、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学習成果を達成しようとする人材を求める内容である。以下に、アドミッション・ポリシーを示す。

＜アドミッション・ポリシー＞

本学は建学の精神と教育理念のもと、「栄養士」及び「臨床検査技師」の資格を通して、社会に貢献できる専門性の高い人材を養成することを目的としている。そのために、以下のような人を受け入れる。

(1)資格取得を目指し、自ら学ぶ姿勢を持ち、その知識と技術を修得する意欲のある人
(2)短期大学での授業を理解するために必要な基礎学力を身につけている人
(3)誠実で、他者と協働するためのコミュニケーション能力を身につけている人

入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、学生募集要項（提出-13）のほかに大学案内（提出-3）、ホームページ（提出-4）にも明記している。また、オープンキャンパスや進学相談会等での入試説明においても本学が求める学生像や入学者受入れの方針を必ず示すようにしている。

本学で実施している、推薦入試、AO（admissions office）入試、一般入試、社会人入試それぞれの入学者選抜において、入学前の学習成果の把握・評価をどのように行うかについては募集要項等で示している。それぞれの入学者選抜方法の特徴を活かしつつ、すべての選抜において面接試験を実施し、入学者受入れ方針に沿った評価基準によって入学者の選抜を行っている。

推薦入試には、指定校推薦入試と公募推薦入試A、公募推薦入試Bがあり、指定校推薦入試では高校訪問による高校の状況、実績等を考慮して指定校の条件を定めている。この指定校については、実情に合わせ適宜見直しを行っている。すべての入試区分において、全教員が本学の建学の精神、教育理念、教育方針などについての共通理解を図り、統一した判定ができるように配慮している。選抜方法とその実施について、得点化できるものはその得点を基に、面接に関しては、その評価方法が示された用紙を基に評価を行い、入試に関しては公正及び正確性は保たれていると考える。なお令和3（2021）年度以降の入学者選抜方法は、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校・公募）、一般選抜、社会人選抜、特別

選抜（帰国生徒・留学生）に移行している。

授業料、その他入学に必要な経費は募集要項に明記している。また、入学してから必要となる主な諸経費についても、募集要項に記載している。

学生募集委員会を設置して、学生の募集や広報活動を行っている。入学試験および入学手続きは生活学科及び臨床検査学科のそれぞれの事務が行い、入学希望者や受験者の情報管理も行っている。

入学志願者、受験生、高等学校の教員、受験生の保護者等からの問合わせに対しては、学生募集委員会が中心となって対応し、受験生の知りたい情報や質問等に適切に回答している。受験に関する質問の受付は、電話をはじめ、メール、ウェブサイトやスマートフォンのサイトでも行っている。学校見学や個別相談を希望して直接来学した受験生に対しても、学生募集委員会の教職員を中心に全教職員で対応を行っている。

［区分　基準Ⅱ-A-6　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学習成果に具体性がある。

（2）　学習成果は一定期間内で獲得可能である。

（3）　学習成果は測定可能である。

＜区分　基準Ⅱ-A-6 の現状＞

シラバスにおいて、それぞれの科目における授業のねらいや到達目標が明記されており各科目における具体的な学習成果が示されている。

生活学科食物栄養専攻では、各科目において、半期ごとに学習成果を獲得できるように授業計画を立てている。SLP（備付-29）に各教科の到達目標を掲げ、半期ごとに学生に確認をさせながら個人の成長を観察している。さらに授業計画の中間点での確認テストや毎回のリアクションペーパー、ワークシートなどを導入し、一定期間内で獲得が可能かどうか、学生の理解度及び学習習慣を確認しながら授業を進めている。また、一定期間内で獲得が不可能な場合には、科目によっては補習を実施している。生活学科児童生活専攻においてもSLPを活用し定期的に到達度を確認するほか、「器楽Ⅰ」、「器楽Ⅱ」等においては課題に到達していない学生に対して補習を行っている。

臨床検査学科では、小テストや口頭試問などによっても学習成果の状況を把握している。実習など、複数の教員が担当する授業科目では単位責任者を置き、教員相互間で学習成果を確認している。

各科目における学習成果は、筆記試験や実技試験、小テスト、レポートなどにより量的・質的に測定が可能である。さらに、授業アンケート（備付-18）においては、学生による授業評価と授業への取組み姿勢を自己評価する内容が含まれており、学生自身及び教員がそれぞれ学習成果を評価することが可能である。臨床検査学科では、一部の科目において2年次の後期試験終了後に「新渡戸検定（実践編）」（備付-30）を行っている。

学習成果の測定は、生活学科食物栄養専攻では栄養士養成実力認定試験、生活学科児童生活専攻では教職履修カルテ（備付-25）の活用、臨床検査学科では3種類の国家試験模試

（備付-26）などにより可能であると考えている。

［区分　基準Ⅱ-A-7　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

（2）　学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

（3）　学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分　基準Ⅱ-A-7 の現状＞

GPA 測定は、生活学科食物栄養専攻における校外実習の判定にも活用している。また、卒業時表彰者を決定するため、第 1 次卒業判定会議において、GPA 測定を活用している。生活学科では、第 2 次卒業判定会議において、最終的な卒業要件単位修得、資格取得要件単位修得を把握し、学習成果の獲得状況を確認している。成績評価は、各学科の試験規程（備付-規程集 99、100）により、100 点法で採点し、S が 90～100 点、A が 80～89 点、B が 70～79 点、C が 60～69 点として合格とし、60 点未満を D として不合格としている。令和 2（2020）年度から開始となる「大学等の修学支援新制度」の機関要件を満たす短期大学として、GPA 測定による分布表を用いて、本学ホームページに情報公開を行うとともに、令和元（2019）年第 11 回教授会において、「GPA 制度及び CAP 制に関する内規」を令和 2（2020）年 4 月 1 日付けで施行することを決定し、量的・質的データとして学習成果の測定に活用していく。

新渡戸フォリオ（ポートフォリオ）を一部の授業科目に活用し、学習成果を把握している。令和元年（2019）年度より、各学科・専攻課程から各 1 科目、計 3 科目のルーブリック評価を施行した。

学生調査は「入学時アンケート」（備付-37）、「進級時アンケート」（備付-38）、「卒業時アンケート」（備付-39）を実施している。卒業生には、令和元（2019）年度に実施したほか、キャリア支援を担当する職員において、新渡戸祭（学園祭）に来校した卒業生から意見を聴取している。雇用先への調査も同様に、令和元（2019）年度に実施したほか、業界企業研究で来学した人事担当者から短期大学事務局の役職者が直接意見を聴取し、学習指導への PDCA サイクルの活用を図っている。

学習成果を、本学ウェブサイトにて公表している。

［区分　基準Ⅱ-A-8　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　卒業生の進路先からの評価を聴取している。

（2）　聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分　基準Ⅱ-A-8 の現状＞

令和元（2019）年度に卒業生の就職先に対しアンケート調査を実施した。調査目的は、本学卒業生が就職した企業・団体に対して在学中に身に付けた学力や資質・能力及び養成しようとする人材像（ディプロマ・ポリシー）に照らし、学習成果の検証を行い、教育活動に反映させることである。

生活学科では、卒業生の進路先アンケートを平成 28（2016）年度から平成 30（2018）年度に就職先 62 社を対象として実施した。回収率は 83.8%（52/62 社）であった。

生活学科食物栄養専攻では、「ディプロマ・ポリシーを身につけた人材となっているか」の回答は、5 段階中平均 3.9 で、ある程度身に付いているとの評価を得た。評価が高かったのは、1 位：コミュニケーション能力、2 位：豊かな人間性、社会の一員であることの自覚であった。「大学で学んだ理論や技術が活かされているか」は、「活かされている」と「ある程度活かされている」をあわせると 68%となり、おおむね大学での教育を有効に実践できていることがうかがえた。「本学の教育でさらに充実が必要なこと」は、1 位：他人と連携する力、2 位：臨機応変な対応力、3 位：専門知識・技能があげられた。これよりディプロマ・ポリシーである「社会の一員であることを自覚し、教養、コミュニケーション能力及び豊かな人間性を身につけている」に基づいた教育ができており、社会から求められる職業人の養成を果たしているといえる。

児童生活専攻では、「ディプロマ・ポリシーを身につけた人材となっているか」の回答は、5 段階中平均 3.7 で、ある程度身についているとの評価を得た。評価が高かったのは、食物栄養専攻と同様に 1 位：コミュニケーション能力で、2 位：柔軟かつ寛き心で取り組む姿勢、3 位：豊かな人間性であった。「大学で学んだ理論や技術が活かされているか」は、「活かされている」と「ある程度活かされている」をあわせると 85%となり、高い数値と解釈できる。「本学の教育でさらに充実が必要なこと」は、1 位：臨機応変な対応力、2 位：他人と連携する力で、この 2 点が強く望まれていることが明らかになった。これよりディプロマ・ポリシーである「社会の一員であることを自覚し、教養、コミュニケーション能力及び豊かな人間性を身につけている」に基づいた教育ができており、社会から求められる職業人の養成を果たしているといえる。

臨床検査学科は、卒業生の進路先アンケートを平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度に就職先 40 施設を対象として実施した。対象施設は、大学病院、総合病院、医療センター、検査センター、健診センターなどであり、それぞれの分野から幅広く回答を得られるよう配慮した。評価は大問 4 つについて調査した。回収率は、67.5%（27/40 社）であった。修得したことへの現状の評価として「ディプロマ・ポリシーを身につけた人材となっているか（小項目 9）」の回答は、「身についている」と「ある程度身についている」あわせて各項目とも 70%から 85%を占めていた。評価が高かったのは、1 位：「臨床検査技師としての専門知識」、2 位：「臨床検査技師としての技術」、3 位「社会の一員であることの自覚」、「教養」、「コミュニケーション能力」があげられた。また、「短期大学で学んだ理論や技術が活かされているか」の回答は、1 位：「ある程度活かされている」67%、2 位：「どちらともいえない」18%、3 位「活かされている」11%であった。これらのことから、多くの学生はディプロマ・ポリシーを身に付けて卒業し、本学で学んだことが活かされ、社会貢献ができる一定の評価を得たと理解できるが、「不十分」、「やや不十分」とする回答

もすべての項目において聴取されており、それらにおいては教育の強化が重要であると考えられる。また、今後の教育に対する質問として「社会で働くにあたり、教育機関としてさらにどんな教育の充実が必要と思われるか（複数可）」の回答として、1 位：「チームワーク（協働性）」15 施設、2 位：「継続的な学習力」9 施設、3 位：「やり抜く力」8 施設を得た。一方で、「リーダーシップ」や「報告書を作成する力」と回答する施設は全く無かった。医療現場で最も必要とされるのは、患者を中心においたチームワークを重視した医療の遂行であり、個人の特性よりも尊重されることが改めて理解できる。また、日々進歩する医療に向き合うためには、「継続する学習力」や「あきらめずにやり抜く力」も今後も求められる教育であると確認できた。

これらの結果を踏まえて生活学科食物栄養専攻では、「豊かな人間性」と「資格者としての専門性」の両方を兼ね備えた職業人に育てる教育の充実を目指す。具体的には、少人数教育ならではの特徴を活かして、学生が更に能動的に学修し、他者とコミュニケーションをとる活動ができるように、実験、実習活動だけでなく幅広く授業にグループワークを取り入れていく。専門知識・技能に関しては、必要に応じて学生ごとの個別指導や補習を充実させることと、継続的に習得技術内容の確認を実施していくことで向上を図っていく。

児童生活専攻では、コミュニケーション能力が評価された一方で「臨機応変な対応力」が求められていることを受け、「家庭や地域社会に関する本質と原理」と「子どもと社会を取り巻く諸問題」の理解を深めて視野を広げる取り組みを更に充実させ、専攻科の 6 つの専門コースを中心に改善を図っていく。また、アンケートから「時間を有効に使う力」、「新たなアイディアを生み出す力」、「リーダーシップ」も充実が必要とされていることが明らかになり、演習の授業での相互啓発を活発化させ、行事や実行委員会で多くの学生がリーダーを経験するよう工夫を加えていく。

臨床検査学科では、調査結果を報告し学科内で共有している。医療の現場における本学の評価と「今後必要とされる教育」を共有することで、学生が習得すべき学習成果を教職員で再認識することが可能となる。「チームワーク」や「コミュニケーション」を習得する方策として、宿泊を伴う学内行事など多彩な学生行事を通してコミュニケーション能力の向上、社会の一員であるという自覚、協調性を育むなどの豊かな人間性を醸成する場を提供している。これらの行事を実施した後は、学生からのアンケートもしくは報告書を収集し、教員内で回覧し確認している。多くの実習を通じて班単位を基本とした仕組みの中で、個々の技術力や専門性の習得だけではなく、準備や片付けまでの協力体制を基本とした教育をしている。令和 2（2020）年度からは、体系的にコミュニケーションを理解するために、1 年次に「コミュニケーション演習」を新設する予定である。また、キャリア支援委員会としての取り組みとして、3 年生のキャリアガイダンスでは、「社会人の倫理」、「コミュニケーション」の重要性を改めて確認している。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

短期大学には教養教育や職業教育、あるいは地域の生涯学習の拠点といった役割が求められている中で、本学が養成する「学士力」に裏付けられた学位授与ができているかについて定期的な点検が必要である。政府の大学改革実行プランなどの施策を参考に、知の拠点としての短期大学作りと本学における学位授与について、引き続き検討を行う。

改訂したシラバスについて、両学科統一した項目によるアンケート調査を行い、到達目標に対する学修の効果判定を行う。

入学までの学習成果が、入学に対して励みになるような入学者受け入れ方針となるように改訂を検討する。

新渡戸検定短期大学編及び学科・専攻編がより高い専門性を持った内容となるよう改訂を検討し、新渡戸フォリオと併せて、一人ひとりが入学時から学習成果を確認しながら目標達成ができるようなシステムを構築する。

安定した就業を目指し、知識と技能、コミュニケーション力及び自己解決能力を身に付けられる養成プランを検討し、キャリア支援委員会が学科・専攻と連携して指導を行っていく。学内で開催するキャリア支援講座、あるいは就職講座についても内容をよく精査する。

多様な学生を受け入れ、社会から求められる「豊かな人間性」と、資格者としての「教養と専門性」の両方を兼ね備えた職業人の育成を、更に強化する。

卒業生からの意見や評価を十分に把握するため、効果を上げるアンケート実施を再検討し、回収率を上げていく。結果については、学生指導にフィードバックさせていく。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

各学科・専攻課程の教育目標に示された人材を育成するために、それぞれの定められた方針に基づいて教育課程を編成・実施し、資格取得のみに限らず職業人としての養成を目的とした独自の教育課程を編成している。本学の学位授与は、栄養士免許、幼稚園教諭（二種）免許、保育士資格及び臨床検査技師免許の取得につながっている。一般教養を重んじつつ、本学の教育理念を体し、各学科・専攻課程の教育目標に示された社会の進歩に貢献できる良き人材を育成することに努めている。卒業生や実社会の現場で働く方々の話を聞く機会を多く設け、本学で学ぶ姿勢と職業人としての心構えを培う内容の授業を設け、「習うのではなく学ぶ」という意義を考えさせながら、基礎的知識や技能の習得を行っている。

専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図るため、社会人としての基礎となる常識を備えた職業人の教育に取り組んでいる。生活学科における「ビジネスマナー」の授業では、挨拶、服装、言葉遣い、電話対応、文書作成など、具体的で実践的な講義を実施している。将来、社会人になりチームの一員として貢献できるよう、しっかりとしたコミュニケーション能力を身に付けられる授業も用意している。

生活学科食物栄養専攻では、栄養士としての就業力育成と専門知識の修得のために、「基礎ゼミ」、「栄養士フィールドトレーニング」及び「栄養士キャリアアップ講座」を設置している。さらに、本学の栄養士養成の特徴である、「おいしい料理が作れる栄養士」を目指し、高度な調理技能を修得するために、「プロに学ぶ専門料理実習」、「フルーツカッティング演習」、「製菓・製パン実習」及び「調理学実習Ⅳ」等の専門科目を設置している。生活学科児童生活専攻・専攻科児童生活専攻では、3 年間の学びの中で、より特化した専門的な知識・技術を身に付けるために 6 分野の専門コース（地域子育て支援、食育、音楽表現、造形表現、特別支援及び施設養護）を設置している。

臨床検査学科では、チーム医療を担う一員としての協調性と自己の職務に対する責任感及び向上心を持った人材養成を行うため、5 か月間の病院臨地実習を行っている。また、

ゼミナール研究により優れた新知見の得られた研究内容を、令和元（2019）年度に熊本で開催された第 14 回日本臨床検査学教育協議会学術大会において本学学生が演題発表を行った。

一部の科目においてルーブリック評価による学習成果の測定を始めている。

学生、実習先、雇用先の各種アンケート調査を行っている。これらの調査結果は、集計後に学生や教職員に結果を開示しフィードバックしている。

［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］

＜根拠資料＞

提出資料　3.　学校案内パンフレット【令和 2（2020）年度】
5.　学生便覧【令和元（2019）年度】
13.　入試ガイドⅠ・Ⅱ【令和 2（2020）年度】
15.　学校案内パンフレット【令和元（2019）年度】
16.　入試ガイドⅠ・Ⅱ【令和元（2019）年度】

備付資料　4.　中野区と新渡戸文化短期大学との相互協力に関する基本協定
15.　実習病院連絡会資料
17.　GPA 分布表
18.　授業アンケート
20.　公開授業アンケート
21.　FD 資料
22.　授業改善シート
29.　SLP
31.　就職先アンケート
37.　入学時アンケート
38.　進級時アンケート
39.　卒業時アンケート
40.　卒業生アンケート
41.　入学手続き書類
42.　入学のしおり
43.　入学者事前学習課題
44.　新入生オリエンテーションのしおり
45.　学籍簿
46.　就職・進学先一覧表
47.　入試ガイドⅠ【令和 2（2020）年度】
48.　海外語学研修のお知らせ
49.　教育懇談会資料
50.　第 60 回東京都私立短期大学体育大会要項
51.　リーダーストレーニング資料

52. オリエンテーションキャンプ資料
53. トレーニングキャンプ資料
54. 就職・進学活動アンケート
55. 教育支援人材認証制度

備付資料 3. 学校法人新渡戸文化学園事務組織・事務分掌規程
-規程集 10. 学校法人新渡戸文化学園個人情報保護規程
99. 生活学科試験規程
100. 臨床検査学科試験規程
106. 入学前既修得単位の認定に関する規程
110. 長期履修学生規程
115. 優待入学制度及び入学金減免について
116. 社会人優待入学制度及び入学金減免に関する規程
121. 入学特待生制度取扱い規程入学特待生判定基準
122. 遠隔地入学者支援制度取扱い規程
134. 臨床検査学科におけるベリタス伊藤賞表彰内規
135. 森本奨学金取扱い規程
136. 豊川メディカルスカラーシップ取扱い規程

［区分　基準Ⅱ-B-1　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-1 の現状＞

教員は、シラバスに示した成績評価基準に基づいて学習成果の獲得状況を評価している。授業科目担当者は、定期試験のほか、授業への取り組み状況、レポート等によって学習成果の状況を把握している。令和元（2019）年度後期からは、一部でルーブリック評価を導入した。学習成果の PDCA サイクルについても検討し、シラバスに到達目標を掲げ、科目によっては毎回の授業時及び中間時期に到達確認を行い、常に学生の学習成果の状況を適切に把握するように努めている。

生活学科食物栄養専攻では、SLP（備付-29）に各教科到達目標を掲げ、半期ごとに学生個人に確認をさせながら個人の成長を観察している。さらに小テスト及びワークシートなどを導入し、学生の理解度及び学習習慣を把握しながら授業を進めている。科目によっては、補習を実施している。また、計算や漢字といった基礎学力が不十分な学生に対しては、リメディアル教育を実施している。試験においては、試験評価基準に沿って適切な評価をしている。生活学科児童生活専攻においても SLP を活用し、定期的に到達度を確認している。「器楽Ⅰ」、「器楽Ⅱ」等においては課題に到達していない学生に対し補習を行っている。

臨床検査学科では、小テストや口頭試問などによっても学習成果の状況を把握している。実習など、複数の教員が担当する授業科目では、単位責任者を置き、成績評価を実施している。

両学科の授業を担当する全教員は、授業科目ごとに学生による授業評価（備付-18）を受けており、その集計結果と学生からのコメントに対し、授業改善のコメント（備付-22）を短期大学事務課教務係に提出し、教務委員会において FD へ反映できるよう審議し、次期の授業改善に向けた PDCA を展開している。学生による授業評価のためのアンケート用紙は、授業時に教員が配布し、授業後に担当学生が回収し短期大学事務課に届けている。授業アンケートはマークシートによる回答欄と自由記述欄がある。結果は、全教員にフィードバックされ、各教員の授業改善に役立てている。さらに学科・専攻での協議を経て、授業改善はもとより、教育課程の見直し等も含めた PDCA を実施している。授業アンケート結果については図書館本館で公表されており、図書館利用時に閲覧が可能である。

両学科とも、非常勤教員の担当する授業については、専任教員が意見を聴取し、授業期間中はもちろんのこと、教育懇談会（備付-49）あるいは実習病院連絡会（備付-15）を通じて、授業状況等の情報共有に努めている。また FD 活動の一環として、公開授業期間を前期及び後期に 2 週間ずつ設け、非常勤教員が担当する授業を含めた全授業を公開し、短

期大学教職員のほか、法人役員の参観も可能としている。授業参観においてはアンケートを行っている（備付-20）。その内容は、教員の授業方法（板書、声の大きさ、教員の授業への姿勢等）、教室・施設・設備面へのコメント、さらには学生の授業への取り組み姿勢などである。各教員が授業評価の結果を認識し、教員相互の批評を始め、法人役員や職員の視点からも意見を収集している。全ての結果は、教務委員会、学科会に報告されている。令和元（2019）年度の FD においては、公開授業の結果が共有され、より良い授業を行うための参考にしている（備付-21）。

授業アンケート及び公開授業を通じて複数あがる意見や要望の中には、授業中の教員の声の大きさ、話しの速さ、分かりやすさ、内容の充実度、配付資料及びパワーポイントスライドなどに関するものがある。指摘事項については、各教員の指導方針を尊重しつつ、授業改善のために活用してもらうよう伝達している。

生活学科では、専攻会議、非常勤教員を交えての教育懇談会や連絡会議あるいは担任会などを利用し、関連する教科内容の調整を図るとともに、学生指導上の問題点の共有を図っている。複数担当者がある教科では、お互いの情報共有を随時行っている。教務委員会から授業評価について話題を提供し、FD 活動に関する問題の共有と授業方法の改善に取り組んでいる。平成 30（2018）年度は 2 月に次年度担当の非常勤教員を交えた教育懇談会を実施し、授業内容の確認、本学学生の理解と教科間の連携を深めた。令和元（2019）年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、資料配布を通じて本学の教育活動への理解を求めた。

臨床検査学科では、授業評価の結果に対して各担当教員からコメントを求め、今後の授業改善のために役立てている。また、複数教員で担当する授業、特に実習を担当する教員は、シラバス作成時及び授業開始前に授業内容について協議し、担当教員間で調整を図っている。臨床検査学科全体の非常勤教員を交えた教育懇談会は行っていないが、非常勤教員も含めた担当教員間で E メールなどの手段を使い意思疎通を図っている。実習においては、その日の実習前後の状況に応じて、可能な限り改善点を協議している。

毎年 8 月下旬から 9 月上旬に両学科の専任教員及び短期大学事務課役職者が参加し、教育活動の一環として FD を実施している。

本学の教育は、栄養士免許、幼稚園教諭（二種）免許、保育士資格及び臨床検査技師免許の取得を目標としている。生活学科ではこれらの資格を取得して卒業できるよう、また、臨床検査学科では卒業後、臨床検査技師国家試験に合格できるよう、丁寧な個別指導を実施している。短期大学及び学科主催の学生ガイダンスを行った後に、クラス担任がクラスガイダンスで、授業内容及び教育目的・目標について学生全員に周知徹底するとともに、個人面談を通してきめ細かく指導している。当日出席が可能なクラス担任以外の教員も学生ガイダンスに参加しており、手厚い指導となっている。また、在学中、成績が目標に達していない学生に対しては、生活学科では個人指導、そして臨床検査学科では科目チュータを設定し、少人数制による丁寧な指導を行っている。学生全体の履修状況は学科会により教員全員で共有し、学生指導の体制は整っていると考える。

短期大学事務局組織は、学校法人新渡戸文化学園事務組織・事務分掌規程（備付-規程集 3）に基づき、短期大学事務局に短期大学事務課を置き、その下に本町校舎（生活学科）には教務係、学生係、入試広報係、就職係、図書館事務係を、中野校舎（臨床検査学科）に

は教務係、学生係、入試広報係、就職係を置いている。短期大学事務課職員は、各係に所属し各委員会への参画を通じて、学生の学習成果の獲得に貢献している。

教育目的・目標の達成状況については、役職者が各学科会に陪席し、教職協働の向上を図るため活発な情報提供を行っている。役職者は、所属職員に対して資料回覧及び説明を通して状況を把握させている。

入学時のオリエンテーションでは、全ての短期大学事務課職員が所属する係の資料作成から説明に至るまで関わっている。教務係職員は、学生便覧、シラバス及び時間割等を活用し、単位、時間、科目（卒業要件又は資格要件の必修・選択）、科目の配当年次、授業、試験及び成績等について説明を行っている（備付-44）。また、本学学生は、卒業要件並びに分野に基づき、それぞれ栄養士免許、幼稚園教諭（二種）免許、保育士資格、臨床検査技師免許の取得を目標としており、授業の出欠管理についても、出席簿から常に欠席状況を把握し、欠席が複数回となる学生については、学科・専攻、担任はもとより、短期大学事務職員においてもそれを共有し、試験受験資格が喪失しないよう細心の注意を払っている。

学生の成績記録については、学則、生活学科試験規程（備付-規程集 99）、臨床検査学科試験規程（備付-規程集 100）に基づき、教務係においてスクールリーダー（成績管理システム）にて、入学前情報、在学時成績及び就職先情報まで一元管理している。令和元（2019）年度の学生募集活動からデジタルマーケティング機能を備えたインフォクラウドシステムを導入し、スクールリーダー成績管理システムとの連携を図っている。個人情報保護に関しては、新渡戸文化学園個人情報保護方針（備付-規程集 10）に沿って、適正な管理と保護に努めている。同方針は、入試ガイドⅠ・Ⅱ（提出-13）、学生便覧（提出-5）に掲載し、新渡戸文化学園のホームページにおいて広く公開している。

図書館事務職員は、短期大学事務課の下に置かれており、図書館本館（本町校舎）に司書資格を有する専任職員 1 名、非常勤職員 1 名の計 2 名体制で勤務している。入学時のオリエンテーションでは、クラスごとに利用方法等詳細説明を行っている。本館の 1 階フロアには、初代校長の新渡戸稲造、創立者の森本厚吉の蔵書をはじめ、学科・専攻課程の授業に関する専門図書、就職の支援となる書籍が置かれており、学習向上に適した環境を整備している。また、授業等に向けたレファレンス等の学習支援を行っている。図書館分館（中野校舎）へは、専任職員が定期的に訪問し、国家試験関連図書の選書、配架整備を行っている。臨床検査学科（中野校舎）の学生は、本町校舎での授業日、あるいは臨床検査学科授業休業の木曜日に、図書館本館を多く利用している。

図書館本館の閲覧室は、平成 28（2016）年 3 月に「ライブラリーラウンジ」に改装され、アクティブ・ラーニングに最適なスペースとなり、「卒業研究ゼミナール」、「保育実践演習」等の演習授業のほか、ラーニングコモンズとしても利用されている。分館は、平成 28（2016）年 8 月に内装・備品を全面改装し、グループ学習・個人学習に取り組みやすい配置とした。

学内コンピュータ利用については、全専任教職員にノート型パソコンを貸与し、業務に活用している。中野校舎を含む学園全体のグループウェアにより、学内報及び学園規則・規程集の閲覧、学園施設の予約システムを共用運用している。非常勤教員には、非常勤講師室にノート型パソコンを置き、授業教材の作成やプリントアウトを可能としている。ま

た、各教室には、ノート型パソコン、プロジェクター、スクリーン及び Wi-Fi 環境を整備し、多様な授業展開が可能となっている。

コンピュータ及び学内 LAN（Local Area Network）利用は、学生便覧に明記し、積極的な利用を促進している。本町校舎には、パソコン教室、PC ラウンジが設置され、授業及び学生の学習スペースとして、また、中野校舎には、カフェテリア、図書館分館にパソコンを設置し、学習スペースとして利用している。学生の学習並びに厚生補導等の諸連絡、共有ツールとして、新渡戸フォリオ（ポートフォリオ）を導入している。また、ICT 委員会及びキャリア支援委員会が中心となり、学内において Microsoft Office 試験を実施し、学生の ICT リテラシー向上の機会を設定している。

教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるため、教員は授業、職員は各係での説明資料としてパワーポイントを最大限活用している。また、新渡戸フォリオによる配信等を通じて、コンピュータ技術の向上を図りながら、その一方で、SD において個人情報保護に関する指針、セキュリティへの理解向上を図っている。

［区分　基準Ⅱ-B-2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
(3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
(4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
(5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
(6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
(7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
(8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
(9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
(10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分　基準Ⅱ-B-2 の現状＞

学習成果の獲得に向けて、学習上の注意や科目履修・試験に関するガイダンスを、下表のように実施している。

生活学科では、基本的に、各学期初めと定期試験後に、1年生、2年生、専攻科生、科目等履修生を含む全学生に対して学年ごとにガイダンスを行っている。入学時のオリエンテーション期間中に、専攻ごとに担任や1年生による授業科目、履修及び取得単位についての質疑応答などを含む、詳細な指導を行っている。それ以外のガイダンスに関しては、短期大学事務課（教務係、学生係、就職係）主導で学生の指導を行っている。

臨床検査学科では、入学時のオリエンテーションにおいて、学科長、教務委員長及び担任から教育方針や学習方法についての指導が行われている。

令和元（2019）年度ガイダンス実施状況　＜（生）：生活学科、（臨）：臨床検査学科＞

ガイダンス名	実施日	対象	内容
（生）入学式当日の新入生への諸連絡	4月2日	1年生	学生証・学生便覧等配布、学籍簿・卒業証明書回収、諸証明書発行、ロッカールームの場所・使用法の説明、クラス別写真撮影
（臨）入学式当日保護者会 新入生への教務連絡	4月2日	1年生	学生証・IDカード・名札・後援会会則等配布、 教職員紹介、後援会役員選出 卒業証明書・ワクチン接種アンケート・課題回収、諸証明書発行及び保護者学内見学
（生）新入生全体オリエンテーション	4月3日 ～4日	1年生	建学の精神の教示、教職員紹介、時間割・学年暦・シラバス・履修届配布、授業科目・シラバス・単位、履修方法・履修届・時間割・出席・試験、オフィスアワー、学生生活（学年暦）について説明、校歌紹介・練習、図書館の利用方法の説明、新入生アンケート、教科書販売、専攻・資格必修科目、クラス懇談教育理念・教育目標・学校行事・学生生活・クラブ活動、森本奨学金（学業・特別・キャリア支援）、海外語学研修、介護職員初任者研修、専攻別オリエンテーションⅠⅡ（Student Life Planの作成）、クラス別オリエンテーション

（臨）新入生オリエンテーション	4月3日 ～5日	1年生	建学の精神の教示、校歌の紹介、健康診断、学科長講話、配布物（学生便覧、シラバス、教科書一覧、講師配付、医歯薬オリエンテーション）、学生便覧の説明1、シラバスの説明、オフィスアワー、年間予定表、バーコード配付、ビデオ鑑賞（悪徳商法、飲酒、喫煙）、図書ガイダンス、学内案内（実習室、教室、ロッカー、レポートBOXなど）、カフェテリア、券売機の使用方法、証明書発行、エンカウンター、防犯講習会、自転車マナー講習会、クラブ活動紹介、学外研修について、クラス役員決定、学友会の選出、避難訓練、身上書、will 保険、自転車登録、学生カフェテリアについて、学生便覧の説明2、座席表、携帯電話の使用について、キャンパスライフ説明、白衣・上履き購入、本町校舎図書館の利用方法、体育館の使用方法、臨床検査専門演習Ⅰ（ゼミ）紹介、
（臨）オリエンテーションキャンプ（栃木県日光1泊2日）	4月9日 ～10日		研修1：グループミーティング、プレゼンテーション 研修2：学科長講話、キャリア支援委員会、親睦会 研修3：学生自己紹介 施設見学：日光東照宮の見学
（臨）臨床検査専門演習Ⅰ（ゼミ）交流会	4月13日 5月25日	全学年	学生と教員とのコミュニケーション
（臨）到達確認	6月3日 ～8日	1年生	到達確認の評価等、欠席届
（生）前期試験前ガイダンス	7月16日 ～25日	1年生、 2年生	試験日程、受験上の注意
（生）前期試験後ガイダンス	7月31日	1年生、 2年生	試験中の欠席届 追再試験・後期履修について こどもパートナー・上級救命講習の案内
（臨）前期試験後ガイダンス	7月下旬 8月上旬	1年生 2年生	再試日程手続き・後期履修、授業アンケート 再試日程手続き・後期履修、授業アンケート
（生）前期成績発表時ガイダンス	9月4日	1年生 2年生	追再試験日程と手続き・後期履修確認
（臨）前期成績発表時ガイダンス	9月13日	1年生 2年生	後期履修確認
（生）後期試験前ガイダンス	1月16日 ～20日	1年生 2年生	試験日程、受験上の注意
（生）後期試験後ガイダンス	1月25日 1月27日	1年生 2年生	試験中の欠席届 追再試験について
（臨）後期試験後ガイダンス	2月上旬	1年生 2年生	再試、学外見学

（生）後期成績発表時ガイダンス	2 月 12 日	1 年生 2 年生	追再試、新年度連絡 卒業判定、再試、卒業式
（臨）後期成績発表時ガイダンス	2 月 15 日	1 年生 2 年生	進級発表、授業アンケート 進級発表、授業アンケート

学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧など、学習支援のための印刷物を発行している。年度ごとに学生便覧及びシラバスを作成し、学生、教職員に配布している。なお、シラバスは本学ウェブサイトでも公開している。学生便覧は、令和元（2019）年度に刷新し、入学年度の学則及び試験規程を始め、その他の学生関連規程、内規等を明記している。在学生には、変更及び追加部分があれば追録として年度初めに配布している。オリエンテーションにおいて、科目履修、単位修得、卒業要件、出席、その他学生生活全般について詳しく説明している。シラバスは、平成 29（2017）年度に刷新し、「授業の回数」及び「必修・選択」の項目を追加し、当該年度に開講される全科目の「目的」、「内容」、「授業方法」、「成績評価」及び「教科書及び参考書」について記載した。平成 30（2018）年度に「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）との関連性」、令和元（2019）年度に「授業時間数」、令和 2（2020）年度に向けては「オフィスアワー」、「学生へのフィードバックの方法」、「成績評価」100％中に占める評価項目毎の％の明記を必須とし、項目の追加並びに「学習成果」について、常に学生に分かりやすく改善している。

本学では、種々の入試形態により入学を許可しているので、入学者の基礎学力向上のため、入学前に事前指導（課題送付、提出、添削指導、返却）を行っている。（備付-43）入学後、生活学科児童生活専攻の学生に対しては積極的にピアノレッスンを行い、リメディアルや基礎ゼミなどにより、学力不足の学生を支援している。

臨床検査学科では、平成 23（2011）年度から、理系科目の学力補強策として、化学、生物を中心にリメディアル教育を実施している。また、各学年の後期には国家試験に向けた補習授業を行っている。特に、1、2 年生では積極的な自主参加方式をとっているが、3 年生は成績下位の学生を中心とした補習授業となっている。さらに 3 年生では、科目別グループ指導も実施している。これは、成績下位の学生を対象に 2 から 5 名程度のグループを組み、放課後など教員と学生が都合のつく自由な時間を利用した、臨床検査関連科目の基礎学力不足の学生に対する指導である。

学習上の悩みなどに対する適切な指導助言を行うために、担任制をとっている。相談内容によっては、学科内、専攻内からの助言も得られ、学園相談室（本町校舎、週 3 日、火・木・土曜日開設、カウンセラー配置）の訪問を促すなどの体制もとっている。

教員が学生と対応するための時間として「オフィスアワー」を導入しているが、オフィスアワー以外でも必要に応じて教員は学生との十分な相談や助言の時間を取っている。

学習進度の早い学生や優秀な学生への支援として、演習科目などにおいてはレベル別の課題を用意する授業もある。講義科目においては進度の早い学生に対しては、通常の課題が終了した後にハイレベルな課題が準備されることもある。また、学習の早い学生については、担任による個別指導・面談を適宜実施し、学習に関する個別の対応を心がけている。生活学科では、学業・人格ともに優秀な学生には、資格取得後、受講費の半額を補助する給付型奨学金制度の取り組みを実施しており、食物栄養専攻では、「フルーツ＆ベジタブ

ルカービング・カッティング」、「アスリートフードマイスター3級」、「野菜ソムリエ」、「食育インストラクター」、「サプリメントアドバイザー」の各資格取得を勧めている。専攻科児童生活専攻では、「子どもパートナー」資格の認定を受けることができる。臨床検査学科では、優秀で学習意欲のある学生に対し、「遺伝子分析科学認定士（協会認定）」、「毒物劇物取り扱い責任者（国家資格）」、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者（国家資格）」や「心電図検定3級（学会認定）」の資格取得を勧め、多くの学生がこれらの資格を取得している。さらに両学科において進度の速い学生に対しては、学習成果の獲得のみにとどまらず四年制大学への編入や指定校大学の紹介を行い、希望する学生には、進路志望書の書き方、面接指導、過去の編入試験問題対策、小論文の書き方指導などの支援を行っている。

優秀学生に対する支援は以下のとおりである。

・森本奨学金（生活学科）（備付−規程集 135）

生活学科森本奨学金には、Ⅰ「学業奨励奨学金」、Ⅱ「森本特別奨学金」及びⅢ「キャリア支援奨学金」の 3 種類がある。Ⅰに関しては、学生生活委員会で出願者の GPA 一覧を作成し選考における評価とし、学科会審議後、教授会を経て給付者を決定する。Ⅱに関しては個別面談を行う。令和元（2019）年度の給付額はⅠの 6 名に各 50,000 円。Ⅱの 1 名に 50,000 円を給付し、引き続き学業に励むよう褒賞した。また、Ⅲに関しては、キャリア支援講座を受講して、所定の期間内に所定の資格を取得した学生に受講料の 50%を支給している。

・豊川メディカルスカラーシップ（臨床検査学科）（備付−規程集 136）

豊川圭一第六代学園理事長の篤志のもとに、臨床検査学科 2 年次及び 3 年次に在学する学生のうち、学業、人物ともに優秀なものに対して給付している。令和元（2019）年度は各学年 1 名、計 2 名にそれぞれ当該年度後期授業料から 30 万円を免除している。

・ベリタス伊藤賞（臨床検査学科）（備付−規程集 134）

東京文化医学技術専門学校（現新渡戸文化短期大学臨床検査学科）第 8 期生の故伊藤淑子氏の遺言による寄付を基金とし、臨床検査学科の学生で人格及び成績がともに優秀な 1、2 年生を対象に賞を授与している。令和元（2019）年度は 1、2 年生各 2 名、計 4 名にそれぞれ 1 万円を給付し、引き続き学業に励むよう褒賞した。

例年特別入試として留学生入学試験を実施している。過去 3 か年の留学生の受け入れ状況については、平成 29（2017）年度に生活学科食物栄養専攻に 1 名、台湾からの学生の受入れがあった。生活支援が行えるよう、日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費等の活用について学生係奨学金担当が対応し、学習支援は担任及び専攻で行った。一方、本学からの留学生派遣については、生活学科における栄養士免許、幼稚園教諭（二種）免許、保育士資格取得の養成施設あるいは臨床検査学科における臨床検査技師受験資格等国家資格養成施設であることから、学生の留学への希望はほとんど無く、恒常的な留学派遣支援体制は組んでいない。

学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。学生一人ひとりの GPA を算出し、学生の学習状況を明確に把握している。本学独自の新渡戸フォリオを利用し、各科目の学びの系統性を重視している。また、そのデータに基づき、個別の支援ができるよう心掛けている。学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づいた

学習支援方法について、ルーブリック評価の導入、GPA に基づく指導方法の確立などが今後の課題である。

［区分　基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

(2)　クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

(3)　学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

(4)　宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。

(5)　通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

(6)　奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

(7)　学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

(8)　学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

(9)　留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

(10)　社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

(11)　障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

(12)　長期履修生を受入れる体制を整えている。

(13)　学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分　基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学生の生活支援のためにクラス担任制度をとっている。生活学科各専攻では、学長委嘱により各クラスに専任教員 1 名が担任として配置され学生指導にあたっている。学生からの相談はオフィスアワーを利用し適宜行っている。臨床検査学科では、各学年の担任を専任教員 4 名で担当している。各学年には学年主任を置き、適宜担任会議を開き情報と問題事項を共有している。両学科では年間 1 回から 2 回、実習、就職あるいは進路に関する個別面談を実施している。

短期大学事務課（本町校舎）は、教務係、学生係、入試広報係、就職係、及び図書館事務係で構成しており、主に生活学科の学生支援などの事務対応にあたっている。一方、短期大学事務課（中野校舎）には教務係、学生係、入試広報係及び就職係があり、臨床検査学科教員と密接に連携して臨床検査学科に係る事務対応をしている。

学生生活委員会は、生活学科専任教員 3 ないし 4 名及び臨床検査学科教員 2 ないし 3 名

で組織され、学生生活全般に関して短期大学事務課学生係と連携を図りながら、学生の生活支援をしている。公開特別講演や各種講習会の企画、運営を行い、マナーアップに関する声かけや、月間目標などを掲示して学生のモラル向上を促す活動も行っている。また、学友会と連携して学内外清掃などのボランティア活動も実施している。

学生生活委員会主催の講習会として、「カラーコーディネート」及び「ラッピング講座」などを実施している。各回、20 名程度の参加者がある。

令和元（2019）年度に活動しているクラブが両学科併せて 16 団体あるが、例年 2、3 のクラブは入替えがある。顧問あるいは副顧問は教員が就任し、校外活動や試合の引率を行う。体育系クラブでは、対外試合への参加や他短期大学との練習試合が漸増傾向にあり、文化系クラブでも地域に対してボランティア活動を行っている。

生活学科では、近年、学生のクラブ加入率が低迷していることから、クラブの活性化とともに多くの学生にクラブに加入してもらえるよう学友会とともに取り組んでいる。臨床検査学科では、近年、学生のクラブ加入率が増加して、積極的にクラブ活動に励んでいる。また、夏期休暇などには合宿を行い、体育系クラブの実力向上に努めるとともに学生同士の親睦を深めている。さらに、フットサル部、写真部など新規クラブ活動の設置申請も行われた。令和元（2019）年 10 月に行われた第 60 回東京都私立短期大学体育大会ではテニス女子団体戦及び個人戦、バトミントン男子個人戦で優勝している（備付-50）。

活動費については学友会費で一部負担しているが、日本私立短期大学協会や東京都私立短期大学協会が主催する公的な大会などにかかる試合参加費、登録料、交通費、滞在費あるいは夏季合宿でのコート使用料金、スタジオ代などは、短期大学が資金支援をしている。中野区民大会等は、学友会クラブ予算で経費を負担しており、参加学生の負担を軽減して、参加しやすい環境を作っている。

新渡戸祭（学園祭）は、毎年 10 月後半の土曜日と日曜日に開催される学園（子ども園、小中学校、高等学校、短期大学）全体での行事である。新渡戸祭の企画は新渡戸祭実行委員と学友会執行部の学生が主体となって行っているが、教職員も学生のサポートをしている。学長委嘱の担当教員新渡戸祭実行委員が、学園全体の実行委員会に出席し、各部署との調整を行う。短期大学内部においても、学友会執行部の中から新渡戸祭実行委員長を選出し、新渡戸祭実行委員長および新渡戸祭副実行委員長、新渡戸祭実行委員、学友会顧問及び短期大学事務課学生係で実行委員会が構成される。各クラブも学園祭や学内行事に対して、積極的に活動している。

学友会執行部は、生活学科の学生 26 名、臨床検査学科の学生 12 名で構成されており、学生総会、新入生歓迎会、スポーツ大会、ウェルカムパーティー、新渡戸祭、クリスマスパーティー、3 年生を送る会などを運営している。

本町校舎・校地（東高円寺キャンパス）では 「第 2 カフェテリア」を学生ホールとして兼用している。平成 26（2014）年度に、2 号館地下 1 階の学生食堂を第 2 カフェテリア兼学生ホールに大改装し、昼食時間帯は主に食堂、それ以外の時間帯は学生ホールとして憩いの場または自習などを行える場として整備した。利用時間は午前 8 時から午後 7 時半までとしており、自由な利用が可能である。以前はシンプルなテーブルなどが配置されていたが、現在ではオールドアメリカン調の什器内装に改装し、学生に人気のスペースとなっている。 壁際のカウンター席には電源コンセントを設置し、携帯電話、スマートフォン、

パソコンなどの使用や充電を可能にしている。また、第 2 カフェテリアに隣接した「PC ラウンジ」を 平成 27（2015）年度に新設した。ここには学生が自由に利用できるパソコンを 18 台設置しており、授業、レポート作成や予習復習などで利用されている。

第 2 カフェテリアに隣接する厨房では、食物栄養専攻の給食管理実習 I が行われており、昼食時には、学生自らが立案・調理し、主菜・副菜・デザートなどバランスのとれた定食を 350 円で週に 2 日提供している。また、プロに学ぶ専門料理実習でも週に 1 日、昼食を提供している。平成 30（2018）年度は、新設した専攻科調理専攻の実習授業で、フランス料理・イタリア料理・中華料理等の本格的な食事を提供した。献立については、献立名、栄養表示などを行い、食習慣形成の一助を担っている。それに加え、テーブルマナー教育も行い、栄養士養成施設ならではの食育を実施している。また、各種飲料やデザート系の自動販売機を設置し、憩いの場としても機能を果たしている。

中野校舎・校地（中野臨検キャンパス）においては、カフェテリアの一部、中庭及び図書室の学習コーナーが学生ホールを兼ねている。令和元（2019）年度にカフェテリアのテーブルと椅子を新調した。カフェテリアのカウンター席にはノート型パソコン 11 台、プリンター1 台、携帯電話などの充電用コンセントを設置し、図書室学習コーナーにはデスクトップ型パソコン 10 台及びプリンター、コピー機各 1 台も設置しており、学生がレポート作成、予習復習などに自由に利用できる。中庭では、バトミントンや卓球などをすることができ、学生がリフレッシュできる場になっている。飲食可能な場所として、地下カフェテリアに加えて、昼休み時間帯には各教室を開放して利用できるようにしている。調理施設はないが、弁当業者を 2 社入れており希望者は注文して食事ができる。弁当購入にあたっては学園より 50 円の援助があり、300 円から 600 円までの値段で食べることができる。カフェテリアには、テレビ、自動給茶機、ポット、電子レンジ及び飲み物などの自動販売機以外に、パンやカップ麺等の自動販売機も設置している。売店は設置していないが、近隣に文房具店や 24 時間営業の店舗があり、それらを利用できる。

生活学科では、全員に 1 つずつロッカーが割り充てられ、学生の自己責任で管理している。女子ロッカールームを図書館地下 1 階に設け、男子ロッカールームを図書館地下 2 階に設置している。ロッカールームは教室がある 1 号館と 2 号館の間に位置し、利便性をはかると同時に男女フロア別による動線の配慮がなされている。平成 29（2017）年度には、女子ロッカールームのリニューアルを行い、防犯強化および利便性向上が図られた。

臨床検査学科では、地下 1 階にロッカールームがあり、全員に教科書用と白衣用の個人ロッカーが割り充てられ、学生にロッカーの鍵を貸与して自己管理させている。

本町校舎においては、学生が使用できるコピー機を就職資料室（8 号館 1 階）と PC ラウンジ（2 号館地下 1 階）に各 1 台設置している。中野臨検キャンパスにおいては図書館分館に 1 台設置している。

本学では学生寮の設置がなく、宿舎のあっせん等も行っていなかったが、本学独自の新制度により令和 2（2020）年度入学生から「遠隔地入学者支援制度」（備付−規程集 122）を設ける。選考を行い、入学後にアパート又は下宿で 1 人暮らしをする入学者に年間 12 万円給付し、学生生活を応援する。

自転車通学者に対して、屋根付き駐輪場を設置して便宜を図っている。生活学科においては、毎年 4 月と 9 月に駐輪場登録を受け付け、近隣からの自転車通学者に許可を与えて

いる。臨床検査学科も同様に毎年 4 月に登録を行い、保険登録後に使用を許可している。なお、年度に 1 回は中野警察署による自転車利用に関する講座を設けている。

学生への経済的支援のための奨学金制度を、以下のように設けている。

令和元（2019）年度の日本学生支援機構奨学金の取得状況

予約奨学生	（短期大学）	第 1 種－13 名	（生活 5 名、臨検 8 名）
		第 2 種－32 名	（生活 13 名、臨検 19 名）
		給　付－ 0 名	（生活 0 名、臨検 0 名）
		計－45 名	（うち 6 名が併用貸与者）
定期採用	（短期大学）	第 1 種－ 3 名	（生活 1 名、臨検 2 名）
		第 2 種－10 名	（生活 3 名、臨検 7 名）
		計－13 名	（うち 0 名が併用貸与者）
定期採用	（専攻科）	第 1 種－ 4 名	
		第 2 種－ 6 名	
		計－10 名	（うち 2 名が併用貸与者）

本学では、日本学生支援機構の奨学金を取り扱っているが、平成 29（2017）年度から採用枠の人数指定が無くなったため、推薦基準に当てはまる希望者全員が採用された。高校在学時に手続きをする予約奨学生も増えている。また、平成 30（2018）年度から給付奨学金制度（高校予約時に申請）が始まり 9 名が該当した。更には、令和 2（2020）年度から始まる「大学等の修学支援新制度」の対象校となる機関要件校の認定を受け、受験生にはオープンキャンパスで説明を行い、候補生には入学金及び授業料の納付を猶予する配慮を行った。在学生にはガイダンスを実施し、周知を行った。

生活学科独自の給付型奨学金制度は「森本奨学金」として 3 種類ある。人物、学業ともに優秀である者に給付する「学業奨励金」、社会研究活動等で他の模範となる者に給付する「森本特別奨学金」及び専門性を高める所定資格を取得した 1 年次生に給付する「キャリア支援奨学金」がある。各奨学金とも給付総額が決まっており、その総額の中で採用人数と内容により、毎年度の給付額が決められる。令和元（2019）年度実績は、「学業奨励金」への応募が 8 名あり、GPA による成績評価の結果、採用は 6 名、「森本特別奨学金」は応募 1 名、採用 1 名であった。「キャリア支援奨学金」に関しても、令和元（2019）年度から書類選考を導入した。応募 24 名、支援対象者 13 名であった。実質の給付は 6 名であった。

豊川メディカルスカラーシップは、豊川圭一第六代学園理事長の篤志のもとに、臨床検査学科 2 年次及び 3 年次に在学する学生のうち、人物、学業ともに優秀な者に対して給付している。令和元（2019）年度は各学年 1 名、計 2 名にそれぞれ当該年度後期授業料から 30 万円を免除した。

ベリタス伊藤賞は、卒業生の寄付金をもとに、臨床検査学科 1 年次及び 2 年次の学生を対象に、学業、人物ともに優秀な者に対して、これを表彰するとともに副賞を授与している。令和元（2019）年度は、各学年 2 名、計 4 名を表彰した。

令和 2（2020）年度からは入学特待生制度（備付−規程集 121）を設け、各学科が実践する入学試験合格者の中から総合成績上位者を選考し、入学金及び学費を減免する。当該者を S、A、B の 3 段階の分け、減免額は、S 特待生が入学金の全額及び年間授業料の半額（生活学科 : 63 万 5 千円、臨床検査学科 : 65 万円）、A 特待生が入学金の全額（30 万円）、

B 特待生が入学金の半額（15 万円）とする。

令和 2（2020）年度からは遠隔地入学者支援制度を設け、遠隔地から転居を伴って入学する学生を応援する。現在住んでいる自宅の最寄り駅から本学までの所要時間が、最短の公共交通機関を利用して 3 時間を越える地域から入学し、入学後はアパートまたは下宿で一人暮らしをする者が対象となる。人物、成績及び家計状況（保護者の家計基準が日本学生支援機構第一種奨学金の基準内であること）に基づいて選考し、年間 12 万円を給付する（社会人及び留学生は除く）。

学生の健康管理、メンタルヘルス及びカウンセリング体制は、次のとおり整えている。保健室には 1 ないし 2 名の看護師が常在している。毎年 4 月に健康診断を実施し、学生個人カルテを作成・保管して、実習や就職関係などの健康診断書発行依頼に対応している。風邪やけがへの対処などの一般的な利用に加え、インフルエンザや麻疹・風疹などの感染症の流行があった場合、学校保健安全法による出席停止の措置対応を学長に進言するほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の確認とその周知徹底に取り組んでいる。令和元（2019）年度の来室者は計 72 名で、主な来室理由は実習中の切り傷であった。メンタルヘルスケア・カウンセリングとして、学園の相談室は毎週火・木・土曜日に開室しており、非常勤のカウンセラーがプライバシーを尊重しながら、学生一人ひとりに対応している。令和元（2019）年度の利用者は 10 名であった。必要に応じて担任や保健室と連携をとりながら支援を行っている。新入生のガイダンスや在学生ガイダンスでは、女性の身体の問題や性の悩みを SNS『LINE』で産婦人科医に、本学から無料で相談できる「産婦人科オンライン」を紹介している。

生活学科においては、食物栄養専攻及び児童生活専攻ともに、「基礎ゼミ」の授業でカウンセラーによる講義を実施している。本町校舎（東高円寺キャンパス）と場所が離れてはいるが、臨床検査学科からも担任教員の紹介により、毎年数名の学生が相談室を利用している。メンタルヘルスケアに関しては、主に看護師と担任教員が対応し、他の教職員とも連携を取り、早期問題解決に向けて支援体制を整えている。また 1 年次のオリエンテーション期間に仲間づくりの手法としてエンカウンターを導入しており、メンタルヘルスにおいて問題がある学生を早期に発見し支援を開始することができている。

生活学科においては、短期大学生活全般に関する学生アンケートを通じて学生の意見や要望を平成 8（1996）年以来継続して聴取している。1 年生は「進級時アンケート」（備付-38）、2 年生は「卒業時アンケート」（備付-39）の名称で 1 月の後期ガイダンス時に実施している。各質問に対して具体的な回答を複数用意し、学生に選択させる形式のほか、意見や要望を自由記述で実施している。年度ごとに集計結果をまとめている。

学友会執行部員の引き継ぎ会として開催するリーダーストレーニングミーティング（備付-51）の場で、「学生生活について思うこと」を聴取する時間を設け、出された意見により施設面の改善につながるケースも多くある。令和元 （2019）年度の施設厚生面に対する学生の要望は、空調設備の老朽化に伴う対策、学生ホールの改善、パソコンの増設などであった。これらの要望を参考にしながらできるところから対応している。

臨床検査学科では、各学年において各種アンケートを実施して学生の意見や要望の聴取に努めている。1 年次には 4 月上旬のオリエンテーションキャンプ（備付-52）にて、「これから ーモチベーションの向上ー」等のアンケートを実施している。5 月上旬には学園生

活をより豊かにするための質問票を事前に記入してもらった上で、学生教員間のグループ面談を実施している。2 年次には 4 月上旬のトレーニングキャンプ（備付−53）にて、「プレゼン能力を高めるために」を行っている。3 年次には 2 月下旬に、就職・進学活動のアンケート（備付−54）及び「国家試験を振り返って」を行っている。また、令和元 （2019）年度は、学園理事長がクラスごとに数名の学生とグループ面談を行い、学生生活に関する要望のヒアリングを行う機会を設ける新しい取り組みも行った。

例年、特別入試で留学生入学試験を設定している。過去 3 か年の留学生の受入れ状況については、平成 29（2017）年度に生活学科食物栄養専攻に 1 名、台湾からの留学生の受入れがあり、平成 31（2019）年 3 月に卒業した。現在、在籍者はいない。留学生在籍時は生活支援が行えるよう、日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費などの活用について学生係奨学金担当が対応し、学習支援は担任及び専攻で行った。生活学科は特別入試（留学生）の出願資格として「日本留学試験」の「日本語」を受験している者、「日本語能力試験」2 級合格の者、又はそれに準ずる日本語能力を有する者と募集要項に明記している。従来から、留学生の学習として特別に日本語教育は行っていないが、授業の理解不足、校外実習での不都合などの問題は生じていない。

社会人学生（入学時に高等学校卒業後 2 年以上経過する者）受入れ実績としては、生活学科において、平成 29（2017）年 4 名、平成 30（2018）年 5 名、令和元（2019）年 1 名であった。社会人入学生は目的意識が明確なため、学習態度も良好であり、成績評価も他の学生をリードしている傾向がみられる。学習支援は、担任、専攻、教科担当者の通常対応で十分効果を上げている。平成 23（2011）年度入試からは、社会人入試と優待入学（備付−規程集 115）を統一した社会人優待入学制度（出願資格：高等学校卒業または高等学校卒業程度認定試験合格後 2 年以上経過する者）（備付−規程集 116）を導入した。入学金の半額を免除することにより多くの社会人教育を推進するよう受験体制を整えた。臨床検査学科では、社会人入学試験を別に定め実施しており、平成 29（2017）年 3 名、平成 30（2018）年 0 名、平成 31（2019）年 2 名を受け入れた。また、社会人入学枠における入学金は半額にしている。

既修得単位については、平成 24（2012）年度に「入学前既修得単位の認定に関する規程」（備付−規程集 106）を制定し、栄養士免許取得専門科目、幼稚園教諭免許取得専門科目及び保育士資格取得科目を除いた科目の中から、30 単位を超えない範囲で認定を行っている。毎年数名の申請者がいる。

臨床検査学科の既修得単位については、平成 24（2012）年度に「入学前既修得単位の認定に関する規程」を制定し、臨床検査技師国家試験関連科目を除いた科目の中から、30 単位を超えない範囲で認定を行っている。毎年数名の申請者がいる。

障がい者の受入れにおいては、入試ガイドⅠ・Ⅱ（備付−47）に、「身体にある種の疾病、障がい、アレルギー等により入学試験を受ける際、または修学上の配慮を必要とする方は、予め短期大学事務課入試係にご相談ください。」と周知している。申し出があった場合は、教授会及び学科会を通して、教職員に配慮事項の周知及び徹底を行っている。実際には、担任教員、短期大学事務課、保健室、相談室等の関係各署が該当者との面談、相談を踏まえて支援体制を整えている。

施設面での整備については、既存の建物に設備を新設・追加するということは困難な場

合もある。個々の事例に対してハード面だけでなく、ソフト面での対応を柔軟に行っていく。

長期履修生の受入れ体制は、平成 19（2007）年度に「長期履修学生規程」（備付-規程集 110）を整備し、現在は平成 25（2013）年に改正した規程によって運用している。長期履修学生の在学年数は 3 年以上 6 年以内とし、入学時に本人の申請に基づき学長が定めるとしている。積極的に支援体制を整えているものの、この 6 年間の希望者はいなかった。

学生の社会的活動への取り組みについては、社会に貢献する有資格者（栄養士、幼稚園教諭、保育士、臨床検査技師）の養成にあたる本学なればこそ、教職員、学生、地域住民、施設（学校、病院、保育園、福祉施設など）、教育委員会、保健所などと連携し、さまざまな形態で社会的活動を行う学生を高く評価している。平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、学友会執行部が中心となって新渡戸祭を通してオレンジリボン運動活動に参加した。令和元（2019）年度は、生活学科児童生活専攻 1 年次前期の授業「生活学」で 3 年目の取り組みとして中野区福祉協議会の職員を招き、ボランティアの意識向上、啓発のためのセミナーを開催した。中野社会福祉協議会のボランティアや地域活動に関するさまざまな情報を提供することができた。また、受講者全員に対し、ボランティアの課題を課した。履修者全員が「ボランティア活動報告書」を提出し、報告会でその経験を共有した。

教育支援人材認証制度（備付-55）においては、「こどもパートナー認証資格」、「プログラム認定校」として平成 22（2010）年度に認定され 10 年目となる。「こどもパートナー認証資格」は、平成 29（2017）年度には 74 名が、平成 30（2018）年度には 25 名が、令和元（2019）年度には 29 名が取得している。

児童生活専攻では夏期休暇中に 1 年生に対して子どもや福祉に関する 16 時間のボランティア活動の課題を課している。また、これまで 13 年間参加してきた「ママほっとルーム」は、団体の解散によって平成 29（2017）年度より活動が停止しているが、平成 30（2018）年度は、近隣の新中野教会において読み聞かせを 3 回実施した。また、同専攻においては、平成 27（2015）年度より、専攻独自のイベント「新渡戸保育フェスタ」を開催している。令和元（2019）年度も授業「音楽表現の指導法」の中で創作したオペレッタの公演を杉並区公立保育園において実施している。

臨床検査学科では、令和元（2019）年度も中野区との「がん検診普及啓発及び受診率向上協定」連携事業としてがん征圧月間（9 月）に、がんを知るパネル展、ミニ講座、及び 10 月にピンクリボン運動（街頭キャンペーン）を行った。がんを知るパネル展は 9 月 1 日から 9 月 30 日まで中野区役所 1 階市民ホールで実施し、学生はがんに関するパネル作成を行った。ミニ講座は、9 月に中野区役所 1 階市民ホールで行い、区民の方々を対象にがん細胞の顕微鏡下での観察、参加者の方を対象とした自らの口腔擦過細胞診標本作製の体験と鏡検、さらに、がんに関するクイズ等を行った。学生は教員とともにがんの説明や標本作製を担当した。ピンクリボン運動では教員が区役所の担当職員とともに、がん検診の案内の入ったポケットティシュ 3,000 個を配布した。本学学生も区民に積極的に健診の受診を呼びかけながら、ポケットティシュを配布した。

地域との交流・連携においては、平成 28（2016）年 3 月 31 日に「中野区と新渡戸文化短期大学との相互協力に関する基本協定」（備付-4）を締結し、中野区長と本学学長が調印した。これにより、従来実施されていた事業も本連携事業の位置づけで行われることと

なった。令和元（2019）年度は、①なかのまちめぐり博覧会への参画、②公開特別講演、③若年層への妊娠・出産を通じてのライフプラン講座及び啓発配布、④認知症サポーター養成講座、⑤障害者差別解消啓発事業、⑥中野区小学生学習支援、⑦がん検診の普及啓発および受診率向上に関する事業、⑧自殺対策・うつ病対策ミュージカル⑨生ごみ減量に向けた食品ロス削除の取り組み、⑩各種選挙における啓発事業及び大学生等若年者意見交換への参加、を行った。その中でも、⑦がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する事業については、連携事業以前の平成 26（2014）年度から中野区と「がん検診普及啓発及び受診率向上協定」を締結し、共同事業として毎年活動を行ってきた。本学教員と学生がともに中野区に対してがんという病気の理解、がん検診の啓発、特にがん検診における臨床検査の有用性をアピールしている。

「中野区小学生学習支援」（しいの木塾）では、児童生活専攻の教員と学生が、平成 27（2015）年度から就学支援世帯の小学生への学習支援を実施している。令和元（2019）年 8 月には、親子の交流を目的に夏休みの自由研究実験を楽しめる夏休み交流イベントを実施した。「生ごみ減量に向けた食品ロス削除の取り組み」は、食材を無駄にしないで食べきるための調理例などを用い、区民に向けた食品ロス削除の意識啓発を目的として行っている企画である。平成 28（2016）年度より食物栄養専攻の教員と学生がレシピ考案や紹介する小冊子の製作に携わってきた。平成 30（2018）年 8 月からはそのレシピをもとに中野区民に対して夏休み親子料理教室を開催した。食品ロスに関心を持ってもらうとともに、参加者同士の交流の場にもなっている。

本学学生が中野区民（在住・在勤者が参加できる）として春・夏季ソフトボール大会（主催：中野区体育協会）に参加し、学園は選挙投票所や防災訓練の場を中野区に提供している。また、学内はもとより地域社会にも向けた「公開特別講演」と題した講座を毎年 1 回実施している。令和元（2019）年度は、生活学科と臨床検査学科が合同で行った。生活学科食物栄養専攻では、授業「基礎ゼミ」において、本学周辺地域の清掃を行い、学生のボランティアや地域貢献の意識の向上を図った。臨床検査学科では、令和元（2019）年度も中野区との「がん検診普及啓発及び受診率向上協定」共同事業として中野区民と交流を行った。また、外部団体で行っている競技大会の救護施設でのボランティアでは 47 名の学生が活動に参加した。救護施設でのボランティアを通じて、さまざまな医療従事者の方々と関わることで学生の視野を広げることにつなげられた。実施後の学生アンケートにおいても参加満足度が高かった。今後も地域社会と関わる機会を増やし、医療従事者として人間性や社会性を高める一助となるよう、この活動を推進していく。

［区分　基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
（2）　就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
（3）　就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
（4）　学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
（5）　進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-4 の現状＞

生活学科では、各専攻の担当教員及び短期大学事務課就職係職員（以下、就職係職員）で構成するキャリア支援委員会が学生の就職試験体制の中核となっている。就職係にはキャリアコンサルタント資格を持つ職員を配置し、進路面談、履歴書作成の指導、面接指導などの就職支援を行っている。また就職資料室には、就職面談の受付、求人票や資料等の整理を行う派遣職員が常駐している。さらに、卒業研究ゼミナール・総合演習担当教員も進路相談等の支援に携わっている。また、例年東京新卒応援ハローワークのジョブサポーターが月 2 回来学し個人面談から求人資料探しなどの幅広い支援を行っており、令和元（2019）年にはジョブサポーターによるビジネスマナーガイダンスも実施した。

令和 2（2020）年 3 月卒業生のうち、食物栄養専攻の学生全員と一般企業への就職を希望する児童生活専攻の学生に対して、まず平成 30（2018）年 10 月に就職係職員によるキャリアガイダンスを行った。続いて、同年 11 月から平成 31（2019）年 1 月までの間に、就職活動準備に関するガイダンスを 3 回行い、2 月初旬の 1 週間は「就活ウィーク」と称し就職活動における基本を身に付けるため、「内定者 café」（内定者座談会）や「業界・企業研究ガイダンス」、「就職活動メイクアップ講座」、「就職活動用証明写真撮影会」を設け、多くの学生の参加を得た。続いて 2 月下旬から 3 月上旬にかけても「就活スタート直前セミナー」として相談会や履歴書指導、面接練習の機会を設け、個別対応の充実を図った。なお、保育系に就職を希望した学生には、令和元（2019）年秋からの活動本格化に向けて、9 月に「フレッシャーズメイクアップ講座」、「就職活動用証明写真撮影会」を実施し、10 月初旬に「ビジネスマナーガイダンス」を行った。また令和元（2019）年 12 月には両専攻に所属する全学生を対象として、労働法や社会保険などについての「社会人スタートアップガイダンス」を実施し、働くうえでの基礎知識や心構えを身に付ける機会を設けた。

令和 3（2021）年 3 月卒業予定者に対しては、令和元（2019）年 11 月初旬から令和 2（2020）年 1 月にかけて、食物栄養専攻の学生全員と一般企業への就職を希望する児童生活専攻の学生を対象としたガイダンスを 4 回実施した。続いて、令和 2（2020）年 2 月初旬に「就活ウィーク」、2 月下旬に「就活スタート直前セミナー」を開催し、就職活動準備を段階的に行えるよう指導の充実を図った。

保護者に対しては、入学式後及び夏前の保護者会で前年度の進路状況や、進路・就職支援体制について説明の機会を設けている。

企業訪問及び採用担当者の来学については、主に就職係職員が対応し、入手した求人情報は各専攻教員も共有すると同時に、迅速に掲示・ファイリングを行い、学生に周知している。

臨床検査学科では、学科長及び教職員からなるキャリア支援委員会が中核となり、就職支援体制を整え活動している。主にキャリア支援担当教員が学生の就職活動相談、履歴書作成指導及び面接指導を行っている。また、求人先採用担当者の対応も行っている。令和元（2019）年度の就職支援活動はキャリア支援委員に加えて、就職希望分野の専門性に合わせて学生から相談を受けた教員も携わり、全教員による全面的な協力体制で行われた。本学教員は、臨床検査技師の資格を有していること、3 年次の臨地実習先の担当者として医療現場を訪問していること、医療現場における実務経験があることなどから、必要とさ

れる臨床検査技師像がはっきりと理解されており適切な支援が可能となっている。キャリア支援委員の事務課職員は、求人情報の掲示や新渡戸フォリオやメールを活用した求人票の配信による学生への周知と就職試験受験希望者の受付窓口業務、求人票・パンフレット、就職活動した学生による就職活動報告書等の資料整理および保管を行っている。キャリア支援委員の教員も締切り間近で早急な募集のときは、求人情報のメールによる配信及び学生への口頭伝達などの迅速な情報周知を行っている。また、応募締切り期日が迫った求人に対して応募者が出ない場合は該当地域に住んでいる学生や該当分野を希望している学生に直接応募の有無を確認するなど、求人・応募の取りこぼしがないよう配慮している。

生活学科では、就職支援の施設として、学生の就職・進学に向けた情報収集や相談を行うための就職資料室を設けている。就職資料室には求人情報やインターンシップ等の情報の掲示やファイリングを行う派遣職員が常駐しており、個別面接指導及び進路相談等はキャリアコンサルタント資格を持つ就職係職員が対応している。求人情報については、学生閲覧用に掲示やファイリングを行うほか、時間が切迫する募集の場合は就職係職員が学生や該当専攻教員へメール配信及び口頭伝達を行っている。ここでも、期限が迫っても応募者が出ない場合には、該当地域に住んでいる学生や該当分野を希望している学生に直接応募の有無を確認している。求人票やパンフレットなどの資料は就職資料室常駐職員が整理し、学生が自由に閲覧できるスペースを設けている。これらの取り組みが、毎年の就職希望者の就職率を引き上げている。求人票は、複数人が同時に見ることができるように広いスペースを利用し掲示を行っている。履歴書、エントリーシートの書き方、面接の受け方などの就職関係実用書を厳選し閲覧できるようにしている。また就職先内定後の学生に対して、後輩学生への情報提供を目的とした「就職活動報告書」の記入及び提出を求め、それらをファイリングして閲覧可能な状態に整えている。

臨床検査学科は、全ての就職関連の資料は会議室に保管され、就職試験対策として学生が自由に閲覧できるスペースを設けている。また、必要に応じて個別相談や面接練習も会議室で行っている。キャリアガイダンスとして 1 年次から 3 年次まで学年に応じた支援を実施している。その内容はウェブサイトにも掲載している。主な活動として 1 年次は就職活動に向けて基本的な事項の習得を目標にし、マナー講座、卒業生を講師に招いた学生生活の進め方、経験談、現在従事している仕事の紹介などの講演（1 年生用）、SPI（Synthetic Personality Inventory：総合適性検査）の紹介及び対策講座を開設している。夏期休暇期間を利用してインターンシップ希望者には支援を行っている。2 年次は実践力の体得を目標とし履歴書作成に向けた自己分析方法、小論文作成講座、労働条件セミナー、マイナビ登録と活用講座、クレペリンテスト、SPI の受験、病院検査技師長による講演会「医療現場で必要とされる人物像とは」（2 年生用）などのキャリアデザイン講座を開設している。夏期休暇には 1 年次同様インターンシップの支援を行っている。3 年次では豊富な就活資料を基に本学科が独自に作成した就職活動支援冊子「就職活動ナビゲーション」を配布し、1 年間の活動計画の指導を行なっている。就職試験の対策講座、卒業生によるキャリアガイダンス講座（3 年生用）、講演会「医療現場で必要とされる人物像とは」（3 年生用）も開設している。また、個別のキャリア相談、施設見学、面接練習の支援は随時実施している。図書館分館の蔵書として履歴書・エントリーシートの書き方、面接の受け方など就職関係実用書の厳選も行っている。

就職のための資格支援として、生活学科では、栄養士あるいは幼稚園教諭・保育士として就職するにあたり、将来に役立つ資格取得を支援するために「キャリア支援講座」に 10 講座を置き、平成 21（2009）年度から、資格取得後、受講費の半額を補助する取り組みを実施しており、令和元（2019）年度は 13 名が利用した。食物栄養専攻の学生は、「フルーツ＆ベジタブルカービング・カッティング」、「アスリートフードマイスター3 級」、「野菜ソムリエ」、「食育インストラクター」、「サプリメントアドバイザー」等の資格を取得でき、専攻科児童生活専攻の学生は、既定の 4 科目を受講することにより「子どもパートナー」資格の認定を受けることができる。食物栄養専攻の学生（希望者）とその他一般の希望者も 1 日（90 分×4 科目）の講座を受講することで、「子どもパートナー」資格を取得できる。令和元（2019）年度は計 29 名が取得した。また、「介護職員初任者研修」講習会について今年度は受講希望者が最低開講人数に達せず開催を見送った。資格取得数に関しては、多い学生で食物栄養専攻では栄養士を含め 4 資格程度、児童生活専攻では幼稚園教諭（二種）免許と 3 年間での保育士を含め 5 資格程度となっている。また、就職試験対策の支援については前述のとおりである。

臨床検査学科は、臨床検査技師国家試験合格を目指す学科であるため、免許取得は最重点施策として位置付けし、3 年間を通して国家試験対策を行っている。特に 3 年生には外部講師及び専任教員による国家試験対策支援を行っている。実質上、免許取得と就職は一体となっており免許取得が就職の条件となっていることが多い。卒業にあたっては臨床検査技師会から派遣された講師により、卒業後の職業人としての心構えや姿勢、臨床検査技師会の職能団体としての紹介を行っている。これらは、臨床検査技師としての活躍の場や自己実現探しに重要な情報を与えてくれる。その他、就職に有利に働くと思われる資格取得として、希望者に対して「遺伝子分析科学認定士（協会認定）」、「毒物劇物取り扱い責任者（国家資格）」、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者（国家資格）」や「心電図検定 3 級（学会認定）」、さらには MOS（Microsoft Office Specialist）試験について担当教員がガイダンスあるいは指導をしている。また、これら就職支援の組織的な取り組みは、毎年の就職希望者の就職率を 100%に導いている。就職試験対策の支援については前述のとおりである。

就職状況を分析すると、生活学科食物栄養専攻では令和 2（2020）年 3 月卒業生 63 名中就職希望者が 54 名、うち栄養士としての就職を希望した者 28 名（就職希望者の 51.8%）、その多くが給食受託会社への就職であった。進学をした者は、四年制大学への編入学を含む合計 2 名、卒業生の 3.2%であった。その他、販売職やサービス職への就職が目立った。近年、栄養士が活躍できる職場も多岐にわたるようになり、資格を取得しながらも幅広い就業・就職の選択に迷う学生もいるため、個別面談により学生一人ひとりの希望を把握して指導にあたっている。今年度末時点での就職内定率は 85.2%であった。

児童生活専攻においては、卒業後、専攻科に進学せずに就職するものは少数であり、ほとんどが専攻科へ進み、入学当初の目的である幼稚園教諭（二種）免許と保育士資格取得を実現している。専攻科への進学以外では、1 名が専門学校へ進学した。専攻科児童生活専攻では、令和 2（2020）年 3 月修了生 43 名中就職希望者が 34 名であった。幼稚園教諭としての就職した者は 3 名、保育士として就職した者が 26 名で、合わせて 85.3%を占めている。進学をした者は、専門学校が合計 1 名、修了生の 2.3%であった。他の修了生は、

販売職や営業職などに就いた。待機児童問題解消に対する各自治体の取り組みもあり、幼稚園教諭、保育士の求人は前年度に引き続き好調である。令和 2（2020）年度以降も求人数は増加すると考えられるため、学生自身が膨大な情報を精査し、就職を希望する園の特色と自身の強み・持ち味のマッチングを図っていけるよう支援を行っていく。なるべく多くの園を見学するように引き続き就職支援指導を推進していく。

生活学科では、令和元（2019）年 9 月から 11 月に行った卒業生アンケート（備付-40）によると、「本学のキャリア支援についてよかったと思いますか」の問いに対して、満足とやや満足という回答が合わせて 66%という結果であり、改善を図る余地がある。「現在あるいは今後、大学から支援してほしいと思うことがありますか」に対しては、1 位が「離職した時の再就職支援（転職支援）」（18.9%）、2 位が「仕事や生活に関する現在の悩みに関する相談」（17.6%）となっており、現在の仕事、生活、転職と、本質的な部分で支援を求めていることが明らかとなっている。

臨床検査学科の令和元（2019）年度の就職状況を分析すると、卒業生 79 名のうち就職希望者が 75 名であった。就職希望者のうち、臨床検査技師として就職を希望する者は 70 名（就職希望者の 93.3%）で今年度末時点での就職内定率は 90.7%であった。学生の一部は、2 月下旬に実施される国家試験を終えるまで、一時就職活動を控え、国家試験の終了を待って活動を再開している。今年度は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の蔓延が影響し上記就職率にとどまっているが、就職が決定していない卒業生には、今後も就職活動の支援を継続し、最終的には就職率 100%を目指す。就職先の内訳として大学病院、一般病院、検査センター、健診センターなどがあげられる。これらの就職状況の分析は、各学年のキャリアガイダンスで資料として個人情報を削除した上で開示し活用している。

臨床検査学科では、令和元（2019）年 9 月から 11 月に行った卒業生に対するアンケートによると、卒業時に決めた就職先に 88.3%が転職せずに継続して働いていると回答があった。「本学のキャリア支援についてよかったとおもいますか」に対する回答は、「満足」、「やや満足」を合わせて 60%、「やや不満足」は 1%であった。「現在あるいは今後、大学から支援してほしいと思うことがありますか」の回答では、「離職したときの支援」が最も多く 63%であった。自由記載に、「キャリア支援はとてもよかった。再就職を考えているのでお願いしたい」との要望もあった。これらより、在学中に受けた就職支援は、明らかに不満と感じることはほとんどなく、おおむね満足と感じており、再就職の支援にも期待をしていることが分かる。

臨床検査学科のキャリア支援は、在学生のみならず卒業生に対しても相談、就職先の紹介を行っている。履歴書添削なども要望に応じて行っている。卒業後も本学科との連絡手段としてメールアドレス登録を行っており、これを利用し双方向性の支援を行っている。

進路支援として、生活学科では、入学式後及び夏前の保護者会で就職や進路について説明している。入学時から四年制大学への編入を目標にする学生もおり、この目標達成のために勉強に励む学生もいるが、多くの学生は資格を取得して早く社会へ出る決断をし、卒業後は就職を希望している。毎年 5%から 10%程度の進学・編入希望者がいるが、令和元（2019）年度は約 3%の学生の進学・編入が決定している。令和元（2019）年度の指定校大学は 24 大学あり、食物栄養専攻から指定校推薦枠で東京家政学院大学現代家政学部現代生活学科に 1 名、女子栄養大学栄養学部食文化栄養学科に 1 名が進学した。それぞれに

進路先決定に向けての面談、進路志望書、面接指導などの支援を、担任とキャリア支援委員が行った。

指定校に関する情報は、掲示やメール配信により学生に周知し、資料をファイルにとじて就職資料室に置いている。毎年 1 年次の 10 月から 11 月に進路調査書を記入し、進学希望者に対しては個別での面談・指導を行い、履修指導及び進学希望大学が開催するオープンキャンパスへの参加を促し、過去の入学試験問題対応・面接対策などの支援を行っている。留学に関しては、希望者がほとんどいないこともあり、ポスターなどを学内に掲示するのみである。

臨床検査学科における進学には、主に 2 つの方向がある。1 つは、四年制大学への編入、もう 1 つは、細胞検査士や臨床工学技士などの専門的な資格取得を目的にする進学である。進学支援は 3 年間を通して行っている。1 年次では、進学に対する全般的な取り組みについて説明やアドバイスを行い、2 年次には進学の選択に伴う受験科目、受験勉強の指導を行っている。3 年次では、試験問題、英語対策、小論文の書き方、面接指導などの実践的な指導を行っている。就職後に放送大学などの通信制の大学で学士取得を目指す卒業生もいるので、働きながら学士取得の方法も案内している。本学科の学生の多くは、3 年間で臨床検査技師の資格を取得し社会に出ることを希望している。令和元（2019）年度は、進学者はいなかった。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

令和元（2019）年度も両学科合同でクラブ活動を行い、第 60 回東京都私立短期大学体育大会に参加した。今後も両学科相互の協力体制を整えていく必要がある。学生に提供する施設面の課題としては、両学科ともにより良い厚生設備を整備維持することである。

前回の自己点検の課題としてあげていた障がい者の受け入れ・支援体制を構築するためには施設面も含めて特別な考慮が引き続き必要となる。それに先立ち、まずは多機能トイレの設置を計画中である。

生活学科食物栄養専攻では、6 月を過ぎても就職活動を行っていない学生が数名おり、取り組み開始時期に差が見られた。就職に対する個人の意識・意欲の差だけではなく、直営施設での栄養士就職を希望する学生の増加など、学生の進路希望が多様化していることも背景の一つと考えられ、一人ひとりの要望に合った就職支援が一層求められるようになっている。児童生活専攻の専攻科生についても就職活動に対する取り組み姿勢に個人差が見られる。早くから園見学を重ねて希望園を絞り、納得のいくよう就職先を選択する学生がいる一方で、あまり就職活動に積極的でない学生は、後期になり安易に就職先を決定しようとする傾向がある。幼稚園教諭、保育士の求人件数は増加傾向が続いているが、学生自身が情報を取捨選択し、実際に複数の園を見学して就職先を決定するような指導・支援を引き続き推進していく必要がある。

臨床検査学科では、病院への就職希望の場合、臨床検査技師国家試験に合格しなければ就職内定を取り消される。そのため特に成績不振者の中には国家試験合格後（3 月下旬）に就職活動を始める学生がいるのが実情で、国家試験合格から就職内定へと短期間に学生を導かなければならない状況が生じている。また、近年は検査センターなどをはじめとする企業の就職説明会や試験が前倒しされることが目立つ。本学では 3 年次の 4 月から 8 月

までの 5 か月間は臨地実習を行っていることから、その間の就職活動が滞る傾向がある。就職活動時期と臨地実習が重ならない四年制大学生や大学院生と競合する現状があるため、今後、早期に就職活動の意識を持つよう促すと同時に、一般常識、小論文、個人・グループ面接などの試験対策強化に向けた各ガイダンスや講座の取り組みを 1 年次から実施していくことが必要とされる。

本学で実施している入試方法には推薦入試、AO 入試、一般入試、社会人入試があり、その選抜方法は多様である。そのそれぞれの入学者選抜において、入学前の学習成果の把握・評価が正確に行えるよう試みている。入学が決定した学生で入学前事前学習を望む者あるいはそれが必要と思われる者には、的確な指導をしていくことが必要である。

情報技術の発展は、ビジネスだけではなく教育現場の形も大きく変えつつある。それは今後ますます加速していくと思われる。教育にも、これまでよりも多様なコミュニケーションが求められるようになる。ICT 推進のためには、PC やタブレットなどの情報端末を設置し、無線 LAN を整備し、最新の情報や技術を活用することが重要である。本学も新渡戸フォリオの活用を更に広げ、学習成果を蓄積し、本人がふり返り、学生同士で評価しあいながら、教員とも情報を交換できる環境の構築を実現していきたい。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

生活学科においては森本奨学金、臨床検査学科においては豊川メディカルスカラーシップ及びベリタス伊藤賞という本学独自の奨学金制度を設け、優秀な学生を褒賞している。

子ども園、アフタースクール、小中高校、短期大学までを有する新渡戸文化学園では、本学の学生は授業の空き時間や放課後に学園内の幼稚園（新渡戸文化子ども園）やアフタースクール（学童保育）においてボランティアやアルバイトを任意に行うことができる。こういった機会に幼児や児童と触れあう経験は、学外の実習や就職につながる貴重な体験となる。令和元（2019）年度に学内ジョブセンターを設置し、学生が学園内でアルバイトを円滑に行えるよう新しい学生支援を始めた。令和元（2019）年度は子ども園のアルバイト登録者 82 名、アフタースクール登録者 12 名であった。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育再生実行会議や中央教育審議会で示される大学教育への提言を注視しながら、本学の改革に取り組むために学科会、教授会での審議を重ねている。また、子ども園、アフタースクール、小中高校とともに、毎年各部署の「3 か年事業計画書」を作成し、毎月「3 か年計画推進会議」を開催し進捗状況を報告し確認している。

シラバスは平成 29（2017）年度に刷新し、「授業の回数」及び「必修・選択」の項目を追加し、当該年度に開講される全科目の「目的」、「内容」、「授業方法」、「成績評価」及び「教科書及び参考書」について記載した。平成 30（2018）年度には「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）との関連性」、令和元（2019）年度には「授業時間数」、令和 2（2020）年度に向けては、「オフィスアワー」、「学生へのフィードバックの方法」、「成績評価」の更新、項目の追加並びに「学習成果」について記載し、常に学生にわかりやす

く改善している。授業アンケートは、学修時間の確保等を検索できる形式に改訂した。

受験生の入学前の学習成果が反映されるように、それぞれの入試形態に合った受入れの方針を個別に策定し提示している。入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、学生募集要項のほかに大学案内、ホームページにも明記している。また、オープンキャンパスや進学相談会等での入試説明においても本学が求める学生像や入学者の受入れ方針を示している。本学で実施している、推薦入試、AO 入試、一般入試、社会人入試それぞれの入学者選抜において、入学前の学習成果の把握・評価をどのように行うかについては募集要項等に示している。推薦入試、AO 入試、一般入試、社会人入試、それぞれの入学者選抜方法の特徴を活かしつつ、すべての選抜において面接試験を実施し、入学者受入れ方針に沿った評価基準によって入学者の選抜を行っている。

新渡戸検定短期大学編及び学科・専攻編がより高い専門性を持った内容となるよう改訂を検討している。新渡戸フォリオには平成 25（2013）年度から本格的に取り組んでおり、コンピュータ及び学内 LAN 利用は、学生便覧に明記し、積極的な利用を促進している。学生の学習並びに厚生補導等の諸連絡、共有ツールとして運用している。また、ICT 委員会及びキャリア支援委員会が中心となり、学生の ICT リテラシー向上、教員の教育課程及び学生支援の充実に最大限活用している。教職員に求められる ICT 活用能力を向上させるため、FD・SD を行っている。臨床検査学科では、25・26 番教室に ICT 環境が整備され、平成 30（2018）年度からは双方向の講義及び演習を中心とした授業が本格的に展開されている。また実習授業においても専用の実習室マルチメディア回線の整備がなされ、2 階と 3 階の実習室相互で教員と学生のテレビ会話が可能となる画期的な実験実習室となった。

学生の就職支援に関しては、生活学科では、各専攻の担当教員及び短期大学事務課就職係職員で構成するキャリア支援委員会が中核となり、また臨床検査学科では、学科長及び教職員からなるキャリア支援委員会が中核となって、進路面談、履歴書作成の指導、面接指導などを通じて就業力の育成に努めている。例年、東京新卒応援ハローワークのジョブサポーターが月 2 回来学し、個人面談から求人資料探しなどの幅広い支援を行っており、令和元（2019）年にはジョブサポーターによるビジネスマナーガイダンスも実施した。早期就職内定を目指して、学生の就職活動指導体制を強化している。

新渡戸祭（学園祭）や新渡戸フェスタ（生活学科児童生活専攻発表会）には、多くの卒業生も訪れてくれ、学生たちとの良い交流の場となっている。

本学で実施している入試方法には推薦入試、AO 入試、一般入試、社会人入試があり、その選抜方法は多様である。入学が決定した学生、特に入学が 3 月遅くに決定した学生を含め、入学前事前学習を望む者あるいはそれが必要と思われる者には、的確な指導を行っていく。

学生生活委員会と学友会はお互いに協力し合いながら、公開特別講演や各種講習会の企画・運営、マナーアップに関する声掛け、学生のモラル向上を促す活動、学生総会、新入生歓迎会、スポーツ大会、ウェルカムパーティー、新渡戸祭、クリスマスパーティー、3 年生を送る会などを運営している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学習の成果に対応しており、卒業の要件、資格取得の要件、成績評価の基準を明確に示している。成績評価の基準はシラバスに掲載し、学内に周知しているが、これらの方針・基準等は、定期的に各学科・専攻課程において点検し、変更の必要があればその内容を教務委員会、教授会で審議していく。今後も専攻会、学科会及び教授会で定期的な見直しを行っていく。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、その方針に沿って教育課程を編成している。本学の教育理念を体し、各学科・専攻課程の教育目標に示された人材を育成するために、それぞれの定められた方針に基づいて教育課程を編成・実施している。「本学は、一般教養を重んじつつ、専門技能を修得させ、活（はたら）く頭、勤（いそ）しむ双手、寛（ひろ）き心の３H 精神を体して社会の進歩に貢献できる職業人を養成することを目的とする。」という教育方針に基づき、GPA 値やルーブリック評価等、可視化される新しい評価法も取り入れていく。

専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図るため、本学では、社会人としての基礎となる常識を持ち合わせ、さらにはコミュニケーション能力を備えた人材の養成に力を注いでいく。「ビジネスマナー」、「コミュニケーション」、「インターンシップ演習」といった、社会に出てチームの一員として働くのに欠かせない人間の基礎力を身に付けられるよう、授業科目及びその内容を検討していく。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の建学の精神を理解し、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に沿った学習成果を達成しようとする意欲ある人材を求めている。到達目標を明確にし、教育内容を充実して学生を導いていく。

卒業生や、その進路先から評価を聴取しているが、今後もこれを定着させ、結果の収集と分析を重ね、教育現場に活用していく。

今後も、良き職業人、良き社会人を育成できるよう、教育課程の充実と改善に努めていく。

様式 7－基準Ⅲ

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］

＜根拠資料＞

提出資料　なし

備付資料　18. 授業アンケート
19. 学習時間アンケート
20. 公開授業アンケート
21. FD 資料
56. 教員個人調書（専任教員）
57. 教育研究業績書（専任教員）
58. 非常勤教員一覧表
59. 新渡戸文化短期大学学術雑誌
60. 子ども教育研究所紀要
61. 新渡戸文化短期大学文化生活
62. 臨床検査学教育研究所雑誌
63. 専任教員年齢構成表
64. 専任教員の研究活動状況表
65. 科学研究費補助金等獲得状況一覧表【平成 29 年度】
66. 科学研究費補助金等獲得状況一覧表【平成 30 年度】
67. 科学研究費補助金等獲得状況一覧表【令和元年度】
68. 事務職員一覧表（令和 2 年 5 月 1 日現在）
69. SD 資料
70. 年間重要業務等一覧表

備付資料　3. 学校法人新渡戸文化学園事務組織・事務分掌規程
－規程集　15. 学校法人新渡戸文化学園危機管理規程
16. 学校法人新渡戸文化学園本町校舎消防・防災計画
17. 学校法人新渡戸文化学園中野校舎消防・防災計画
19. 学校法人新渡戸文化学園常勤教職員 A 就業規則
20. 服務心得
21. 学校法人新渡戸文化学園常勤教職員 B 就業規則
22. 学校法人新渡戸文化学園有期契約教職員就業規則
23. 学校法人新渡戸文化学園無期転換教職員就業規則
24. 学校法人新渡戸文化学園育児・介護休業等規程
25. 学校法人新渡戸文化学園給与規程（常勤教職員 A 就業規則附属）
26. 学校法人新渡戸文化学園給与規程（常勤教職員 A 就業規則附属）に関する実施運用規程
27. 学校法人新渡戸文化学園における夏期賞与および冬期賞与の計算基礎額に関する内規

28. 学校法人新渡戸文化学園における新入教職員賞与支給率の計算方法に関する内規
29. 学校法人新渡戸文化学園退職金支給規程（常勤教職員 A 就業規則附属）
30. 学校法人新渡戸文化学園退職金計算における育児・介護休業期間の取扱い規程
31. 学校法人新渡戸文化学園における退職者に対する功労金支給取扱い内規
32. 学校法人新渡戸文化学園特別任用職員規程
33. 学校法人新渡戸文化学園非常勤教職員給与規程
34. 学校法人新渡戸文化学園旅費規程
35. 学校法人新渡戸文化学園海外出張旅費規程
36. 学校法人新渡戸文化学園における長期有給休暇中の通勤手当に関する内規
37. 学校法人新渡戸文化学園教職員永年勤続表彰規程
40. 学校法人新渡戸文化学園定年退職者再雇用規程
81. 教員の研修活動（FD 活動）に関する規程
82. SD 実施委員会規程
83. 教員等選考基準
84. 教員等選考内規
85. 専任教員の勤務と研究日規程
86. 特別任用教員規程
90. 専任教員海外留学規程
91. 研究活動に係る不正防止規程
92. 研究費取扱い内規
93. 公的研究費等補助金取扱い規程
141. 倫理委員会規程

［区分　基準Ⅲ-A-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。

（2）　短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

（3）　専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。

（4）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

（5）　非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。

（6） 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
（7） 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分　基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は、生活学科（食物栄養専攻課程、児童生活専攻課程）並びに臨床検査学科の 2 学科 2 専攻課程から教員組織が編制されており、下表のとおり専任教員数はそれぞれ短期大学設置基準を満たしている。また、栄養士養成施設、指定保育士養成施設及び臨床検査技師養成所としての教員組織もそれぞれの養成施設基準を満たしている。

年齢構成は、下記の教員年齢構成表のとおりである。平均年齢は、教授 58.1 歳、准教授 53.6 歳、講師 41.0 歳、助教 32.5 歳、全体で 51.7 歳である。専任教員の定年齢は 63 歳であるが、再雇用契約で 65 歳まで延長できる。再雇用定年齢を超える教員は 2 名いるが、1 名は学長、他 1 名は教職課程の再課程認定における教育研究業績を備えた者であり、教授会審議を経て常任理事会で決定している。本学は、資格養成校としての特殊性の観点から、余人をもって代えがたい者については、特別任用教員規程（備付−規程集 86）に基づき、常任理事会が特に認めた場合に限り 70 歳までの任用を可能としている。

本学の専任教員の職位は、短期大学設置基準第 7 章の規定に合致しており、本学の教員採用及び昇格については、教員等選考基準（備付−規程集 83）及び教員等選考内規（備付−規程集 84）に基づいて厳正に行っている。保有する学位も真正なものである。本学の専任教員の保有学位は、博士、修士、学士及び短期大学士まで多岐にわたり、栄養士、幼稚園教諭、保育士及び臨床検査技師の養成校として、実務経験のある者も多数いる。

下表に見られるように、本学及び学科・専攻課程では、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を配置している。非常勤教員の採用については、専任教員の採用に準じて行っている。資格養成校として設置基準に従って、必修、選択、選択必修科目等、専門科目を多数設置している。そのため、専任教員のほかに専門領域における客員教授や多くの非常勤教員が授業を担当している。栄養士養成課程及び臨床検査技師養成課程には、養成校（所）の規定により助手を配置している。

本学の教員採用及び昇格については、短期大学設置基準第 7 章の教員の資格に照らし、教員等選考基準及び教員等選考内規に基づき、第一次審査を教授 2 名ないし 3 名で行い、教授会で審議された後、役員面接を経て常任理事会で最終決定される。

令和元（2019）年度 新渡戸文化短期大学の教員数　　令和元（2019）年 5 月 1 日現在

学科等名	専任教員					設置基準で定める教員数（ ）内は教授内数		助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	専任講師	助教	計	〔イ〕	〔ロ〕			

生活学科　食物栄養専攻 生活学科　児童生活専攻 臨床検査学科	2 2 5	4 3 5	1 2 1	2 － －	9 7 11	5(2) 6(2) 10(3)	－ － －	5 － 1	44 86	家政関係 教育学・保育学関係 保健衛生学関係 (看護学関係を除く)
（小計）	9	12	4	2	27	21(7)		6	130	
〔ロ〕						－	4(2)			
（合計）	9	12	4	2	27	21(7)	4(2)		130	

令和元（2019）年度 新渡戸文化短期大学の教員年齢構成表　　令和元（2019）年 5 月 1 日現在

	年齢ごとの専任教員数（助教以上）（　）内は男性教員内数							備考
	70 以上	60～69	50～59	40～49	30～39	29 以下	平均年齢	
教　　授		3(2)	6(3)				58.1	
准　教　授		3(2)	4(0)	5(1)			53.6	
専 任 講 師				2(1)	2(1)		41.0	
助　　教					2(0)		32.5	
合　　計	0	6(4)	10(3)	7(2)	4(1)	0	51.7	
男性割合（%）	0.0	66.6	30.0	28.5	25.0	0.0		

［区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

（2）　専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。

（3）　専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

（4）　専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

（5）　専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

（6）　専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

（7）　専任教員が研究を行う研究室を整備している。

（8）　専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

（9）　専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

（10）　FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

①　教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

（11）　専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-2 の現状＞

令和元（2019）年度の研究活動は、下表のとおりである。研究業績は、教育課程編成・実施の方針に基づき、著作、論文、学会発表など、社会的活動は全ての教員が取り組んでいる。

令和元（2019）年度　生活学科専任教員の研究活動

学科名	専攻名	氏　名	職　名	研究業績				国際的活動の有無	社会的活動の有無	備考
				著作数	論文数	学会発表	その他			
生活学科	食物栄養専攻	関谷　透	教授	0	0	0	0	無	有	
		関口　晋	教授	0	0	1	0	無	有	
		堀　理佐	准教授	0	0	0	2	無	有	
		荒木　葉子	准教授	0	0	1	0	無	有	
		中島　美雪	准教授	0	0	0	0	無	有	
		工藤　美奈子	准教授	0	2	3	1	無	有	
		廣瀬　明子	専任講師	0	0	0	0	無	有	
		浜守　杏奈	助教	0	2	3	0	無	有	
		石井　麻美	助教	0	0	0	0	無	有	
		笹原　麻希	助手	0	0	0	0	無	有	
		木下　桃子	助手	0	0	0	0	無	有	
		鈴木　千晶	助手	0	0	0	0	無	有	
		中村　藍里	助手	0	0	0	0	無	有	
		菊池　美紀	助手	0	0	0	0	無	有	
	児童生活専攻	廣川　加代子	教授	0	0	0	0	無	有	
		川村　祥子	教授	0	0	0	0	無	有	
		山本　吉男	準教授	0	0	0	0	無	有	
		榊原　久子	准教授	0	4	0	0	無	有	
		小山　玲子	准教授	1	1	1	0	無	有	
		濱中　啓二郎	専任講師	0	4	0	0	無	有	
		藤田　倫子	専任講師	1	3	0	0	無	有	

令和元（2019）年度　臨床検査学科専任教員の研究活動

学科名	氏　名	職名	研究業績				国際的活動の有無	社会的活動の有無	備考
			著作数	論文数	学会発表	その他			

	伊藤　昭三	教授	0	0	0	0	無	有	
臨	中村　健司	教授	0	0	0	0	無	有	
	廣井　禎之	教授	4	2	8	0	有	有	
床	叶　一乃	教授	1	0	0	0	無	有	
	横尾　智子	教授	0	1	1	0	無	有	
検	髙濱　眞紀子	准教授	0	0	0	0	無	有	
	松井　清彦	准教授	0	0	4	0	有	有	
査	鈴木　恒夫	准教授	0	0	0	0	無	有	
	髙嶋　眞理	准教授	0	1	2	0	無	有	
学	木村　美智代	准教授	0	0	1	0	無	有	
	中野　哲	専任講師	1	0	1	0	無	有	
科	西澤　美穂子	助教	0	0	3	0	無	有	

専任教員の研究活動の状況は、本学ウェブサイトの教員紹介で、研究業績として情報公開している。

外部研究費等の獲得については、生活学科食物栄養専攻の准教授において、公益財団法人健康・体力づくり事業財団の令和元（2019）年度健康運動指導研究助成事業に、「非運動習慣高齢者、地域の体操教室等に参加していない高齢者の参加意欲向上につながる体操教室に関する研究」が採択された。専任教員の科学研究費補助金ついては、令和元（2019）年度の申請は行われていない。

臨床検査学科では、厚生労働省医療技術等国際展開推進事業の一環として、カンボジアにおける「子宮頸がん検診のための病理人材育成と体制整備事業」において、技術者育成と体制整備事業の病理･細胞診標本作製技術指導を担当した。平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度までの 3 年間、年 2 回、カンボジア、プノンペンの国立病院 4 施設に 1 週間、本学教授が派遣された。

学内の個人研究費、学会発表などの交通費支給の予算は、毎年 5 月までに専任教員に研究費が割り当てられ、学校法人会計システムの研究室予算に計上され、支給されている。科学研究費補助金などの学外研究費は支給が決定した時点で学長に報告し、定められた予算の範囲内で研究を行う。定められた予算は、学校法人会計予算システムの研究費予算に計上される。

研究費に関する規程については、「研究費取扱い内規」（備付−規程集 92）、「研究活動に係る不正防止規程」（備付−規程集 91）、「公的研究費等補助金取扱い規程」（備付−規程集 93）があり、本学ウェブサイトに公開している。研究倫理については「倫理委員会規程」（備付−規程集 141）に基づき、研究を行う際には事前に研究内容を記載した研究計画申請書を、短期大学事務局を通じて倫理委員会委員長に提出する。倫理委員会では研究倫理を遵守するための審査を行い、運営会及び教授会の審議を経て決定される。審査が行われ、当該結果は書面にて申請者に通知されている。

旅費については「新渡戸文化学園海外出張旅費規程」（備付−規程集 35）、「新渡戸文化学園旅費規程」（備付−規程集 34）に基づき支出されている。

専任教員の研究活動の紙上発表の機会には、各教員が所属する研究会あるいは学会の学術雑誌があるが、学内では『新渡戸文化短期大学学術雑誌』(Journal of Nitobe Bunka College、Nitobe Bunka Tanki Daigaku gakujutsu zasshi、ISSN：2186-5043）（備付−59）、『子ども教育研究所紀要』(Journal of Nitobe Children's Education Laboratory ISSN：1881-0365）（備付−60）、『新渡戸文化短期大学文化生活』（備付−61）及び『臨床検査学教育研究所雑誌』(ISSN：2188-7683）（備付−62）がある。平成 24（2012）年度から、『新渡戸文化短期大学学術雑誌』は、国立国会図書館のデータベースでの検索が可能となった。また、平成 25（2013）年 3 月発行から CD−ROM（Compact Disc Read only memory）にても発行している。

令和元（2019）年度『新渡戸文化短期大学学術雑誌』第 10 号には、生活学科から 3 編、臨床検査学科から 1 編の論文が掲載された。『新渡戸文化短期大学学術雑誌』は『東京文化短期大学紀要』(創刊号から第 27 号）を基に、学校名の変更に伴って発展的に新設した学術的研究成果を報告するための学術雑誌である。令和元（2019）年度『子ども教育研究所紀要』第 15 号には、生活学科児童生活専攻・専攻科児童生活専攻から 5 編の論文が掲載された。創刊号は、平成 18（2006）年 3 月に発行され、第 6、7 合併号（平成 29（2012）年 3 月発行）からは CD−ROM にても発行している。平成 29（2017）年度以前は、『こども教育研究紀要』を誌名としていた。その他に、新渡戸文化短期大学臨床検査学研究所でも平成 25（2013）年度に研究雑誌を創刊している。

全ての専任教員には、個人または共同の研究室が整備されている。研究室の扉には、訪問する学生が分かるように、研究室名、教員名及びオフィスアワーの日時を表示するとともに、学生便覧に掲載している。

専任教員の勤務については、就業規則のほか、「専任教員の勤務と研究日規程」(備付−規程集 85）に基づき、専門業務型裁量労働制を定めている。本規程では、専任教員の校外における学習及び研究活動等、週 1 日の研究日ならびに研究日の目的「本学における授業の向上および研究活動の充実を目的として研究日を定める。」を明記し、研究、研修等を行う時間を確保している。

留学、海外派遣については、学術研究及び教育の充実を期する目的で「専任教員海外留学規程」（備付−規程集 90）が定められている。海外留学を許可される教員は、専任の教授、准教授、講師、助教であり、海外留学の期間は 6 か月以上 2 年以内となっている。

FD 活動に関する規程としては、平成 24（2012）年度に「教員の研修活動（FD 活動）に関する規程」（備付−規程集 81）に改正し、施行している。両学科で、教員の資質向上に資するため、FD 活動として教員の研修活動（授業内容・方法改善）を行っている。また、学長主催の教育研修会を毎年 1 回 9 月に開催している。前期及び後期に公開授業週間を設け、専任教員及び非常勤教員の全科目について公開授業への参観を行っている。公開授業アンケート（備付−20）のコメント、学生の授業アンケート（備付−18）及び 1 週間当たりの学習時間アンケート（備付−19）の集計を基に、学科ごと（生活学科では専攻ごと）に内容を検討し授業内容や方法の改善に努めるほか、令和元（2019）年度の FD では、本件をテーマに意見交換を実施した（備付−21)。

下表に示すように、専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内関係部署と連携している。各委員会は、事務職員も参画して、教職協働での学習成果の向上に努めて

いる。

令和元（2019）年度 短期大学人事・委員等の担当

委員会	教務委員会	学生募集委員会	学生生活委員会	キャリア支援委員会
委員長	廣井 禎之	関口　晋	川村 祥子	廣川 加代子
副委員長	中島 美雪	横尾 智子	中村 健司	鈴木 恒夫
委員	松井 清彦 濱中 啓二郎 藤田 倫子 廣瀬 明子	高嶋 眞理 堀　理佐 中島 美雪 木村 美智代 石井 麻美	叶　一乃 荒木 葉子 小山 玲子 浜守 杏奈	高濱 眞紀子 榊原 久子 工藤 美奈子 中野　哲
短期大学 事務課	私市由美子 新井伶央名 渡部貴子 長尾 弘 高橋千尋	田中健一 私市由美子 小原早織 渡部貴子 長尾 弘	私市由美子 加賀伸江 渡部貴子・岡野悦子 高橋千尋	私市由美子 大森真穂 渡部貴子 岡野悦子

委員会	委員長等	委員・担当	委員・担当（事務）
ICT 委員会	鈴木恒夫	中野哲・廣瀬明子 濱中啓二郎	岡野悦子・大森真穂
ウェブサイト委員会	伊藤昭三・関口　晋	中島美雪 濱中啓二郎 中野　哲	田中健一
HP 担当	中村健司	濱中啓二郎 笹原麻希・鈴木千晶 中村藍里 菊池美紀 西澤美穂子 村越南央子	長尾　弘・加賀伸江 小原早織
図書館委員会	関谷　透	廣川加代子 鈴木恒夫	森本みぎわ
雑誌編集委員会	濱中啓二郎	松井清彦	森本みぎわ
介護職員初任者研修 実施委員会	川村祥子	—	加賀伸江
地域・産学連携委員会	横尾智子	堀　理佐・榊原久子	岡野悦子・加賀伸江
学友会顧問	荒木葉子	松井清彦	加賀伸江
新渡戸祭委員会	堀　理佐 高濱眞紀子	中村健司・石井麻美 西澤美穂子 村越南央子	加賀伸江・小原早織 新井伶央名・岡野悦子
スポーツ大会担当	廣井禎之・藤田倫子	木下桃子	加賀伸江・長尾　弘

防災担当	木村美智代 濱中啓二郎		長尾　弘・新井伶央名
国家試験対策委員会	伊藤昭三	廣井禎之・高嶋眞理 西澤美穂子 村越南央子	―
３Ｈボランティア センター	横尾智子	堀　理佐	加賀伸江
しいの木塾	廣川加代子	濱中啓二郎	―
教職課程委員会	関谷　透	廣川加代子 川村祥子 関口　晋	田中健一
教職課程運営委員会	廣川加代子	川村祥子・山本吉男 小山玲子・榊原久子 藤田倫子 濱中啓二郎	田中健一
自己点検・評価委員会	関谷　透	廣井禎之（ALO） 廣川加代子 川村祥子 中島美雪 濱中啓二郎 伊藤昭三 高濱眞紀子 松井清彦	鈴鹿勇二・田中健一 百瀬左千雄
自己点検・評価 実施小委員会	松井清彦	川村祥子 高濱眞紀子 中島美雪 濱中啓二郎	田中健一・百瀬左千雄
自己点検・評価 管理運営小委員会	鈴鹿勇二	高濱眞紀子	田中健一・百瀬左千雄
学園倫理委員会	中島美雪・榊原久子 木村美智代	―	―
ハラスメント相談員	廣川加代子・ 堀　理佐 木村美智代 中野　哲	―	―
ハラスメント防止 委員会	関谷　透	伊藤昭三・関口　晋 榊原久子・堀　理佐	―

［区分　基準Ⅲ-A-3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　事務組織の責任体制が明確である。

（2）　事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

（3）　事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

（4）　事務関係諸規程を整備している。

（5）　事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

（6）　防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。

（7）　SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

①　事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。

（8）　日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

（9）　事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-3 の現状＞

学校法人新渡戸文化学園組織図に示すとおり、本学の短期大学組織は教学と事務に明確に分離している。事務組織については、法人事務局長を兼務する事務局長のリーダーシップの下に生活学科の事務を担当する短期大学事務課（本町校舎）と臨床検査学科の事務を担当する短期大学事務課（中野校舎）をキャンパス別に配置している。日常の業務運営は、局次長とそれぞれの事務課長の采配の下に、教務係、学生係、入試広報係及び就職係を配し、本町校舎にはさらに図書館司書資格を有する職員を配属した図書館事務係を置いている。

事務職員は、一人の新卒入職者を除き、採用時に既に専門知識を有する実務経験者が多く、その経験領域と資質・適性を勘案して配属を決定し、各自の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。また、事務分掌と責任体制を明確にするために「学校法人新渡戸文化学園事務組織・事務分掌規程」（備付−規程集 3）をはじめ、関連する事務関係諸規程を平成 29（2017）年度に抜本的に改編整備し、透明度の高いコンプライアンスと堅実なオペレーションの徹底を図っている。

二つのキャンパスにそれぞれ短期大学事務課の事務室を備え、職員各人に Widows 10 搭載のノート型パソコンを割り当て、Wi-Fi 環境も整っている。さらに、複合プリンターを始め多くのデジタル情報機器及び什器備品を過不足無く配備している。

防災対策及び情報セキュリティ対策は法人事務局施設・情報管理課の指揮のもとに、全学ベースで取り組んでいる。まず、防災対策に関しては、近時の防災に対する社会的認識の高まりに呼応して、平成 29（2017）年度に学園の危機管理規程（備付−規程集 15）、危機管理マニュアル及び消防・防災計画（備付−規程集 16、17）を全て改正した。生活学科と臨床検査学科がそれぞれ個別に自衛消防隊組織図及び防災訓練実施要項を完備している。次に、情報セキュリティ対策に関しては、特に個人情報保護対策に注力し、規程類の整備及び教職員への啓発活動を進めている。令和元（2019）年度からは、ほぼ毎月のように全学ベースでの危機管理委員会並びに個人情報保護責任者会議を開催し、役割分担をは

じめ不測の事態発生時にも的確で迅速な対応ができるよう課題解決に対する意識高揚を図っている。

SD 活動に関しては、職員教育の面で、OJT（On the Job Training）はもとより適時適切に日本私立短期大学協会、日本私立学校振興・共済事業団及び日本学生支援機構等の主催する外部研修に該当者を参加させ、業務知識の吸収・蓄積・刷新に努めさせている。平成 30（2018）年度には、「SD 実施委員会規程」（備付−規程集 82）を制定し、SD 活動の一層の活性化、とりわけ、教育研究活動の支援強化を目指している。その一環として、令和元（2019）年 8 月 23 日（生活学科短期大学事務課）及び 8 月 30 日（臨床検査学科短期大学事務課）に開催した学内 SD 研修会（備付−69）では、学園の組織・事務分掌及び諸規程、短期大学関連の諸規程・細則等についての解説と質疑応答を行った。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価を行うために、各部署での打合わせ会を経て、隔週月曜日朝に役職者による業務連絡会議を開催している。業務連絡会議では、各役職者より「年間重要業務等一覧表」（備付−70）に沿った月別の重要事項についての報告・連絡・相談が行われることで、事務の流れの可視化を進めるとともに、各部署間の意志疎通の円滑化につながっている。この「年間重要事項一覧表」を丹念に作成するなかで事務処理の点検・評価を行い、課題を具体的に把握することができ、業務の改善につながっている。また、時間の経過のなかで、この一覧表を実践的な役職者業務マニュアルとしても使用することができる。

事務職員は普段から教員とのコミュニケーションの円滑化に努め、学生の履修、欠席及び成績などの修学状況や、生活態度などの情報交換を行うことで、学生の学習成果の獲得が向上するよう努力している。また、教授会に事務局長及び事務局次長が陪席しており、案件によってはその場で意見交換を行っている。その他、各種委員会にも事務職員が加わり、教職員間での情報共有に基づき学生支援あるいは就職支援を行っている。

［区分　基準Ⅲ-A-4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　教職員の就業に関する諸規程を整備している。

（2）　教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

（3）　教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分　基準Ⅲ-A-4 の現状＞

「労働基準法」に代表される労働関係法令に基づき、本学園に勤務する教職員の就業に関する「常勤教職員 A 就業規則」をはじめとする労務・人事関連諸規程（備付−規程集 19、33、36、37、40）が整備されており、適正な人事・労務管理が行われている。特に、平成 24（2012）年 4 月に変形労働時間制、専門業務型裁量労働制、休憩時間及び休日に係る就業規則の条項を大幅に改正し、労働時間管理を明確化した。短期大学に関しては、助教以上の専任教員には専門業務型裁量労働制を、助手、副手及び専任職員には変形労働時間制を導入した。また出勤に関しては、いずれの制度の下においても、年間休日カレンダーに基づき管理している。日々の労働時間管理については、IC（Integrated Circuit）カードを使

った勤怠管理システムを導入しており、精度の高い労働時間管理が行われている。

労務・人事に係る諸規程の制定・改正については、事前の説明会、学内グループウェア、学内報その他の文書により教職員への周知徹底を図っている。このように、教職員の就業に係る諸規程を適時適切に整備することにより適正な就業管理を行っている。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

本学生活学科及び臨床検査学科を合わせた教員の平均年齢は 51.8 歳である。若い教員を、将来、本学の運営を担えるような人材に育てていくことが重要である。学内の経験豊富な教授たちには、現場での教育に関する指導のみならず、教員全員が研究費等を有効活用し、積極的に学術団体の総会や研修会に出席するなど研究活動の指導も必要である。教育現場の質の向上とともに、学術研究業績を積み重ねることにより充実した教員組織を目指す。

事務組織に関する課題として、事務所が本町校舎と中野校舎に分かれていることによる業務の重複や非効率運営があげられる。事務効率化を目指し、手始めに両事務課の学生募集業務及び進路指導業務の統合を具体化したい。また、一人の職員が二つ以上の部署を担当できるようSDの推進を図り、将来を担う中堅人材の育成を図りたい。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

生活学科及び臨床検査学科の教員組織は、栄養士、幼稚園教諭、保育士、臨床検査技師の有資格者で編制されている。学生が目指す資格を教員自身が有していることにより、専門性の高い教育を行うことができるのが特徴である。臨床検査学科においては、平成 26（2014）年に臨床検査技師に関する法律が一部改訂され、新たに 5 つの検体採取と 2 つ（臭覚検査・味覚検査）の生理学検査の業務が加わった。本業務を行う上で必須な厚生労働省指定講習会を教員が受講し、全教員が新たな業務を行う資格を保有した。日々新しくなる時代の変化に適応している点も特徴である。

平成 29（2017）1 月に、新たに育児・介護休業等規程を制定して女性が働きやすい環境の整備を行ったところであるが、さらに、令和 2（2020）年度から育児時短勤務の緩和拡充を実施する。具体的には、子が義務教育期間である中学校を卒業するまで時短勤務として 6 時間勤務のほか 7 時間勤務も可能とした。また、子の看護休暇及び介護休暇に関し、看護・介護の対象者 1 人につき年間 5 日、2 人以上は年間 10 日を限度として無給扱いから有給扱いに変更した。さらに、国が推進する働き方改革の流れのなかで、令和 2（2020）年度から実施される同一労働・同一賃金に対応して就業規則の一部を改正した。

［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］

＜根拠資料＞

提出資料　なし

備付資料　71. 校地・校舎図面

72. 学生便覧【令和元（2019）年度】

73. 本学ウェブサイト「交通アクセス」校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境 https://www.nitobebunka.jp/wpdemo/wp-content/themes/nitobebunka/document/disclo/kousya-2019.pdf
74. 新渡戸文化短期大学図書館利用案内
75. 危機管理マニュアル

備付資料 −規程集
15. 学校法人新渡戸文化学園危機管理規程
16. 学校法人新渡戸文化学園本町校舎消防・防災計画
17. 学校法人新渡戸文化学園中野校舎消防・防災計画
42. 学校法人新渡戸文化学園経理規程
44. 学校法人新渡戸文化学園における減価償却の方法に関する規程
48. 学校法人新渡戸文化学園物品管理規程
125. 図書館資料収集・管理規程
126. 図書館委員会規程

［区分　基準Ⅲ-B-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
(2) 適切な面積の運動場を有している。
(3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
(5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
(6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
(7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
　① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
　② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
(10) 適切な面積の体育館を有している。

＜区分　基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学は、東高円寺キャンパスと通称される本町校地・校舎及び中野臨検キャンパスと通称される中野校地・校舎を擁している（備付−71、72、73）。

校地面積は、短期大学設置基準第 30 条に規定されている面積算定基準に示される学生定員上の学生 1 人あたり 10 m² を充足する 8,058.94 m² の校地を有している。

校舎面積については、本町校舎面積が 6,270.82 m²、中野校舎面積が 2,087.96 m² を有

し、短期大学設置基準第 8 章第 31 条別表第 2 イ表及びロ表に規定される基準を十分に充たしている。

東高円寺キャンパスでは平成 22（2010）年にグラウンドを全面天然芝生化した上で、照明設備も完備し、さらに、平成 29（2017）年度には体育館の全面空調工事が完了し、学生及び教職員に快適な教学環境を提供している。また、所有する建物は全て耐震工事が完了している。バリアーフリー対応は、主にアフタースクールが使用している 10 号館が障がい者に対応し、スロープとエレベーターを設置している。

校地面積　　令和元（2019）年 5 月 1 日現在

名称	所在地	面積	備考（主な使用用途、共有の有無）
生活学科	中野区本町六丁目38番1号	6,584.97m²	授業及び教育的活動 屋外運動場は併設の新渡戸文化小中学校及び高等学校と共用
臨床検査学科	中野区中野三丁目43番16号	1,473.97m²	授業及び教育的活動 屋外運動場は併設の新渡戸文化小中学校及び高等学校と共用
計		8,058.94 m²	

校舎面積　　令和元（2019）年 5 月 1 日現在

名称	所在地	面積	備考（主な使用用途、共有の有無）
生活学科	中野区本町六丁目38番1号	6,270.82 m²	授業（講義、演習、実験、実習） 体育施設・講堂
臨床検査学科	中野区中野三丁目43番16号	2,087.96 m²	授業（講義、演習、実験、実習）
計		8,358.78 m²	

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、授業を行うための講義室・演習室、実験・実習室を完備している。本町校舎には、講義室または演習室が合わせて 17 教室あり、中野校舎には同じく 8 教室ある。情報の授業は、本町校舎のコンピュータ教室、同 2 号館地下 PC ラウンジ及び中野校舎の図書館分館において行われ、授業以外でも学生が PC を活用してネット検索やレポート作成を行っている。

実験・実習室　　令和元（2019）年 5 月 1 日現在

生活学科		臨床検査学科	共通
食物栄養専攻	児童生活専攻		

調理学実習室 第 1 実験室 第 2 実験室 給食管理実習室 （実習食堂を含む）	ピアノ練習室 レッスン室 保育実習室	解剖・生理実習室 病理・血液実習室 免疫・化学実習室 微生物実習室	コンピュータ教室 被服室 視聴覚室 美術室

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、授業を行うための機器・備品も整備されている。生活学科食物栄養専攻課程においては、栄養士養成施設として栄養士法施行規則で定められた養成施設指定基準に準じた調理機器及び実験機器を備えている。同じく、児童生活専攻課程においては、保育士養成のために使用する沐浴人形、グランドピアノ及び電子ピアノを備えている。臨床検査学科においては、心電計、脳波計、超音波検査機器、呼吸検査機器、筋電計などの生理機能検査機器、分光光度計及び pH メータなどの分析機器に加え、最近では最新鋭の血清資料分析装置も完備した。

図書館は、生活学科のある本町校舎に本館を、臨床検査学科のある中野校舎に分館を置き、適切な面積を有している。各校舎間の距離は徒歩約 15 分の距離である。臨床検査学科では、本町校舎で実施される授業があり、学生たちは本館も利用している（備付-74）。

図書館の教育環境整備にも努めており、平成 28（2016）年 3 月には本館にある閲覧・学習室をアクティブ・ラーニング学習が可能な「ライブラリーラウンジ」に改装した。また、分館は、平成 28（2016）年 8 月に内装を全面改装し、備品を更新してグループ学習・個人学習に取り組みやすい配置に変更した。学生が授業時間外にグループ・個人で自主的に使用するほか、授業・ゼミなどが実施されている。令和元（2019）年度には、学習を多面的に進化させるためにプロジェクター、音響設備及び Wi-Fi 環境の整備を進めた。また、令和 2（2020）年 3 月に、図書館管理システム（情報館）を最新バージョンに移行し、蔵書検索を Web 上に配置することができた。これにより、スマートフォンからの蔵書検索が可能となり、学生にとって図書館利便性が大幅に向上した。

図書館における授業・ゼミナール実施例　　令和元（2019）年度

日付	時限等	専攻・学年	授業名	担当教員
5/ 6 （月） 5/13（月） 5/20（月） 5/27（月）	V	3C	保育実習指導	小山
5/23（木）	午後	3C	（卒研テーマ別資料検索）	廣川
5/27（月）	午後	3C	（卒研テーマ別資料検索）	廣川
5/29（水）	午後	2C	（授業用資料検索・貸出）	榊原
6/ 4 （火）	Ⅳ	3C	子どもの心理臨床	榊原
6/20（木）	午後	2D	（卒研テーマ別資料検索）	石井
5・6 月 毎週 （水）	午後	2D/3C	卒業研究ゼミナール	各ゼミ担当

9/25（水）	Ⅲ	2C	障害児心理学	榊原
9/30（月）	午後	3C	（卒研テーマ別資料検索）	小山
10/ 3 （木）	午後	3C	（卒研テーマ別資料検索）	廣川
10/31（木）	Ⅲ	1C	子どもと環境	榊原
10/31（木）	Ⅲ	1D	食品衛生学実験	関口
11/19（火）	Ⅳ	2C	保育実習指導	小山
12/ 2 （月）	Ⅲ	3C	家庭支援論	田尻
12/ 5 （木）	Ⅴ	1C	保育者論	小山

図書館の面積・収容可能冊数・所蔵資料数・座席数は下表のとおりである。図書館の運営は「図書館委員会規程」（備付−規程集 126）に基づき、図書等の選定・廃棄は「図書館資料収集・管理規程」（備付−規程集 125）に基づいて実施している。

本館の主な収集対象は、(1) 学科・専攻の授業関連図書及び視聴覚資料、(2) 卒業研究・レポート・実習関連図書、(3) 参考図書及び (4) 新渡戸稲造、森本厚吉などの学園創立者関連学術資料及び図書である。分館では、参考図書・関連図書を中心に配架している。

本館では、新渡戸稲造及び森本厚吉の蔵書をはじめ、設置学科に関連する 20 世紀初頭発行資料から最新データ掲載資料まで約 54,000 冊を、分館では専門図書を中心に約 2,700 冊をそれぞれ所蔵し、利用者の要請に応えて拡充している。学術雑誌は、本館では 31 種、分館では 22 種を備え、適宜見直しを行っている。視聴覚資料は、本館では約 590 点、別館では約 150 点を有し、必要に応じて教材用 DVD（Digital Versatile Disc）などを追加購入している。

図書館の面積・蔵書数・閲覧席数　　令和元（2019）年 5 月 1 日現在

	面積（㎡）	収容可能冊数	蔵書数	学術雑誌	視聴覚資料	閲覧席数
本館（生活学科）	743	80,000	54,102 (2,554)	31 (1)	588	87
分館（臨床検査学科）	83	3,000	2,787 (0)	22 (0)	154	26
計	826	83,000	56,889 (2,554)	53 (1)	742	113

※表における（　）は外国書

体育館は、本町校地に位置し、4 階建てで十分な収容能力を備えている。3 階のメインフロアは、主にスポーツ実技、クラブ活動及び式典会場に使用している。2 階には美術室、

学生相談室、学友会室及び一般会議室がある。1 階のサブフロアは 3 階メインフロアの三分の二の面積があり、身体表現などの授業・実技及び武道場として使用している。また、2 号館の屋上にはテニスコート 1 面を備えている。

［区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

(2)　諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

(3)　火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

(4)　火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

(5)　コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

(6)　省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分　基準Ⅲ-B-2 の現状＞

学園制定の規程として、「学校法人新渡戸文化学園経理規程」（備付−規程集 42）、「学校法人新渡戸文化学園減価償却の方法に関する規程」（備付−規程集 44）、「学校法人新渡戸文化学園物品管理規程」（備付−規程集 48）を整備しており、それら諸規程に従い、施設設備、物品の維持管理をしている。

火災・地震対策、防犯対策については、平成 29（2017）年度に「学校法人新渡戸文化学園危機管理規程」（備付−規程集 15）を制定し、「危機管理マニュアル」（備付−75）を刷新した。さらに、「学校法人新渡戸文化学園本町校舎消防・防災計画」（備付−規程集 16）並びに「学校法人新渡戸文化学園中野校舎消防・防災計画」（備付−規程集 17）を策定して、所轄の中野消防署に提出している。特に、日本国内で学校に関連した凶悪犯罪が発生した令和元（2019）年度には、ほぼ毎月、危機管理委員会を開催して防火・防災及び防犯に対する教職員の危機管理意識を高揚した。

火災・地震などの災害対策については、2 か所の校地のそれぞれの防火管理者の下に防災委員会を置き、防災計画に基づき自衛消防隊を組織している。令和元（2019）年 7 月に開催した危機管理委員会において、毎年 9 月の第 4 火曜日を「新渡戸文化防災の日」と定め、学園全体で地震発生を想定した避難訓練を実施している。また、毎年 4 月の第 3 週あるいは第 4 週のうちの一日を「新渡戸文化防火の日」と定め、学園内の各学校で火災発生を想定した消火・避難訓練を実施している。生活学科及び臨床検査学科両校舎の構内全体を禁煙としている。

防犯対策については、常駐警備員及び監視カメラによる抑止効果で不審者の侵入を未然に防ぐ体制を整備している。臨検校舎では 24 時間録画式監視カメラによる機械警備を行っている。さらに、令和元（2019）年度に通学路の見直し及び IC カードによる門扉の解錠方式を導入した。その結果、本町校地における生活学科学生の日常の出入りは、警備員が常駐する正門に限定した。中野校地における日常の出入りも、同じく正面入口に限定している。警備室及び短期大学事務課には、不審者侵入に対して「さすまた」を常備している。

救急対応用として敷地内各所にはAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）を5台設置し、学園全教職員を対象に年1回以上のAED講習会を実施している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、各人の使用するコンピュータがインターネットにアクセスする際に、必ずプロキシ・サーバを経由することとなっている。プロキシ・サーバを複数台設置し、教員用とは別に学生用インターネットアクセス制限フィルタリング・サーバを設置している。各サーバに関しては、必要最低限の通信用出入口（ポート）を開放するにとどめている。平成 30（2018）年度には各校のホームページをSSL（Secure Socket Layer）化することで、セキュリティ強化を図った。

コンピュータシステムのウイルス対策としては、プロキシ・サーバ通過情報に対してウイルススキャンを行い、さらに各コンピュータにはセキュリティ・ウイルス・スキャンソフトをインストールし、二重防御対策をとっている。令和元（2019）年度には、セキュリティの更なる強化を目的にウイルス・スキャンソフトを最新版に更新した。令和元（2019）年7月からは、電子メールの送受信履歴の保管と管理者による定期的な監査が行える体制を確立し、メールによる情報漏洩に対する牽制機能を強化した。

学内ネットワークでは、原則として、教職員と学生のグループを明確に分離し、相互に相手が認知できない設定となっている。コンピュータ教室では、各コンピュータの電源が一旦切られると、次に立ち上がる際にはすべての変更を初期状態に戻す「復旧システム」を採用している。

省エネルギー・省資源対策については、法人事務局施設・情報管理課が各部署に対し冷暖房温度のこまめな調節を指導している。また、新渡戸祭（学園祭）などのイベントを通じて、省エネルギー及び地球環境保全対策の啓発活動を行っている。新渡戸祭においては、プラスティックゴミ削減のために学生自らが飲食物や容器の見直しに取り組んだ。本町校舎では、夏期閉鎖期間（1週間）を設けて電気消費量節減に努めている。照明器具も省エネルギー型へ順次移行し、節電効果を上げている。また、令和元（2019）年6月からは、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）を従来の紙ベースから電子ベースに切り替えペーパーレス化を推進している。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

校地・校舎は従来から手狭であり、さらに本町校舎と中野校舎に分かれている本学は校舎・施設・設備の有効活用が課題である。特に、本町校舎は子ども園、小中高校が同一敷地内にあり、体育館やグラウンドのように一部共用部分もあるので、今後、在校生数が増加する場合には、新たな校地・校舎の拡充も視野に入れなければならない。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

危機管理に対する意識向上とスピード感のある具体的対応を目指して、令和元（2019）年度から危機管理委員会の開催頻度を高めた。外部企業から採用したシステム業務に精通した人材 3 名を中核として、コンピュータシステムのセキュリティ強化をはじめとして、施設・設備全般にわたる防火・防災・防犯を一元的に管理できる体制を確立している。現在では、危機管理委員会は遠隔会議としており、関係者が一堂に会することなく機動的に

開催している。平時を基礎にした危機管理ではなく、有事を念頭においた危機管理を行っている。

［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

＜根拠資料＞

提出資料　なし

備付資料　72. 学生便覧【令和元（2019）年度】

76. 学内 LAN の敷設状況

77. Nitobe Bunka Gakuen Network Topology

78. シラバス【令和元（2019）年度】

備付資料　なし

−規程集

［区分　基準Ⅲ-C-1　短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

(8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分　基準Ⅲ-C-1 の現状＞

生活学科では、授業で使用するすべての教室において教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源が整備されている。新任の教員に対しては、各教室での機器類の説明及び「新渡戸フォリオ」授業活用についての研修会を行っているほか、ICT 委員会において委員の情報技術向上を目的とした研修会、教職員を対象としたコンピュータ利用技

術の向上を目的とした研修会を実施している。学生に対しても、情報の授業に加え「新渡戸フォリオ」の取り扱い等について丁寧に指導している（備付−78）。

臨床検査学科では、25・26 番教室に ICT 環境が整備され、平成 30（2018）年度からは双方向の講義及び演習を中心とした授業が本格的に展開されている。また実習関連の授業についても、専用の実習室のマルチメディア回線の整備がなされ、複数階を結んだ AV（Audio Visual）装置を駆使した授業が可能となっている。新しいシステム導入の際には、教職員に対し取り扱い方法等に関する説明会を開催した。全ての実習室に液晶プロジェクターが設置され、従来の板書からパワーポイントや映像等を使用することで、授業の効率化が図られた。また、講義中にリアルタイムでインターネット等の情報を提示することができるようになり、学生から好評を得ている。令和元（2019）年度には、医学映像システムとしてビジュランクラウドシステムを導入し、学生が臨床検査に関連する医学映像コンテンツを、自宅のパソコンやスマートフォンで、いつでもどこでからも自由にアクセスすることが可能となった。同じく令和元（2019）年度において、全講義室に Wi-Fi 環境の整備が完了し、授業中に学生が自らの端末でインターネットから必要な情報の検索や閲覧が可能となった（備付−76）。

学生の情報技術の向上に関しては、一般教育科目として情報に関する演習科目「検査情報処理科学演習」を置き、パソコンの基本操作から各種情報処理に係る現場での ICT 基礎技術の習得及び活用方法を指導している。同様に教職員に関しても、ICT 委員会委員及び情報関連の非常勤教員らにより、必要に応じたトレーニングを行ない、ICT リテラシーの向上に励んでいる。その一環として、令和元（2019）年度には、本町校舎において外部講師による ICT 機器を利用してのアクティブ・ラーニング講習と模擬授業を実施した。

技術的資源と設備の維持・更新に関しては、現場の教職員及び ICT 委員会が常に法人事務局施設・情報管理課と連携し、毎年度の事業計画及び予算策定の過程のなかで、教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の配分を見直している。授業や学校運営に活用できるよう、コンピュータ整備をはじめとして、学内の情報関連インフラを適切な状態に維持することを至上命題とし、そのために、外部の情報機器メンテナンス契約業者からも適切なアドバイスを受け、ICT の時流を見極めている。

ICT 委員会においては、前期及び後期の始めに、授業に支障が出ないよう各教室で使用する機器などのハード面を常に見直し、学生の学習支援のための学内 LAN 及び Wi-Fi 環境の整備を検証している。また、各教室の教壇にはノート型パソコンを常備し、AV 装置一式、スクリーン、液晶モニター及びマイク設備を装備し、教員が新しい情報技術等を活用して授業展開ができる環境を整えている。

情報関連の特別教室として、本町校舎にコンピュータ教室を置き、学生用コンピュータ 40 台及び教員用コンピュータ 2 台及び DVD も設置している（備付−72、77）。マルチメディア教室としての利用も可能である。また、平成 29（2017）年度には本町校舎の 1 番教室及び 3 番教室に可動式の机と椅子を設置したほか、コンピュータ教室の PC 及びサーバを刷新したことで学生の ICT スキルの向上に加え、「新渡戸フォリオ」の一層効果的な活用が可能となった。

基準Ⅲ-B-1 の現状で記したとおり、令和 2（2020）年 3 月には、図書館管理システム（情報館）を最新バージョンに移行し、蔵書データをサーバ管理からパソコン管理に変更したことで、システム全体のスリム化が実現した。

さらに、教職員が日常業務で使用しているパソコンについては、令和元（2019）年度より計画的に入替えを進め、令和 2（2020）年 1 月末に全台の Windows 10 搭載機種への更新が完了した。講義室や実習室のパソコンについても、順次 Windows 10 への移行を計画している。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

学生の出欠勤管理に関し、今後、学生証の ID（Identity）管理を踏まえた電子化が課題である。これにより、授業の出欠確認にとどまらず、各種登録確認作業の効率化を目指す。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

臨床検査学科では、平成 30（2018）年度より実習室の ICT 化を再構築するとともに、マルチメディア回線を有効に活用し、2 階、3 階実習室の 2 floor 同時稼働化を実現した。これにより、2 階、3 階相互で教員と学生の相互テレビ会話が可能となり、実験実習中のリアルなコミュニケーションの実現を図ることができた。この点については、令和元（2019）年 8 月に熊本で開催された第 14 回日本臨床検査学教育協議会学術大会において本学学生が演題発表を行ない、会場では今後の実習の在り方について一つの指標になるとの高い評価が得られた。

［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］

＜根拠資料＞

提出資料

17. 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）の概要」〔書式 1〕
18. 「事業活動収支計算書の概要」〔書式 2〕
19. 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」〔書式 3〕
20. 「財務状況調べ」〔書式 4〕
21. 計算書類（平成 29 年度）・資金収支計算書・資金収支内訳表
22. 計算書類（平成 30 年度）・資金収支計算書・資金収支内訳表
23. 計算書類（令和元年度）・資金収支計算書・資金収支内訳表
24. 計算書類（平成 29 年度）・活動区分資金収支計算書
25. 計算書類（平成 30 年度）・活動区分資金収支計算書
26. 計算書類（令和元年度）・活動区分資金収支計算書
27. 計算書類（平成 29 年度）・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
28. 計算書類（平成 30 年度）・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
29. 計算書類（令和元年度）・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
30. 計算書類（平成 29 年度）・貸借対照表
31. 計算書類（平成 30 年度）・貸借対照表

32. 計算書類（令和元年度）・貸借対照表
33. 新 3 か年計画に係る収支及び主要投資計画一覧表
34. 令和元（2019）年度事業報告書
35. 令和 2（2020）年度新渡戸文化学園事業計画書
36. 令和 2（2020）年度予算書

備付資料　79. ご寄付のお願い【令和元年度】
80. 平成 29 年度財産目録
81. 平成 30 年度財産目録
82. 令和元年度財産目録
83. 平成 29 年度計算書類
84. 平成 30 年度計算書類
85. 令和元年度計算書類
86. 令和元（2019）年度事業計画書

備付資料　51. 学校法人新渡戸文化学園起案規程
−規程集

［区分　基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2)　財的資源を毎年度適切に管理している。
① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
③ 年度予算を適正に執行している。
④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告して

いる。

⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分　基準Ⅲ-D-1 の現状＞

活動資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。活動資金収支計算書・事業活動収支計算書の概要表が示すとおり、過去 3 年間の活動資金収支及び事業活動収支はともに順調に推移した（提出-17[書式 1]、提出-18[書式 2]）。平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度にかけての 3 年間の学納金収入平均額は約 10 億円（うち短期大学が約 5.7 億円）と安定推移したうえに、子ども園及びアフタースクールの付随事業収入の増加、さらに補助金の増加が寄与している。一方、人件費は約 10 億円（うち短期大学は約 3.6 億円）の大台に乗ってきており、人件費率が 55.71%（短期大学は 51.02%）にとどまっているとはいえ、絶対額が漸増傾向にあることに対して注意を払わなければならない。学園の大きな設備投資として、平成 28（2016）年度に約 1 億円超を投じて体育館の全面空調を実現したほか、教員研究室の改装、特別教室の整備、ICT 関連等投資等を積極的に行い、教育の質の向上につながるキャンパス環境の整備に努めた。

貸借対照表の状況も健全に推移している（提出-19[書式 3]）。貸借対照表を見ると、平成 30（2018）年度に日本私立学校振興・共済事業団からの長期借り入れを完済したため外部負債がなくなり、現預金残高も安定的に推移しており、キャッシュフローは健全である。

財務状況調べの表から、本学の財政と学園全体の財政の関係を把握することができる。子ども園からアフタースクール、小中高校及び短期大学を運営する総合学園において、本学の財政は学園全体の約 40 から 45%の比率を占めており、学園の財政に大きな影響を与える状況であることは明白である。本学の財政については、生活学科の入学生数が減少傾向にあることから学納金収入が漸減している。一方で、臨床検査学科は平成 28（2016）年度に入学定員を 64 名から 80 名に増加したが、その後も定員以上の入学者を確保しており、3 年制医療系短期大学としての強みを発揮し、学納金収入も安定している。学校運営における人件費比率は一般的に 50%から 60%の範囲内であれば健全であると言われているが、令和元（2019）年度の本学人件費比率は 54.5%と 60%を下回っている。過去 3 年間は、学園も本学も黒字基調で運営されており、将来の存続を可能とする財政が維持されていることが分かる。また、退職給与引当金等は目的どおりに適切に引き当てている。

資産運用については、寄附行為第 29 条に規定する積立金の保管に従い、基本的にリスクのある運用は行わないと言う確固たる方針があり、低利息でも安全な資産を保有している。

教育研究経費は、財務状況調べに示しているとおり、過去 3 年間経常収入の 20%を超え平均 36.8%を充当している。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）については、毎年度の事業計画及び予算策定のなかで十分に検討して適切に配分している。

公認会計士からは、過去 3 年にわたって本校の会計監査の結果、適正であるとの意見を

受け取っている。

寄付金の募集は適正である。経常的な寄付金収入は年間約 76 百万円（うち短期大学は約 41 百万円）で推移しており、保護者、同窓会及び後援会からの支援が下支えとなっている。また、令和元（2019）年 12 月に、学園の創立 100 周年（2027 年）記念募金に関する理事会決議がなされ、目標額 2 億円として令和 2（2020）年 1 月から募集が開始された（備付−79）。

財務状況調べで示している「入学者数等の状況」は、生活学科が平成 29（2017）年度は 134 名と定員 130 名を超えたものの、児童生活専攻の学生募集に翳りが窺えた。その後、平成 30（2018）年度は 99 名、令和元（2019）年度が 64 名と定員割れが続いたため、特に減少率の大きい児童生活専攻については令和 2（2020）年度からの学生募集停止に踏み切った。生活学科は、児童生活専攻の学生が卒業するのを待って、令和 3（2021）年度から食物栄養学科に学科名の変更をすることを決定しており、今後の広報活動及び募集活動に一層の注力が必要である。一方、平成 28（2016）年度に 64 名から 80 名への入学定員増加を行った臨床検査学科の学生募集はその後も順調に推移し、平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度にかけての 3 か年ともに定員を上回る入学者があった。両学科を総合して、収容定員充足率に相応した財務体質は十分に維持していると言える。

当学園では、現在、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度にかけての中期経営計画に沿った運営を行っている。毎年度の事業計画は、中期経営計画を土台として学園本部にて原案を作成し、各校との調整と常任理事会での承認を経て評議員会に諮問し、最終的に理事会で決定している。決定した事業計画は、毎年春季に開催する学園全体集会の場で全教職員に説明している。

予算については前年度 10 月ごろに学園本部で予算方針と大枠を決定し、12 月に各部署から予算案の提出を受け、翌年 1 月からヒアリングを行っている。その後、常任理事会での承認を経て評議員会に諮問し、最終的に理事会で決定している。決定した予算は、学園本部から学長に通知され、順次、学科長、専攻主任に通知する。予算執行にあたって、予算どおりの支出であっても、10 万円以上の支出は予算執行起案書による事前申請が必要である。起案書は、学校法人新渡戸文化学園起案規程（備付−規程集 51）に従い、起案責任者及び学長等役職者の承認を経て、決裁権限者の決裁を得たものに限り支出が認められる。高額の物品を購入する場合は、必ず相見積りをとり、必要に応じて短期大学事務課あるいは法人事務局財務・会計課に相談して購入先を選択する。毎年 10 月には上半期の予算執行状況をみて翌年 3 月までの下半期の予想支出を見積もり、予算の適切、かつ厳正な執行を行っている。

物品などの購入に対する支払いについては、出金伝票に請求書又は領収書（立替払いの場合）を添付して所属責任者に押印を受けた後、会計係に提出することになっている。日常的な出納業務は、財務システムにより円滑に実施されており、厳正な資金管理が図られている。毎月末の銀行預金残高は、経理責任者を経て理事長に報告されている。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用に関しては、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。なお、計算書類、財産目録などは、学校法人会計基準に基づき、公認会計士及び監事の監査の下で作成している。監事と公認会計士からは、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示して

いるとの報告書を得ている。また、資金運用に関しては、リスクのあるものは行わない基本方針があり、低利息でも安全な銀行の預貯金のみで運用している。月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て適時適切に理事長に報告している。

［区分　基準Ⅲ-D-2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学の将来像が明確になっている。

(2)　短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

(3)　経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

② 人事計画が適切である。

③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

(4)　短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

(5)　学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

［注意］

基準Ⅲ-D-2 について

(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。

(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分　基準Ⅲ-D-2 の現状＞

日本の短期大学を取り巻く環境は年ごとに厳しさを増しているが、本学は東京の中野という好立地に所在するという大きな恩恵を受けており、建学の精神と教育理念を大切にし、教育及び運営の改善を継続すれば、本学の利点を発揮したブティック型短期大学として生き抜くことは十分可能である。生活学科食物栄養専攻においては栄養士免許の取得、児童生活専攻においては幼稚園教諭（二種）免許及び保育士資格の取得（専攻科の 1 年を含む 3 年間）及び臨床検査学科においては臨床検査技師資格の取得という明確な目標を持って入学し、実践的なカリキュラムに基づいて履修し、これらの明確な進路に向けて卒業することができる短期大学としての強みを有している。また、都心近くに立地するために交通アクセスやキャンパス環境は両学科とも申し分ない。生活学科においては、同一敷地内に子ども園、アフタースクール、小中高校が共存し、互いに協働できるということが本学の特徴となっている。臨床検査学科においては、昭和 27 年に我が国最初の医学技術士養成施設として設置認可を得た東京文化短期大学医学技術研究室に源を発し、昭和 30 年には

東京文化医学技術学校に、昭和 51 年には東京文化医学技術専門学校に発展してきた。この六十余年にわたる歴史の中で、優秀な臨床検査技師を輩出する養成機関として医療従事者の間で常に高い評価を得ており、正に 3 年制短期大学の強みを遺憾なく発揮している。

このような経営実態、財務状況の下、本学では令和元（2019）年度の事業計画を次のとおり策定した（備付-86）。

【短期大学共通】

1. 2019 年度学生募集活動の活性化による 2020 年度入学定員確保
   生活学科食物栄養専攻 80 名（児童生活専攻は募集停止）臨検検査学科 80 名
2. 子ども園、アフタースクール、プライマリースクール、セカンダリースクール、高校クッキングコース、高校医療理系コースとの連携強化による特色作り
3. 2020 年度　認証評価提出用報告書案作成
4. 進路指導強化
5. 学習成果の向上

【生活学科食物栄養専攻】

1. 社会人としての基礎力の向上及びそれに立脚した高度な調理技術を持った人材の育成
2. 調理室、厨房等での実学重視による実践的技術の習得

【生活学科児童生活専攻】

1. 子ども園教員と専攻教員の行き来を更に促進し、実学を重視した教育を実施
2. 実学重視により社会人基礎力、専門知識に加え応用力実践力に富む幼稚園・保育所向け人材の養成

【臨床検査学科】

1. 高い国家試験合格率と就職内定率の維持
2. コミュニケーション能力のある臨床検査技師の育成
3. ベテランと若手のバランスの取れた優秀教員の確保（非常勤教員を含む）
4. 一流病院として評価の高い実習病院の確保

学納金については、生活学科は当面据え置きとしたが、臨床検査学科は令和元（2019）年度より入学年度で約 22%、2 年次と 3 年次で約 29%の値上げを決定した。今後とも短期大学財務体質の強化と募集力とのバランスを睨みながら金額を設定する。

生活学科学納金一覧　　令和元（2019）年度

年次	1 年次		2 年次	
区　分	食物栄養専攻	児童生活専攻	食物栄養専攻	児童生活専攻
入学金	300,000 円	300,000 円	－	－
授業料	670,000 円	670,000 円	670,000 円	670,000 円
教育充実費	260,000 円	260,000 円	260,000 円	260,000 円
実験演習等費	70,000 円	50,000 円	70,000 円	50,000 円
実習費	0 円	10,000 円	20,000 円	40,000 円
専攻費	10,000 円	6,000 円	10,000 円	24,000 円

合計	1,310,000 円	1,296,000 円	1,030,000 円	1,044,000 円

臨床検査学科学納金一覧　　令和元（2019）年度

年次	1年次	2年次	3年次
入学金	300,000円	－	－
授業料	700,000円	700,000円	700,000円
教育充実費	260,000円	260,000円	260,000円
実験実習費	300,000円	300,000円	300,000円
施設・冷暖房費	60,000円	60,000円	60,000円
合計	1,620,000円	1,320,000円	1,320,000円

本学の人事計画は、短期大学設置基準を遵守するなかで、高齢教員の退職を中堅・若手教員の採用で補充する計画としており、教員平均年齢の低下と人件費の削減を目指している。

施設・設備の将来計画については、学園中期事業計画の策定の中で総合的に策定している。本学の当面の施設・設備投資は教室回り・空調の老朽化対応及び ICT 環境の整備が中心となる。外部資金の獲得については、平成 29（2017）年度に私立大学等改革総合支援事業補助金及び一般補助金への跳ね返り増額を合わせて 15 百万円及び私立大学等教育研究活性化設備整備事業補助金 15 百万円の合計 30 百万円を獲得することができた。今後も特別補助金の積極的獲得に努力する。遊休資産の処分の計画はない。

本学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）は次の表に示すとおりであり、バランスがとれている。

短期大学全体及び学科ごとの定員管理と経費のバランス　　令和元（2019）年度

	収容定員	在籍者数	収容定員充足率	人件費比率 ※1	施設設備費比率　※2
短期大学全体	500	420	84.0%	51.6%	2.9%
生活学科	260	159	61.1%	69.8%	3.0%
臨床検査学科	240	261	108.7%	37.3%	2.8%

※1：人件費比率＝人件費支出合計／資金収支計算書収入合計

※2：施設設備費比率＝施設関係支出＋設備関係支出／資金収支計算書収入合計

学内に対する経営情報の公開は、寄附行為の規定に基づき、学園の公式ウェブサイト上に公表しているが、学内の教職員に対しては、教授会、運営会及び学科会の場で学長が伝達し、また、春季に開催する学園全体会で理事長から直接説明する機会も設け、危機意識の共有を図っている。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

平成 30（2018）年 12 月の理事会において、令和 2（2020）年度以降の生活学科児童生活専攻（収容定員 100 名）の学生募集を停止することを決議しており、令和 3（2021）年

度末に専攻科児童生活専攻の学生がいなくなれば、以降は学生数、学納金収入ともに縮小均衡することとなる。

今後は、医療系と食物系の学生募集を強化するとともに財的資源をなお一層安全かつ適正に管理する必要がある。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

日本私立学校振興・共済事業団の資料「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」に当てはめると、学園の経営実態は次とおりとなる。

・教育研究活動のキャッシュフローが 2 年連続で赤字ではない
・外部負債を約定年数または 10 年以内に返済することができる
・修正前受金保有率 100%未満ではない
・帰属収支差額が 2 年連続赤字ではない
・黒字幅が 10%未満である

従って、学園の経営状態は正常状態［A3］であり、収容定員充足率に相応した安定的な財務体質を維持していると言える。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

人的資源では、教員の平均年齢の低下を目指して若手・中堅教員の採用に努めることとしていたが、平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度で退職となった 60 歳代のベテラン教員 6 名を 40 代、50 代の中堅教員で補充することができた。

研究業績については、各教員が地道に研究活動に勤しみ、とりわけ、臨床検査学科に所属する 2 名の教授が、平成 30（2018）年度に相次いで権威ある福見秀雄賞並びに緒方富雄賞を受賞したことは特筆に値する。本学の評価を大いに高めることが叶った。

また、教員の FD 活動と職員の SD 活動も規程の整備に合わせて活性化が図られ、研修会等が適宜適切に開催されるようになった。

平成 26（2014）年度に組織改編を実施して、短期大学事務局の下に短期大学事務課を本町校舎と中野校舎にそれぞれ設置し、教学と事務を明確に分離し、協働体制を確立した。

物的資源では、実験室の改装・改修を積極的に進めた。生活学科食物栄養専攻においては、2 号館 2 階の実験室を全面的に改装し、機器備品も刷新した。臨床検査学科においては、マルチメディア回線を有効に活用して、南館 2 階、3 階にある実験実習室の 2 floor 同時稼働化を実現し、2 階、3 階相互で教員と学生の相互テレビ会話が可能となる画期的な実験実習室を作成した。また、老朽化したトイレ、ロッカールームを改装し、カフェテリア、PC ラウンジ、ライブラリーラウンジ等、学生の要望も取り入れた設備更新を実施した。また、同じく老朽化した空調装置も順次入替え工事を実施している。

技術的資源では、より効果的な学習支援と総合的な学生支援を充実させるため、ネットを活用するポートフォリオシステム「新渡戸フォリオ」を導入し、学生間にも浸透させて軌道に乗せることができた。同時に、教職員の ICT リテラシーの向上のための研修会開催頻度も高め、全体の ICT スキルのレベルが高まっている。

財的資源では、収支の均衡を常に心がけて安定的な資金管理を行った。ただし、平成 30（2018）年度に生活学科児童生活専攻の学生募集停止を決定したため、学納金収入については計画を下回ることとなった。食物領域と臨床検査領域において近隣他学との差別化を推し進め、引き続き安定的な学生確保を図っていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

生活学科と臨床検査学科を有する本学は、食と健康、健やかな成長、予防医学と健康寿命を延ばすための有用な科目が設置されている。中野区との相互協力による基本協定をより充実させ、地域･社会の発展に貢献していく。両学科間の交流を更に深め、共同研究等を行うことにより知と技の地平を広げ、教員が地域･社会に貢献するとともに、教育そして学生の質を高めていく。臨床検査学科では、2022 年 4 月に入学する学生から実施が検討されている文部科学省臨床検査技師教育の指定規則改訂後の教育に対応できる教員組織の改善･充実を図っていく。

人的資源に関しては、本町校舎と中野校舎に分かれている短期大学事務課の効率運営を目指し、両事務課の学生募集業務及び進路指導業務の一本化をはじめとして、将来的には短期大学事務課の統合を果たし、人員の適正配置を実現したい。

物的資源に関しては、手狭な校舎・施設・設備の有効活用が課題であり、将来、学園全体として園児・児童・生徒・学生の在校生数が増加する場合には、11 号館の建替え及び本町校舎北側駐輪場の活用をはじめとして、新たな校舎・校地の拡充展開を視野に入れなければならない。

技術的資源に関しては、今後、学生証の ID 管理を踏まえた電子化を目指し、授業の出欠確認にとどまらず、各種登録確認作業の効率化を目指す。

財的資源に関しては、生活学科児童生活専攻及び専攻科児童生活専攻が廃止となる予定であり、令和 3（2021）年度以降、食物系の食物栄養学科と医療系の臨床検査学科の他大学との差別化を強力に推し進め、学生募集を強化し、令和 4（2022）年度の収容定員 400 名の達成を目指し、安定した学納金収入を確保する。

なお、令和 2（2020）4 月から施行される改正私立学校法第 45 条の 2 第 3 項の規定に基づき、今回の認証評価の結果を踏まえた令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度にわたる次期中期（5 か年）事業計画を策定する予定であり、その際に上述の改善項目を織り込んで行く。

様式 8－基準Ⅳ

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

提出資料　37. 学校法人新渡戸文化学園寄附行為

備付資料　87. 理事長の履歴書

88. 学校法人実態調査表【平成 29 年度】

89. 学校法人実態調査表【平成 30 年度】

90. 学校法人実態調査表【令和元年度】

91. 理事会議事録【平成 29 年度】

92. 理事会議事録【平成 30 年度】

93. 理事会議事録【令和元年度】

94. 理事長所信

備付資料 1. 学校法人新渡戸文化学園常任理事会規則

-規程集

［区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 か月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2)　理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3)　理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分　基準Ⅳ-A-1 の現状＞

令和元（2019）年 5 月 31 日付にて豊川圭一理事長（76 歳）が勇退し、同年 6 月 1 日付けにて平岩国泰（46 歳）が就任した。平岩理事長は、リーダーシップの特記事項に記載するとおり、新進気鋭の理事長として、創設者であった森本厚吉博士と初代校長であった新渡戸稲造博士が築いた建学の精神、教育理念、教育目的・目標を十分に理解し、学園の発展を積極的に先導し寄与している。理事長就任以降に教職員に対して述べた所信（備付-94）にその強い思いが示されている。

理事長は、寄附行為（提出-37）に定めるとおり、学園を代表してその業務を総理し、毎会計年度終了後 2 か月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。また、評議員会に対し、学園の予算、事業計画、寄附行為の変更、寄付金品の募集に関する事項その他学園の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項に関して、理事会への上程の前にあらかじめ諮問している。

理事会は、寄附行為で規定された理事会の運営手順に基づき、令和元（2019）年については理事会を 5 回開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営された。理事並びに監事は、経営面での責任を深く認識し、毎回ほぼ全員が出席した。止むを得ず欠席の場合も、すべて書面により他の理事に委任されていた。

理事会は、寄附行為の定めに忠実に従い、理事長が招集し、議長を務め、学校法人としての業務を決し、理事が善管注意義務をもって職務の執行にあたるよう監督している。学園経営に大きな影響を及ぼす事項については「常任理事会」で十分審議したうえで理事会に上程し、決定している。「常任理事会」は、「学校法人新渡戸文化学園常任理事会規則」（備付-規程集 1）に基づき、原則週一回開催され、理事長、常務理事、理事・法人事務局長、理事・法人事務局事務次長が理事会から包括的に委任された案件の審議と、理事会に提案する事案の事前審議を行っている。また、必要に応じて「拡大常任理事会」が開催され、常任理事会構成員に加え、短期大学長、高等学校長、その他理事長が出席を求めた者が出席し、お互いに意見を交換する場となっている。

また、本学の発展のために、文部科学省、厚生労働省、東京都、中野区、日本私立大学共済・振興事業団をはじめ、日本私立短期大学協会、短期大学基準協会、東京都私立短期大学協会、その他の大学・短期大学及びメディア等から積極的に情報を収集して担当部署と共有し、必要に応じて学内外の情報を理事会・評議員会に報告している。学園の情報公開については、私立学校法第 47 条に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を監事の監査報告書とともに利害関係人が閲覧できるように寄附行為にも定め実施している。また、学園の公式 HP 上においても公表している。

理事会は、本学の運営に関し法的な責任があり、受け入れた学生に対し質の高い教育を行い卒業させることを最も重要な社会的責務であると深く認識している。その一環として、理事長を筆頭に、理事・学長、理事・事務局長が積極的に本学の自己点検・評価にかかわり、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。また、学園及び本学の運営を遵法

で規律あるものとすべく、学園運営及び本学運営に必要な規則、規程、細則、内規、基準、計画及びガイドライン等を次のとおり整備している。

備付-規程集

番号	規程名
1	学校法人新渡戸文化学園常任理事会規則
2	学校法人新渡戸文化学園における学校等の長および役職者選任規則
3	学校法人新渡戸文化学園事務組織・事務分掌規程
4	学校法人新渡戸文化学園事務組織図
5	学校法人新渡戸文化学園公印取扱い規程
6	学校法人新渡戸文化学園文書取扱い規程
7	学校法人新渡戸文化学園文書保存内規
8	学校法人新渡戸文化学園公益通報規程
9	学校法人新渡戸文化学園情報公開規程
10	学校法人新渡戸文化学園個人情報保護規程
11	学校法人新渡戸文化学園個人情報保護に係る外部委託先との間の必要措置に関する内規
12	学校法人新渡戸文化学園における特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針
13	学校法人新渡戸文化学園特定個人情報取扱い規程
14	学校法人新渡戸文化学園構内通信網規程
15	学校法人新渡戸文化学園危機管理規程
16	学校法人新渡戸文化学園本町校舎消防・防災計画
17	学校法人新渡戸文化学園中野校舎消防・防災計画
18	学校法人新渡戸文化学園理事会業務委任規則
19	学校法人新渡戸文化学園常勤教職員 A 就業規則
20	服務心得
21	学校法人新渡戸文化学園常勤教職員 B 就業規則
22	学校法人新渡戸文化学園有期契約教職員就業規則
23	学校法人新渡戸文化学園無期転換教職員就業規則
24	学校法人新渡戸文化学園育児・介護休業等規程
25	学校法人新渡戸文化学園給与規程（常勤教職員 A 就業規則附属）
26	学校法人新渡戸文化学園給与規程（常勤教職員 A 就業規則附属）に関する実施運用規程
27	学校法人新渡戸文化学園における夏期賞与および冬期賞与の計算基礎額に関する内規
28	学校法人新渡戸文化学園における新入教職員賞与支給率の計算方法に関する内規
29	学校法人新渡戸文化学園退職金支給規程（常勤教職員 A 就業規則附属）

30	学校法人新渡戸文化学園退職金計算における育児・介護休業期間の取扱い規程
31	学校法人新渡戸文化学園における退職者に対する功労金支給取扱い内規
32	学校法人新渡戸文化学園特別任用職員規程
33	学校法人新渡戸文化学園非常勤教職員給与規程
34	学校法人新渡戸文化学園旅費規程
35	学校法人新渡戸文化学園海外出張旅費規程
36	学校法人新渡戸文化学園における長期有給休暇中の通勤手当に関する内規
37	学校法人新渡戸文化学園教職員永年勤続表彰規程
38	学校法人新渡戸文化学園における専任教職員のアフタースクール活動及び子ども園長時間保育に関する手当内規
39	学校法人新渡戸文化学園職員研修規程
40	学校法人新渡戸文化学園定年退職者再雇用規程
41	学校法人新渡戸文化学園が設置する学校等が実施する行事等において宿泊を伴う引率業務を行う専任教職員の代休取得に関する内規
42	学校法人新渡戸文化学園経理規程
43	学校法人新渡戸文化学園基本金組入基準
44	学校法人新渡戸文化学園における減価償却の方法に関する規程
45	学校法人新渡戸文化学園における修繕費と資産勘定科目（建物・構築物）の区分に関する規程
46	学校法人新渡戸文化学園におけるお祝い金等の受領に係る勘定科目及び現物寄付の計上に関する内規
47	学校法人新渡戸文化学園預り金取扱い規程
48	学校法人新渡戸文化学園物品管理規程
49	学校法人新渡戸文化学園財務書類等閲覧規程
50	学校法人新渡戸文化学園校内使用内規
51	学校法人新渡戸文化学園起案規程
52	学校法人新渡戸文化学園における関連当事者確認に関する内規
53	学校法人新渡戸文化学園衛生委員会規程
54	学校法人新渡戸文化学園倫理委員会規程
55	学校法人新渡戸文化学園ストレスチェック制度実施規程
56	学校法人新渡戸文化学園ハラスメント防止のためのガイドライン
57	ハラスメントは許しません
58	学校法人新渡戸文化学園毒物、劇物及び病原体等管理規程
59	学校法人新渡戸文化学園における私有車の学生・生徒募集業務使用に関する規程
60	学校法人新渡戸文化学園における特定プロジェクトに係わる外部協力者への報酬に関する規程
61	学校法人新渡戸文化学園における事故報告に関する内規
62	学校法人新渡戸文化学園入学金軽減規程

63	学校法人新渡戸文化学園における教職員子女学費減免規程
64	学校法人新渡戸文化学園における教職員慶弔金・見舞金規程
65	学校法人新渡戸文化学園における学生等弔慰金・見舞金規程
66	学校法人新渡戸文化学園における諸証明書発行手数料規程
67	学校法人新渡戸文化学園インフルエンザ等予防接種費用補助内規
68	新渡戸文化短期大学学位規程
69	新渡戸文化短期大学教員職制規程
70	新渡戸文化短期大学教授会規程
71	新渡戸文化短期大学運営会規程
72	新渡戸文化短期大学教職課程委員会規程
73	新渡戸文化短期大学教職課程運営委員会規程
74	新渡戸文化短期大学学生募集委員会規程
75	新渡戸文化短期大学アドミッション委員会規程
76	新渡戸文化短期大学学生生活委員会規程
77	新渡戸文化短期大学キャリア支援委員会規程
78	新渡戸文化短期大学ウェブサイト運営委員会規程
79	新渡戸文化短期大学 IR（Institutional　Research）委員会規程
80	新渡戸文化短期大学地域・産学連携委員会規程
81	新渡戸文化短期大学における教員の研修活動（FD）に関する規程
82	新渡戸文化短期大学 SD 実施委員会規程
83	新渡戸文化短期大学教員等選考基準
84	新渡戸文化短期大学教員等選考内規
85	新渡戸文化短期大学における専任教員の勤務と研究日規程
86	新渡戸文化短期大学特別任用教員規程
87	新渡戸文化短期大学における非常勤講師が担当する科目に関する規程
88	新渡戸文化短期大学客員教授規程
89	新渡戸文化短期大学名誉教授に関する内規
90	新渡戸文化短期大学における専任教員海外留学規程
91	新渡戸文化短期大学の研究活動に係る不正防止規程
92	新渡戸文化短期大学研究費取扱い内規
93	新渡戸文化短期大学における公的研究費等補助金取扱い規程
94	新渡戸文化短期大学非常勤講師の採用に関する規程
95	新渡戸文化短期大学生活学科食物栄養専攻における給食管理実習の履修等に関する規程
96	新渡戸文化短期大学生活学科児童生活専攻教育実習および保育実習に関する規程
97	新渡戸文化短期大学専攻科児童生活専攻教育実習および保育実習に関する規程
98	新渡戸文化短期大学における単位の計算方法を特に定める授業科目に関する内規

99	新渡戸文化短期大学生活学科試験規程
100	新渡戸文化短期大学臨床検査学科試験規程
101	新渡戸文化短期大学生活学科および専攻科における卒業判定基準の運用に関する内規
102	新渡戸文化短期大学臨床検査学科における留年等に関する規程
103	新渡戸文化短期大学入学者選考規程
104	新渡戸文化短期大学専攻科児童生活専攻への入学に関する規程
105	新渡戸文化短期大学における転入学・編入学に関する規程
106	新渡戸文化短期大学における入学前既修得単位の認定に関する規程
107	新渡戸文化短期大学における他大学等から修得した単位の認定に関する規程
108	新渡戸文化短期大学科目等履修生規程
109	新渡戸文化短期大学臨床検査学科における国試特別科目等履修生の規程
110	新渡戸文化短期大学長期履修学生規程
111	新渡戸文化短期大学における専攻科長期履修学生規程
112	新渡戸文化短期大学における GPA 制度及び CAP 制に関する内規
113	新渡戸文化短期大学における指定校推薦入学検定料の減免内規
114	新渡戸文化短期大学におけるインターネット出願に係る入学検定料の減免内規
115	新渡戸文化短期大学における優待入学制度及び入学金減免について
116	新渡戸文化短期大学における社会人優待入学制度及び入学金減免に関する規程
117	新渡戸文化短期大学における東日本大震災被災地に居住する入試出願者の入学検定料免除及び入学予定者の入学金免除に関する内規
118	新渡戸文化短期大学における他学科への入学応募に関する入学検定料・入学金の免除内規
119	新渡戸文化短期大学生活学科における単位修得不足による留年生に対する学費取扱い規程
120	新渡戸文化短期大学における教職員の資格取得に係る科目等履修生の受講料軽減規程
121	新渡戸文化短期大学入学特待生制度取扱い規程入学特待生判定基準
122	新渡戸文化短期大学遠隔地入学者支援制度取扱い規程
123	新渡戸文化短期大学図書館規程
124	新渡戸文化短期大学図書館利用規程
125	新渡戸文化短期大学図書館資料収集・管理規程
126	新渡戸文化短期大学図書館委員会規程
127	新渡戸文化短期大学教務委員会規程
128	新渡戸文化短期大学子ども教育研究所規程
129	新渡戸文化短期大学新渡戸・森本研究所規程
130	新渡戸文化短期大学臨床検査学研究所規程
131	新渡戸文化短期大学「学術雑誌」投稿要領
132	新渡戸文化短期大学公開講座規程

133	新渡戸文化短期大学における卒業時表彰内規
134	新渡戸文化短期大学臨床検査学科におけるベリタス伊藤賞表彰内規
135	新渡戸文化短期大学森本奨学金取扱い規程
136	新渡戸文化短期大学豊川メディカルスカラーシップ取扱い規程
137	新渡戸文化短期大学における入学試験作問手当支給に関する内規
138	新渡戸文化短期大学における謝礼等に関する内規
139	新渡戸文化短期大学における食に供することに関する内規
140	新渡戸文化短期大学動物実験規程
141	新渡戸文化短期大学倫理委員会規程
142	新渡戸文化短期大学におけるハラスメント防止基準

理事は、学園の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有し、法令及び寄附行為に基づき適切に活動している。理事の選任は、私立学校法第 38 条（役員の選任）の規定に基づく寄附行為の規定により、厳正に行われている。令和元（2019）年度における理事会は、短期大学長職にある者 1 名、学識経験者のうちから理事会において選任された者 5 名、評議員の互選によって定められた者 3 名の合計 9 名によって構成され、短期大学長の職にある者については任期 1 年、その他の理事は任期 4 年である。外部理事が 1 名及び企業出身理事が 4 名就任しており、バランスのとれた役員構成となっている。なお、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定が寄附行為第 13 条（役員の解任及び退任）に準用されている。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

新理事長就任後の喫緊の課題は、業務執行に係る寄附行為の見直しである。折しも、私立学校法が令和 2（2020）年に改正施行されることとなったため、主に次の項目について寄附行為に条項を新設すべく、令和元（2019）年 12 月 12 日の理事会に上程し決議された。令和 2（2020）年 4 月から変更後の寄附行為に基づいて運営する必要がある。

・学園の設置目的の変更
・役員及び評議員の退任事由に死亡を追加
・監事の職務の拡充
・業務の決定の委任に関する規定化
・評議員会への諮問事項の見直し
・資産、基本財産、積立金及び経費の支弁に関する規定化
・中期的な計画に関する規定化
・情報の公表に関する規定化
・役員の報酬に関する規定化
・役員の責任の免除及び責任限定契約に関する規定化

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

令和元（2019）年 6 月 1 日より、新理事長として平岩国泰（46 歳）が就任し、同時に

豊川圭一前理事長（76 歳）には名誉理事長の称号が賦与された。

平岩新理事長は、平成 8（1996）年 3 月に慶応義塾大学を卒業し株式会社丸井に就職した。平成 16（2004）年に「放課後 NPO アフタースクール」の活動を開始し、平成 23（2011）年には教育関連の仕事に専念するために同株式会社を退職した。「アフタースクール」には活動開始以降 5 万人以上の子どもたちが参加し、グッドデザイン賞を過去 4 度受賞したほか各賞を受賞している。

平岩新理事長は、平成 22（2010）年から、当学園のアフタースクール開校に向けてかかわり始め、平成 24（2012）年 4 月に理事長室副室長として入職した。アフタースクールの立ち上げに加え、幼稚園の子ども園化及び小学校の拡充においても大きな成果を示した。平成 27（2015）年 4 月から評議員となり、平成 29（2017）年 4 月には理事・評議員になるとともに理事長室長に就任し、学園の基幹となる事業計画の策定、各校の教育施策の策定をはじめとして幅広く学園運営に携わってきた。また、平成 25（2013）年から文部科学省中央教育審議会専門委員を務めるほか、平成 29（2017）年には渋谷区教育委員に就任し現在に至っている。平成 31（2019）年に出版した「自己肯定感育成入門」は、4 刷を超える増刷となるなど保護者の共感を得た。

理事長就任後わずか 10 か月ながら、既に 15 年を超える教育界での実績が示すとおり、学園経営にはバランス重視で取り組み、傘下の学校運営については誰にでもわかりやすい指針等を示すことより教育現場に新たな潮流を生み出そうとしている。新理事長自身にも中学生と小学生の子どもがおり、保護者の感覚を持っていることも大きな強みである。

［テーマ　基準Ⅳ-B　学長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

提出資料　なし

備付資料　27. 教授会議事録【令和元年度】
57. 教育研究業績書（専任教員）
95. 学長の個人調書
96. 教授会議事録【平成 29 年度】
97. 教授会議事録【平成 30 年度】
98. 短大運営会議事録
99. 短大倫理委員会議事録
100. 学科会議事録
101. 教務委員会議事録
102. 学生募集委員会議事録
103. 学生生活委員会議事録
104. キャリア支援委員会議事録
105. 各専攻会議議事録
106. 自己点検・評価委員会議事録
107. 自己点検・評価実施小委員会議事録

108. **自己点検・評価管理運営小委員会議事録**
109. **アドミッション委員会議事録**

備付資料　2.　学校法人新渡戸文化学園における学校等の長および役職者選任規則
−規程集　70.　教授会規程

［区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2)　学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
① 教授会を審議機関として適切に運営している。
② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
⑤ 教授会の議事録を整備している。
⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分　基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長の選任については、「学校等の長および役職者選任規則」（備付−規程集 2）第 2 条第 2 項に「あらかじめ短期大学教授会の意見を聞くものとする。」と規定している。現学長は、規則に基づいて平成 27（2015）年度に学長に就任し、平成 28（2016）年度、平成 29（2017）年度、平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度と任期 1 年で再任され 5 年目を迎えている。学長は、高潔な人格を有し、かつ学識に優れ、在職年数を重ねるごとに

教学運営に関する知見を深め、バランスよく校務をつかさどり、所属教職員を統督している。

学長は、本学運営に係る大局観を有するとともに、校務全般を習熟し、バランスよくリーダーシップを発揮している。同時に、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を汎く参酌して最終的な判断を行っている。学長の率先垂範の一面として、教職員の指導と合わせ、自らも授業を担当し、学生を直接教育することにも比類無き熱意を有している。オープンキャンパス及び高校訪問などの学生募集活動にも積極的に関与している。また、学長は、学則第 53 条に定められた手続きに沿い、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）を行うことができるようになっている。

学長は、教員の FD 活動についての造詣が深く、建学の精神に基づく教育研究を推進し、本学の教育研究の質の向上・充実に向けて弛まぬ努力を続けている。特に、教員の授業力の向上に尽力しており、令和元（2019）年度にはルーブリックの導入を説き、率先して取り組んだ。

教授会は、学則及び教授会規程（備付−規程集 70）に基づき、8 月を除き、原則として、毎月 1 回開催されている。学長が教授会議長として報告・審議を取り仕切り、教授会が意見を述べるべき次の事項について教授会に周知し、教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

・学則に関する事項
・研究、授業および指導に関する事項
・専攻科に関する事項
・教員の教育研究業績の審査に関する事項
・学長等がつかさどる教育研究に関する事項
・その他本学に関する重要な事項

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項についても、教授会の意見を聴取した上で決定している。なお、毎回の議事録（備付−27、96、97）は、学長を含む 3 人の構成員が署名して保存している。

教授会は、学習成果及び入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針及び卒業認定・学位授与の方針の三つの方針に対する認識を共有し、各年度初めに本学事業計画に反映されていることを確認している。学長の下に教務委員会、学生募集委員会、学生生活員会及びキャリア支援委員会をはじめとする各種委員会が関連規程に従って設置され、三つの方針に基づく PDCA サイクルを活用しながら教務、入試広報、学生生活支援、進路指導及び図書館運営を行っている。各委員長は委員の中から学長が任命している。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

本学は生活学科及び臨床検査学科の二学科で構成されているが、それぞれ別のキャンパスに位置しており徒歩で約 15 分の距離にある。学長は、理事長をはじめとする学園幹部との円滑な意思疎通を図るため、通常は学園本部のある本町校舎においての執務時間が長くなり、臨床検査学科のある中野校舎には担当する授業、あるいは特定の会議のある時に出向くことが多い。電話及びメール等によるコミュニケーションで日常運営における支障は発生していないが、令和元（2019）年度末で現学長及びベテラン臨床検査学科長の退職

が決定しており、令和 2（2020）年度は新学長並びに新学科長及び教職員が意識的に多くの時間を共有し、事業計画・目標に対する共通理解を深める必要がある。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

本学の学長は、平成 20（2008）以降、医師として優れた学識と経験を有する 2 名の人物が務め、さらに令和 2（2020）年度迎える新学長も医師である。本校の生活学科及び臨床検査学科の両学科にとって学長が医師であることは特に教学面でのメリットが大きい。例えば、医師であるがために学長自ら両学科で授業を担当することができ、学生との距離が近く、大規模大学にはない人間味のあるアットホームな人間関係が築けている。

また、臨床検査学科は、学生の臨地実習受け入れを病院に依頼しているが、昨今の病院を取り巻く厳しい臨床現場事情により実習受入れの門戸が狭まっている情勢のなかで、医師である学長の人脈により大学附属病院あるいは優良総合病院での実習が可能となるケースがあり、学生にとっては大きな恩恵となっている。

［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］

＜根拠資料＞

提出資料　なし

備付資料
93.　**理事会議事録【令和元年度】**
110.　**監査報告書【平成 29 年度】**
111.　**監査報告書【平成 30 年度】**
112.　**監査報告書【令和元年度】**
113.　**評議員会議事録【平成 29 年度】**
114.　**評議員会議事録【平成 30 年度】**
115.　**評議員会議事録【令和元年度】**
116.　**創立 100 周年記念募金趣意書**

備付資料　なし

-規程集

［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

(2)　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

(3)　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分　基準Ⅳ-C-1 の現状＞

監事は、寄附行為の規定に基づき、理事、評議員または職員（学校の職員を含む）以外の者から理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。令和元（2019）年度は外部から選任した相澤康晴氏と井上義教氏が監事として重任された。任期は令和 5（2023）年 5 月 31 日までである。

令和元（2019）年度の理事会及び評議員会への出席状況は以下のとおりであった。

令和元（2019）年 5 月 30 日　理事会・評議員会に 2 名出席し前年度決算監査結果を報告
9 月 12 日　理事会に 1 名出席
12 月 12 日　理事会・評議員会に 2 名出席
令和 2（2020）年 2 月 13 日　理事会に 2 名出席
3 月 13 日　理事会・評議員会に 2 名出席

監事は、学園の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、5 月の理事会及び評議員会に提出している。また、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、学園の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、学園の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

令和元（2019）年度監査については令和元（2019）年 5 月 7 日に、公認会計士と監事との間で約 1 時間意見交換を行った。さらに、監事の業務監査として、監事 2 名のうち少なくとも 1 名は必ず理事会に出席し、各理事の業務執行状況を監査し、必要に応じて意見を述べている。監事は理事長、常任理事、あるいは理事・事務局長と随時面談し、経営に関する事項の説明を受け、必要な助言を行っている。

［区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2)　評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分　基準Ⅳ-C-2 の現状＞

評議員会は、私立学校法第 41 条第 2 項の規定に基づき、理事の定数（8 人又は 9 人）の 2 倍を超える 20 人から 24 人の評議員をもって組織され、任期は 4 年である。令和元（2019）年 5 月 1 日の現員は 21 名である。また、私立学校法第 41 条第 6 項の規定により、評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開くことができないこととしているが、寄附行為により、書面をもってあらかじめ他の評議員に委任することも認めている。また委任状には審議事項ごとに賛否を選ぶことにより議決権を行使することができるようになっている。

令和元（2019）年 4 月から令和 2（2020）3 月までの 1 年間で、評議員会は 3 回開催され、委任状提出者を含めると全評議員が評議員会に出席した。評議員会は、寄附行為に規

定された重要事項に関して理事長から事前に諮問を受け意見を述べるほか、学園の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に応え、又は役員から報告を徴することができることになっており、理事長を含め役員の諮問機関として適正に運営されている。

［区分　基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

（2）　私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分　基準Ⅳ-C-3 の現状＞

本学は、学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している、具体的には「教育研究上の基礎的な情報」及び「修学上の情報等」として、本学の公式ウェブサイトに掲載している。また、私立学校法の規定に基づき、決算終了後、毎年 6 月初旬にウェブサイトに資金収支計算書、事業活動収支算書及び貸借対照表を財務情報として掲載し公表している。また、財務書類等閲覧規程に基づき、教職員以外にも閲覧を許可している。閲覧希望者は、財務書類等閲覧申請書に必要事項を記入の上、法人事務局へ申し出ることによって、指定の場所で閲覧できる。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

寄附行為の見直しにより、令和 2（2020）年度から監事の職務が拡充され、従来からの法人の業務監査及び財務監査に加え、理事の業務監査を行うこととなる。監事の理事及び理事会に対する牽制機能の強化のため、監事が年に 2 回は常任理事会に出席し、その状況を評議員会に報告することとした。また、令和 2（2020）年度にはガバナンスコードの導入も計画している。これらの施策の実効が必要である。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

令和元(2019)年 6 月の理事長交代を機に、理事の若返り実現を目指した。令和元(2019)年度末で、9 名の理事のうち 5 名が 70 歳以上であったが、そのうち 4 名が退任し、令和 2（2020）年度から 39 歳、43 歳、62 歳及び 66 歳の理事と交代することを決定した。これにより、理事の平均年齢が 66.9 歳から 58.2 歳に低下した。また、9 名のうち 2 名が非常勤の外部理事、4 名が企業出身理事となる。また、監事には財務・会計・税務に詳しい税理士 1 名（67 歳）と労務・労働関係法務に詳しい社会労務士 1 名（56 歳）が選任されており、学校法人の一層のガバナンス強化が求められる中でバランスのよい役員構成となっている。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学校名変更に伴う規程の改正は平成 25（2013）年 6 月の教授会においてまとめて決議し、平成 27（2015）年度までにはすべての関係規程類の改正が完了した。

新渡戸フォリオはこの 7 年間で学生間に浸透し、学生とのコミュニケーションの円滑化に大きく寄与している。

教務関連及び学生指導の問題意識を両学科教員で共有するため、教務委員会、学生生活委員会、学生募集委員会、キャリア支援委員会の四大委員会のみならず、その他の各種委員会もすべて両学科の教員の合同委員会として改編した。また、教授会、運営会も現在は合同で開催しており、両学科における教員の問題意識は一致している。

寄付金の募集状況は、平成 25（2013）年度に 379 件 30,075 千円と 3 千万円の大台に乗って以降は安定的に年間 3 千万円を超える金額で推移している。令和元（2019）年度末に、学園の創立 100 周年を記念する寄付の募集を理事会で決議し、令和 2（2020）年 1 月から募集を開始し、年度末までの 3 か月間で 4 百万円が集まっており、順調に滑り出している（備付-116）。

なお、寄付金の使途等に関しては、学園の公式ウェブサイト上に公開している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和 2（2020）年度から施行される改正私立学校法に合わせて大幅に変更する本学の寄附行為に基づき、理事、監事、理事会及び評議員会がそれぞれ期待される役割を果たし、ガバナンス強化の確実な実現を目指す。

また、新理事長と新学長のリーダーシップの下で、今回の認証評価の結果に基づいて策定する予定の次期中期（5 か年）事業計画の確実な達成を目指す。

［様式 9］提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物等	1. 建学の精神の掲示物 2. 初代校長新渡戸稲造と新渡戸文化学園 3. 学校案内パンフレット【令和 2（2020）年度】p.29 4. 本学公式ウェブサイト（建学の精神） https://www.nitobebunka.jp/about/policy/ 5. 学生便覧【令和元（2019）年度】 生活学科 p.1、臨床検査学科 p.3 6. 新入生オリエンテーションのしおり【令和元（2019）年度】 生活学科 p.3-4、臨床検査学科 p.4-5 7. 文化生活 VERITAS VOS LIBERABIT 第 50 号
B 教育の効果	
学則 ■ 学則のみを印刷したもの	8. 学則【令和元（2019）年度】
教育目的・目標についての印刷物等	5. 学生便覧【令和元（2019）年度】
学習成果を示した印刷物等	5. 学生便覧【令和元（2019）年度】 4. 本学公式ウェブサイト （学科、専攻ごとの名称および教育研究上の目的） https://www.nitobebunka.jp/wpdemo/wp-content/themes/nitobebunka/document/disclo/mokuteki.pdf
C 内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	8. 学則【令和元（2019）年度】 9. 自己点検・評価委員会規程 10. 自己点検・評価実施細則 11. 認証評価実施規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	5. 学生便覧【令和元（2019）年度】 4. 本学公式ウェブサイト（三つのポリシー） https://www.nitobebunka.jp/about/policy/
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	5. 学生便覧【令和元（2019）年度】 12. シラバス【令和元（2019）年度】 4. 本学公式ウェブサイト（三つのポリシー）

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
	https://www.nitobebunka.jp/about/policy/
入学者受入れの方針に関する印刷物等	5. 学生便覧【令和元（2019）年度】 3. 学校案内パンフレット【令和 2（2020）年度】 13. 入試ガイドⅠ・Ⅱ【令和 2（2020）年度】 4. 本学公式ウェブサイト（三つのポリシー） https://www.nitobebunka.jp/about/policy/
シラバス ■ 令和元（2019）年度 ■ 紙媒体又は電子データで提出	12. シラバス【令和元（2019）年度】
学年暦 ■ 令和元（2019）年度	14. 学年暦【令和元（2019）年度】
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のための配布物	5. 学生便覧【令和元（2019）年度】
短期大学案内 ■ 令和元（2019）年度入学者用及び令和 2（2020）年度入学者用の2年分	15. 学校案内パンフレット【令和元（2019）年度】 3. 学校案内パンフレット【令和 2（2020）年度】
募集要項・入学願書 ■ 令和元（2019）年度入学者用及び令和 2（2020）年度入学者用の2年分	16. 入試ガイドⅠ・Ⅱ【令和元（2019）年度】 13. 入試ガイドⅠ・Ⅱ【令和 2（2020）年度】
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「計算書類等の概要（過去 3 年間）」「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]、「事業活動収支計算書	17.「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）の概要」〔書式 1〕 18.「事業活動収支計算書の概要」〔書式 2〕 19.「貸借対照表の概要（学校法人全体）」〔書式 3〕 20.「財務状況調べ」〔書式 4〕

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
の概要」［書式 2］、「貸借対照表の概要（学校法人全体）」［書式 3］、「財務状況調べ」［書式 4］	
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去 3 年間（平成 29（2017）年度～令和元（2019）年度）計算書類（決算書）の該当部分	21. 計算書類（平成 29 年度）・資金収支計算書・資金収支内訳表 22. 計算書類（平成 30 年度）・資金収支計算書・資金収支内訳表 23. 計算書類（令和元年度）・資金収支計算書・資金収支内訳表
活動区分資金収支計算書 ■ 過去 3 年間（平成 29（2017）年度～令和元（2019）年度）計算書類（決算書）の該当部分	24. 計算書類（平成 29 年度）・活動区分資金収支計算書 25. 計算書類（平成 30 年度）・活動区分資金収支計算書 26. 計算書類（令和元年度）・活動区分資金収支計算書
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去 3 年間（平成 29（2017）年度～令和元（2019）年度）計算書類（決算書）の該当部分	27. 計算書類（平成 29 年度）・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 28. 計算書類（平成 30 年度）・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 29. 計算書類（令和元年度）・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
貸借対照表 ■ 過去 3 年間（平成 29（2017）年度～令和元（2019）年度）計算書類（決算書）の該当部分	30. 計算書類（平成 29 年度）・貸借対照表 31. 計算書類（平成 30 年度）・貸借対照表 32. 計算書類（令和元年度）・貸借対照表
中・長期の財務計画	33. 新 3 か年計画に係る収支及び主要投資計画一覧表

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
事業報告書 ■ 過去1年間（令和元（2019）年度）	34. 令和元（2019）年度事業報告書
事業計画書／予算書 ■ 認証評価を受ける年度（令和2（2020）年度）	35. 令和2（2020）年度新渡戸文化学園事業計画書 36. 令和2（2020）年度予算書
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	37. 学校法人新渡戸文化学園寄附行為

［注］

- □ 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、提出資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- □ 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- □ ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」にはURLも記載してください。
- □ 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和元（2019）年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和2（2020）年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和2（2020）年度のものを備付資料として準備してください。
- □ 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和元（2019）年度を起点として過去3年間・過去5年間とします。
- □ 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式9の通しページを付してください。

［様式 10］備付資料一覧【備付資料リスト】

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1. 卒業生が語る東京文化学園の 70 年 2. 東京文化学園 50 年史 3. 新渡戸検定
地域・社会の各種団体との協定書等	4. 中野区と新渡戸文化短期大学との相互協定に関する基本協定書 5. 令和元（2019）年度新渡戸文化短期大学との連携事業
〔報告書作成マニュアル以外の備付資料〕	6. 親子料理教室チラシ 7. ごみのん通信 8. J:COM 東京収録 DVD 9. 中野区小学生学習支援事業資料 10. がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する事業資料
C 内部質保証	
過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	11. 自己点検・評価報告書【平成 29 年度】 12. 自己点検・評価報告書【平成 30 年度】 13. 自己点検・評価報告書【令和元年度】
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	14. 高等学校等の関係者からの意見聴取資料
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	15. 実習病院連絡会資料 16. 毎日新聞記者からのヒアリング資料
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のための PDCA サイクルに関する資料	17. GPA 分布表 18. 授業アンケート 19. 学習時間アンケート 20. 公開授業アンケート 21. FD 資料 22. 授業改善シート
〔報告書作成マニュアル以外の備付資料〕	23. ルーブリック評価 24. 栄養士実力認定試験結果 25. 教職履修カルテ 26. 臨床検査技師の国家試験模試結果 27. 教授会議事録【令和元年度】
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	23. ルーブリック評価 28. シラバス作成要領 29. SLP 18. 授業アンケート 30. 新渡戸検定（実践編） 25. 教職履修カルテ

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	17. GPA 分布表
職業又は実際生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料	31. 就職先アンケート
〔報告書作成マニュアル以外の備付資料〕	32. 第三者チェック記録ファイル 33. 教職課程再課程認定申請書 34. 指定保育士養成施設の修業科目及び単位認定並びに履修方法の変更申請書 35. 臨床検査技師学校変更承認申請書 36. 第 14 回臨床検査学教育協議会学術大会演題発表 37. 入学時アンケート 38. 進級時アンケート 39. 卒業時アンケート 26. 臨床検査技師の国家試験模試結果
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	39. 卒業時アンケート 38. 進級時アンケート 37. 入学時アンケート
就職先からの卒業生に対する評価結果	31. 就職先アンケート
卒業生アンケートの調査結果	40. 卒業生アンケート
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	41. 入学手続き書類
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	42. 入学のしおり 43. 入学者事前学習課題
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	44. オリエンテーションのしおり
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	45. 学籍簿
進路一覧表等 ■ 過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）	46. 就職・進学先一覧表
GPA 等の成績分布	17. GPA 分布表
学生による授業評価票及びその評価結果	18. 授業アンケート 29. SLP
社会人受入れについての印刷物等	47. 入試ガイドⅠ【令和２（2020）年度】
海外留学希望者に向けた印刷物等	48. 海外語学研修のお知らせ
留学生の受入れについての印刷物等	47. 入試ガイドⅠ【令和２（2020）年度】
〔報告書作成マニュアル以外の備付資料〕	22. 授業改善シート 49. 教育懇談会資料 15. 実習病院連絡会資料 20. 公開授業アンケート 21. FD 資料 50. 第 60 回東京都私立短期大学体育大会要項 51. リーダーストレーニング資料

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	52. オリエンテーションキャンプ資料 53. トレーニングキャンプ資料 54. 就職・進学活動アンケート 4. 中野区と新渡戸文化短期大学との相互協力に関する基本協定書 55. 教育支援人材認証制度
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書［様式 18］（令和 2 年 5 月 1 日現在） ■ 教育研究業績書［様式 19］（過去 5 年間（平成 27 年度～令和元年度）	56. 教員個人調書（専任教員） 57. 教育研究業績書（専任教員）
非常勤教員一覧表［様式 20］	58. 非常勤教員一覧表
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）	59. 新渡戸文化短期大学学術雑誌 60. 子ども教育研究所紀要 61. 新渡戸文化短期大学文化生活 62. 臨床検査学教育研究所雑誌
専任教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度（令和 2 年 5 月 1 日現在）	63. 専任教員年齢構成表
専任教員の研究活動状況表［様式 21］ ■ 過去 5 年間（平成 27 年度～令和元年度）	64. 専任教員の研究活動状況表
外部研究資金の獲得状況一覧表［様式 22］ ■ 過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）	65. 科学研究費補助金等獲得状況一覧表【平成 29 年度】 66. 科学研究費補助金等獲得状況一覧表【平成 30 年度】 67. 科学研究費補助金等獲得状況一覧表【令和元年度】
研究紀要・論文集 ■ 過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）	59. 新渡戸文化短期大学学術雑誌 60. 子ども教育研究所紀要
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■ 認証評価を受ける年度（令和 2 年 5 月 1 日現在）	68. 事務職員一覧表（令和 2 年 5 月 1 日現在）
FD 活動の記録 ■ 過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）	21. FD 資料
SD 活動の記録 ■ 過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）	69. SD 資料
〔報告書作成マニュアル以外の備付	18. 授業アンケート

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
資料〕	19. 学習時間アンケート 20. 公開授業アンケート 70. 年間重要業務等一覧表
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	71. 校地・校舎図面 72. 学生便覧【令和元（2019）年度】 73. 本学ウェブサイト「交通アクセス」 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境 https://www.nitobebunka.jp/wpdemo/wp-content/themes/nitobebunka/document/disclo/kousya-2019.pdf
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図等（冊子等も可）	74. 新渡戸文化短期大学図書館利用案内
〔報告書作成マニュアル以外の備付資料〕	75. 危機管理マニュアル
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	76. 学内 LAN の敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	72. 学生便覧【令和元（2019）年度】 77. Nitobe Bunka Gakuen Network Topology
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	78. シラバス【令和元（2019）年度】
D 財的資源	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	79. ご寄付のお願い【令和元年度】
財産目録及び計算書類 ■ 過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）	80. 平成 29 年度財産目録 81. 平成 30 年度財産目録 82. 令和元年度財産目録 83. 平成 29 年度計算書類 84. 平成 30 年度計算書類 85. 令和元年度計算書類
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	86. 令和元（2019）年度事業計画
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度（令和 2 年 5 月 1 日現在）	87. 理事長の履歴書
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）	88. 学校法人実態調査表【平成 29 年度】 89. 学校法人実態調査表【平成 30 年度】 90. 学校法人実態調査表【令和元年度】
理事会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）	91. 理事会議事録【平成 29 年度】 92. 理事会議事録【平成 30 年度】 93. 理事会議事録【令和元年度】
〔報告書作成マニュアル指定以外の	94. 理事長所信

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
備付資料〕	
諸規程集	※下記に別途記述
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書［様式 18］（令和 2 年 5 月 1 日現在） ■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去 5 年間（平成 27 年度～令和元年度）の教育研究業績書［様式 19］	95. 学長の個人調書 57. 教育研究業績書（専任教員）
教授会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）	96. 教授会議事録【平成 29 年度】 97. 教授会議事録【平成 30 年度】 27. 教授会議事録【令和元年度】
委員会等の議事録 ■ 過去 1 年間（令和元年度）	98. 短大運営会議事録 99. 短大倫理委員会議事録 100. 学科会議事録 101. 教務委員会議事録 102. 学生募集委員会議事録 103. 学生生活委員会議事録 104. キャリア支援委員会議事録 105. 各専攻会議議事録 106. 自己点検・評価委員会議事録 107. 自己点検・評価実施小委員会議事録 108. 自己点検・評価管理運営小委員会議事録 109. アドミッション委員会議事録
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■ 過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）	110. 監査報告書【平成 29 年度】 111. 監査報告書【平成 30 年度】 112. 監査報告書【令和元年度】
評議員会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）	113. 評議員会議事録【平成 29 年度】 114. 評議員会議事録【平成 30 年度】 115. 評議員会議事録【令和元年度】
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	93. 理事会議事録【令和元年度】 116. 創立 100 周年記念募金趣意書

※＜諸規程集＞

○ 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙してください。
○ 番号は、規程のみの通し番号としてください。
○ 自己点検・評価報告書の＜根拠資料＞（テーマごと）には、以下のとおり記述してください。
・個々の規程を記述する場合は、「備付資料-規程集」の後に、通し番号及び資料名も記述してください（例：備付資料-規程集 1 ○○委員会規程）。

・基準Ⅳ（様式 8）のテーマ A「理事長のリーダーシップ」について、備付資料の「諸規程集」全体をあげる場合は「備付資料-規程集」と記述してください。

番号	規程名
1	学校法人新渡戸文化学園常任理事会規則
2	学校法人新渡戸文化学園における学校等の長および役職者選任規則
3	学校法人新渡戸文化学園事務組織・事務分掌規程
4	学校法人新渡戸文化学園事務組織図
5	学校法人新渡戸文化学園公印取扱い規程
6	学校法人新渡戸文化学園文書取扱い規程
7	学校法人新渡戸文化学園文書保存内規
8	学校法人新渡戸文化学園公益通報規程
9	学校法人新渡戸文化学園情報公開規程
10	学校法人新渡戸文化学園個人情報保護規程
11	学校法人新渡戸文化学園個人情報保護に係る外部委託先との間の必要措置に関する内規
12	学校法人新渡戸文化学園における特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針
13	学校法人新渡戸文化学園特定個人情報取扱い規程
14	学校法人新渡戸文化学園構内通信網規程
15	学校法人新渡戸文化学園危機管理規程
16	学校法人新渡戸文化学園本町校舎消防・防災計画
17	学校法人新渡戸文化学園中野校舎消防・防災計画
18	学校法人新渡戸文化学園理事会業務委任規則
19	学校法人新渡戸文化学園常勤教職員Ａ就業規則
20	服務心得
21	学校法人新渡戸文化学園常勤教職員Ｂ就業規則
22	学校法人新渡戸文化学園有期契約教職員就業規則
23	学校法人新渡戸文化学園無期転換教職員就業規則
24	学校法人新渡戸文化学園育児・介護休業等規程
25	学校法人新渡戸文化学園給与規程（常勤教職員Ａ就業規則附属）
26	学校法人新渡戸文化学園給与規程（常勤教職員Ａ就業規則附属）に関する実施運用規程
27	学校法人新渡戸文化学園における夏期賞与および冬期賞与の計算基礎額に関する内規
28	学校法人新渡戸文化学園における新入教職員賞与支給率の計算方法に関する内規
29	学校法人新渡戸文化学園退職金支給規程（常勤教職員Ａ就業規則附属）
30	学校法人新渡戸文化学園退職金計算における育児・介護休業期間の取扱い規程
31	学校法人新渡戸文化学園における退職者に対する功労金支給取扱い内規
32	学校法人新渡戸文化学園特別任用職員規程
33	学校法人新渡戸文化学園非常勤教職員給与規程
34	学校法人新渡戸文化学園旅費規程
35	学校法人新渡戸文化学園海外出張旅費規程
36	学校法人新渡戸文化学園における長期有給休暇中の通勤手当に関する内規
37	学校法人新渡戸文化学園教職員永年勤続表彰規程

38	学校法人新渡戸文化学園における専任教職員のアフタースクール活動及び子ども園長時間保育に関する手当内規
39	学校法人新渡戸文化学園職員研修規程
40	学校法人新渡戸文化学園定年退職者再雇用規程
41	学校法人新渡戸文化学園が設置する学校等が実施する行事等において宿泊を伴う引率業務を行う専任教職員の代休取得に関する内規
42	学校法人新渡戸文化学園経理規程
43	学校法人新渡戸文化学園基本金組入基準
44	学校法人新渡戸文化学園における減価償却の方法に関する規程
45	学校法人新渡戸文化学園における修繕費と資産勘定科目（建物・構築物）の区分に関する規程
46	学校法人新渡戸文化学園におけるお祝い金等の受領に係る勘定科目及び現物寄付の計上に関する内規
47	学校法人新渡戸文化学園預り金取扱い規程
48	学校法人新渡戸文化学園物品管理規程
49	学校法人新渡戸文化学園財務書類等閲覧規程
50	学校法人新渡戸文化学園校内使用内規
51	学校法人新渡戸文化学園起案規程
52	学校法人新渡戸文化学園における関連当事者確認に関する内規
53	学校法人新渡戸文化学園衛生委員会規程
54	学校法人新渡戸文化学園倫理委員会規程
55	学校法人新渡戸文化学園ストレスチェック制度実施規程
56	学校法人新渡戸文化学園ハラスメント防止のためのガイドライン
57	ハラスメントは許しません
58	学校法人新渡戸文化学園毒物、劇物及び病原体等管理規程
59	学校法人新渡戸文化学園における私有車の学生・生徒募集業務使用に関する規程
60	学校法人新渡戸文化学園における特定プロジェクトに係わる外部協力者への報酬に関する規程
61	学校法人新渡戸文化学園における事故報告に関する内規
62	学校法人新渡戸文化学園入学金軽減規程
63	学校法人新渡戸文化学園における教職員子女学費減免規程
64	学校法人新渡戸文化学園における教職員慶弔金・見舞金規程
65	学校法人新渡戸文化学園における学生等弔慰金・見舞金規程
66	学校法人新渡戸文化学園における諸証明書発行手数料規程
67	学校法人新渡戸文化学園インフルエンザ等予防接種費用補助内規
68	新渡戸文化短期大学学位規程
69	新渡戸文化短期大学教員職制規程
70	新渡戸文化短期大学教授会規程
71	新渡戸文化短期大学運営会規程
72	新渡戸文化短期大学教職課程委員会規程
73	新渡戸文化短期大学教職課程運営委員会規程
74	新渡戸文化短期大学学生募集委員会規程

75	新渡戸文化短期大学アドミッション委員会規程
76	新渡戸文化短期大学学生生活委員会規程
77	新渡戸文化短期大学キャリア支援委員会規程
78	新渡戸文化短期大学ウェブサイト運営委員会規程
79	新渡戸文化短期大学ＩＲ（Institutional　Research）委員会規程
80	新渡戸文化短期大学地域・産学連携委員会規程
81	新渡戸文化短期大学における教員の研修活動（ＦＤ）に関する規程
82	新渡戸文化短期大学ＳＤ実施委員会規程
83	新渡戸文化短期大学教員等選考基準
84	新渡戸文化短期大学教員等選考内規
85	新渡戸文化短期大学における専任教員の勤務と研究日規程
86	新渡戸文化短期大学特別任用教員規程
87	新渡戸文化短期大学における非常勤講師が担当する科目に関する規程
88	新渡戸文化短期大学客員教授規程
89	新渡戸文化短期大学名誉教授に関する内規
90	新渡戸文化短期大学における専任教員海外留学規程
91	新渡戸文化短期大学の研究活動に係る不正防止規程
92	新渡戸文化短期大学研究費取扱い内規
93	新渡戸文化短期大学における公的研究費等補助金取扱い規程
94	新渡戸文化短期大学非常勤講師の採用に関する規程
95	新渡戸文化短期大学生活学科食物栄養専攻における給食管理実習の履修等に関する規程
96	新渡戸文化短期大学生活学科児童生活専攻教育実習および保育実習に関する規程
97	新渡戸文化短期大学専攻科児童生活専攻教育実習および保育実習に関する規程
98	新渡戸文化短期大学における単位の計算方法を特に定める授業科目に関する内規
99	新渡戸文化短期大学生活学科試験規程
100	新渡戸文化短期大学臨床検査学科試験規程
101	新渡戸文化短期大学生活学科および専攻科における卒業判定基準の運用に関する内規
102	新渡戸文化短期大学臨床検査学科における留年等に関する規程
103	新渡戸文化短期大学入学者選考規程
104	新渡戸文化短期大学専攻科児童生活専攻への入学に関する規程
105	新渡戸文化短期大学における転入学・編入学に関する規程
106	新渡戸文化短期大学における入学前既修得単位の認定に関する規程
107	新渡戸文化短期大学における他大学等から修得した単位の認定に関する規程
108	新渡戸文化短期大学科目等履修生規程
109	新渡戸文化短期大学臨床検査学科における国試特別科目等履修生の規程
110	新渡戸文化短期大学長期履修学生規程
111	新渡戸文化短期大学における専攻科長期履修学生規程
112	新渡戸文化短期大学におけるＧＰＡ制度及びＣＡＰ制に関する内規
113	新渡戸文化短期大学における指定校推薦入学検定料の減免内規
114	新渡戸文化短期大学におけるインターネット出願に係る入学検定料の減免内規
115	新渡戸文化短期大学における優待入学制度及び入学金減免について

116	新渡戸文化短期大学における社会人優待入学制度及び入学金減免に関する規程
117	新渡戸文化短期大学における東日本大震災被災地に居住する入試出願者の入学検定料免除及び入学予定者の入学金免除に関する内規
118	新渡戸文化短期大学における他学科への入学応募に関する入学検定料・入学金の免除内規
119	新渡戸文化短期大学生活学科における単位修得不足による留年生に対する学費取扱い規程
120	新渡戸文化短期大学における教職員の資格取得に係る科目等履修生の受講料軽減規程
121	新渡戸文化短期大学入学特待生制度取扱い規程入学特待生判定基準
122	新渡戸文化短期大学遠隔地入学者支援制度取扱い規程
123	新渡戸文化短期大学図書館規程
124	新渡戸文化短期大学図書館利用規程
125	新渡戸文化短期大学図書館資料収集・管理規程
126	新渡戸文化短期大学図書館委員会規程
127	新渡戸文化短期大学教務委員会規程
128	新渡戸文化短期大学子ども教育研究所規程
129	新渡戸文化短期大学新渡戸・森本研究所規程
130	新渡戸文化短期大学臨床検査学研究所規程
131	新渡戸文化短期大学「学術雑誌」投稿要領
132	新渡戸文化短期大学公開講座規程
133	新渡戸文化短期大学における卒業時表彰内規
134	新渡戸文化短期大学臨床検査学科におけるベリタス伊藤賞表彰内規
135	新渡戸文化短期大学森本奨学金取扱い規程
136	新渡戸文化短期大学豊川メディカルスカラーシップ取扱い規程
137	新渡戸文化短期大学における入学試験作問手当支給に関する内規
138	新渡戸文化短期大学における謝礼等に関する内規
139	新渡戸文化短期大学における食に供することに関する内規
140	新渡戸文化短期大学動物実験規程
141	新渡戸文化短期大学倫理委員会規程
142	新渡戸文化短期大学におけるハラスメント防止基準

［注］

- □ 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、備付資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- □ 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- □ ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」にはURLも記載してください。
- □ 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う平成30年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける平成31年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、平成31年度のものを備付資料として準備してください。
- □ 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う平成30年度を

起点として過去3年間・過去5年間とします。

□ 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式10の通しページを付してください。